

平成28年度

浄化槽の指導普及に関する調査結果

平成28年12月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 浄化槽推進室

平成 28 年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果 目次

	頁
1. 浄化槽行政組織	1
2. 浄化槽行政担当職員	4
3. 浄化槽新設基数	7
(1) 平成 27 年度に新設された浄化槽基数（処理方式別）	7
(2) 平成 27 年度に新設された浄化槽基数（人槽区分別）	8
4. 浄化槽設置基数	9
(1) 処理方式別浄化槽全設置基数（旧構造基準のもの）	9
(2) 人槽区分別浄化槽全設置基数（旧構造基準のもの）	10
(3) 処理方式別浄化槽全設置基数（新構造基準のもの）	11
(4) 人槽区分別浄化槽全設置基数（新構造基準のもの）	12
(5) 処理方式別浄化槽全設置基数	13
(6) 人槽区分別浄化槽全設置基数	14
(7) 建築用途別浄化槽設置基数（201 人槽以上）	15
(8) 浄化槽設置基数の推移（全国）	16
5. 浄化槽廃止基数	17
(1) 浄化槽法第 11 条の 2 により廃止が確認された基数	17
(2) 浄化槽法第 11 条の 2 以外の事由により廃止が確認された単独処理浄化槽基数	18
(3) 浄化槽法第 11 条の 2 以外の事由により廃止が確認された合併処理浄化槽基数	19
6. 行政処分等の件数及び根拠	20
(1) 行政処分等の件数	20
(2) 行政処分等を行った根拠	24
7. 浄化槽関係業者数	26
8. 浄化槽法第 7 条検査関係	28
(1) 浄化槽法第 7 条検査結果	28
(2) 不適正の内容と件数（7 条検査）	29
9. 浄化槽法第 11 条検査関係	30
(1) 浄化槽法第 11 条検査結果	30
(2) 不適正の内容と件数（11 条検査）	31
10. 浄化槽法第 7 条及び第 11 条検査における BOD 検査結果	32
(1) 浄化槽法第 7 条検査における BOD 検査結果	32
(2) 浄化槽法第 11 条検査における BOD 検査結果	32
11. 指定検査機関関係	33
(1) 指定検査機関の検査体制	33
(2) 水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況	34
(3) BOD 検査導入状況一覧	36
(4) 効率化検査導入状況一覧	37

	頁
12. 浄化槽設置整備事業の実施状況	38
13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助	41
14. 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	44
15. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	45
16. 市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況	47
17. 市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況	48
18. 国庫助成による浄化槽整備実績	49
19. 浄化槽設置整備事業実施の区域の別	51
20. 浄化槽法に関する事務（権限）の移譲の状況	52
(1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（法令）	52
(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（市町村）	54
(3) 権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由（課題等）	56
21. 既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況	57
(1) 都道府県による補助制度の概要	57
(2) 補助制度がある市町村	60
22. 浄化槽（国庫助成による設置）の法定検査実施状況を把握している市町村	61
23. 浄化槽台帳の整備状況	63
(1) 都道府県の整備状況	63
(2) 市町村の整備状況	66
24. 維持管理組織の整備状況	67
(1) 維持管理組織を有する市町村	67
(2) 維持管理組織の概要（参考事例）	68
25. 一括契約の実施状況	71
(1) 一括契約の推進に積極的に取り組んでいる地方自治体	71
(2) 一括契約の概要（参考事例）	72
26. 浄化槽管理者講習会の実施状況	79
27. 放流水域に対する規制について	81
① 公共用水域に放流する場合	81
② 農業用水路に放流する場合	84
③ 道路側溝に放流する場合	87
④ その他の放流方法	90
28. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況	94
(1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	94
(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況	95
29. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況	96
(1) 地方公共団体が所有する浄化槽の基数	96
(2) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途	97
(3) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分	98

1. 浄化槽行政組織(平成28年4月現在)

都道府県名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先機関数
北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課	廃棄物指導グループ	011-231-4111(24-313)		011-232-4970	0	14
青森県	環境生活部	環境保全課	水・大気環境グループ	017-722-1111(6467)	017-734-9242	017-734-8081	0	4
岩手県	県土整備部	下水環境課	計画担当	019-651-3111(5896)	019-629-5896	019-629-9130	9	13
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	施設班	022-211-2111(2648)	022-211-2648	022-211-2390	5	1
秋田県	生活環境部	環境整備課	調整・循環型社会推進班	018-860-1111(1622)	018-860-1622	018-860-3835	8	0
	建設部	下水道課	調整・環境整備班	018-860-1111(2461)	018-860-2461	018-860-3813		
山形県	環境エネルギー部	水大気環境課	水環境担当	023-630-2211(2338)	023-630-2338	023-625-7991	0	4
福島県	生活環境部	一般廃棄物課		024-521-1111(2824)	024-521-7249	024-521-7984	0	7
茨城県	生活環境部	環境対策課水環境室	水質保全グループ	029-301-1111(2966)	029-301-2966	029-301-2969	0	5
栃木県	環境森林部	環境保全課	水環境担当	028-623-2323(3189)	028-623-3191	028-623-3138	0	5
群馬県	県土整備部	下水環境課	農集排・浄化槽係	027-223-1111(3689)	027-226-3689	027-223-1214	0	5
	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	一般廃棄物係	027-223-1111(2853)	027-226-2853	027-223-7292		
埼玉県	環境部	水環境課	浄化槽・川の国応援団担当	048-824-2111(3088)	048-830-3088	048-830-4773	0	7
千葉県	環境生活部	水質保全課	浄化槽班	043-223-2110(3813)	043-223-3813	043-222-5991	0	10
東京都	環境局資源循環推進部	一般廃棄物対策課	施設審査係	03-5321-2111(42-843)	03-5388-3583	03-5388-1381	0	1
神奈川県	保健福祉局生活衛生部	生活衛生課	環境衛生・海水浴場たばこ対策グループ	045-210-1111(4950)	045-210-4950	045-210-8864	9	0
	環境農政局緑政部	水源環境保全課	水質保全グループ	045-210-1111(4360)	045-210-4358	045-210-8855		
新潟県	県民生活・環境部	廃棄物対策課	資源循環推進係	025-285-5511(2502)	025-280-5160	025-280-5740	0	12
富山県	生活環境文化部	環境政策課	廃棄物対策班	076-431-4111(2685)	076-444-3140	076-444-3480	7	1
石川県	環境部	水環境創造課	生活排水グループ	076-225-1111(4354)	076-225-1493	076-225-1494	4	0
福井県	健康福祉部	医薬食品・衛生課	生活衛生・水道グループ	0776-21-1111(2642)	0776-20-0355	0776-20-0640	6	0
山梨県	森林環境部	大気水質保全課	水質担当	055-223-1511(6414)	055-223-1511	055-223-1512	0	4
長野県	環境部	生活排水課	生活排水係	026-232-0111(3378)	026-235-7299	026-235-7399	0	10
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	一般廃棄物係	058-272-1111(2716)	058-272-8219	058-278-2607	0	8
静岡県	くらし・環境部	環境局生活環境課	大気水質班	054-221-2253(2253)	054-221-2253	054-221-3665	4	0
愛知県	環境部	水地盤環境課	調整・生活排水グループ	052-961-2111(3054)	052-954-6219	052-961-4025	0	7
三重県	環境生活部	大気・水環境課	生活排水・水道班	059-224-3070	059-224-3145	059-229-1016	0	9
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	循環調整係	077-528-3471(3471)	077-528-3471	077-528-4845	0	6
京都府	環境部	水環境対策課	計画担当	075-451-8111	075-414-5209	075-414-5470	7	0
大阪府	健康医療部	環境衛生課	水道・生活排水グループ	06-6941-0351(2577)	06-6944-9181	06-6944-6707	9	0
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境整備課	循環型社会推進班	078-341-7711(3350)	078-362-3279	078-362-4189	0	7
奈良県	くらし創造部景観・環境局	環境政策課	水環境係	0742-22-1101(3397)	0742-27-8737	0742-22-1668	0	1
和歌山県	県土整備部河川・下水道局	下水道課	管理班	073-432-4111(3203)	073-441-3203	073-436-2940	0	0
鳥取県	生活環境部	水・大気環境課	上下水道担当	0857-26-7111(7402)	0857-26-7402	0857-26-8194	0	3
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	指導グループ	0852-22-5111(5261)	0852-22-5261	0852-22-6738	7	0
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	一般廃棄物班	086-224-2111(2688)	086-226-7307	086-224-2271	0	3
広島県	環境県民局	循環型社会課	一般廃棄物グループ	082-228-2111(2958)	082-513-2958	082-227-4815	0	7
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	ゼロエミッション推進班	083-922-3111	083-933-2992	083-933-2999	7	0
徳島県	県土整備部	水・環境課	経営企画・浄化槽担当	088-621-2500(2279)	088-621-2279	088-621-2896	2	2
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	総務・廃棄物政策グループ	087-831-1111(2914)	087-832-3224	087-831-1273	3	1
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	一般廃棄物係	089-941-2111(3534)	089-912-2355	089-912-2354	6	0
高知県	土木部	公園下水道課	環境施設担当	088-823-1111(9851)	088-823-9851	088-823-9036	5	0
福岡県	環境部	廃棄物対策課	施設第一係	092-651-1111(3459)	092-643-3398	092-643-3365	6	0
佐賀県	県土整備部	下水道課	浄化槽担当	0952-24-2111(2854)	0952-25-7185	0952-25-7537	5	0
長崎県	環境部	水環境対策課	生活排水班	095-824-1111(2664)	095-895-2664	095-895-2568	8	0
熊本県	土木部道路都市局	下水環境課	経営班	096-383-1111	096-333-2529	096-385-7398	10	0
大分県	生活環境部	廃棄物対策課	一般廃棄物班	097-536-1111(3122)	097-506-3122	097-506-1748	9	0
宮崎県	環境森林部	環境管理課	水保全対策担当	0985-26-7111(2382)	0985-26-7085	0985-38-6210	8	0
鹿児島県	土木部	都市計画課生活排水対策室	生活排水係	099-286-2111(3684)	099-286-3685	099-286-5633	9	0
沖縄県	環境部	環境整備課	一般廃棄物班	098-866-2333(2657)	098-866-2231	098-866-2235	5	0
合計							158	157

(注)「保健所数」「他出先機関数」は、浄化槽担当職員を有する保健所、出先機関の数である。

(保健所設置市)

保健所設置市名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
札幌市	環境局環境事業部	事業廃棄物課	一般廃棄物係	011-211-2111(2927)	011-211-2927	011-218-5105	0	0
函館市	環境部	環境推進課	ごみ減量・美化対策担当		0138-51-0798	0138-51-3498	0	0
小樽市	生活環境部	管理課	業務係	0134-32-4111(464)		0134-32-5032	0	0
旭川市	環境部	廃棄物処理課	浄化管理係	0166-26-1111(5221)	0166-25-6356	0166-29-3977	0	0
青森市	環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策チーム	017-734-1111(7063)	017-761-4012	017-761-4010	0	0
盛岡市	上下水道局	給排水課	排水設備係	019-623-1411(6143)		019-623-1410	0	1
仙台市	建設局下水道事業部	下水道調整課	施設係	022-261-1111(4228)	022-214-8233	022-214-8273	0	0
秋田市	環境部	環境保全課	浄化槽担当		018-866-2075	018-866-2078	0	0
郡山市	下水道部	下水道総務課	浄化槽係	024-924-2493(2351)	024-924-2351	024-938-2920	0	0
いわき市	生活環境部	生活排水対策室 経営企画課	業務係	0246-22-1111(3388)	0246-22-7519	0246-22-7572	0	0
宇都宮市	上下水道局	生活排水課	管理グループ	028-633-2001(344)	028-633-2001	028-633-3394	0	0
前橋市	環境部	ごみ減量課	西部清掃事務所	027-224-1111	027-253-1009	027-254-3396	0	1
高崎市	環境部	一般廃棄物対策課	管理担当	027-321-1111(3321・3322・3326)	027-321-1253	027-321-1161	0	0
さいたま市	環境局環境共生部	環境対策課	水質土壌係	048-829-1111(3139~3141)	048-829-1331	048-829-1991	0	0
川越市	環境部	環境対策課	水質・浄化槽担当	049-224-8811(2627)	049-224-5894	049-225-9800	0	0
越谷市	環境経済部	環境政策課	環境対策担当	048-964-2111(4418)	048-963-9186	048-963-9175	0	0
千葉市	環境局資源循環部	収集業務課	浄化槽班	043-245-5111(2948)	043-245-5252	043-245-5477	0	0
船橋市	環境部	廃棄物指導課	審査班	047-436-2111	047-436-3810	047-436-2448	0	0
柏市	環境部	環境政策課	水質保全担当	04-7167-1111(427)	04-7167-1695	04-7163-3728	0	0
八王子市	水循環部	水再生課	浄化槽担当	042-626-3111(4911)	042-656-2283	042-642-7739	0	0
町田市	下水道部	下水道整備課	浄化槽係	042-722-3111(4251)	042-724-4306	050-3161-6537	1	0
横浜市	資源循環局	業務課	浄化設備係		045-671-2548	045-662-1225	0	0
川崎市	環境局生活環境部	収集計画課	し尿・浄化槽担当	044-200-2111(31221)	044-200-2585	044-200-3923	0	2
相模原市	都市建設局下水道部	下水道保全課	総務指導班	042-754-1111(3344)	042-707-1908	042-754-1068	0	1
横須賀市	資源循環部	資源循環推進課	浄化槽指導係	046-822-4000(2333)	046-822-8271	046-823-0865	0	0
藤沢市	土木部	下水道業務課	排水設備担当	0466-25-1111(4452)	0466-50-8246	0466-50-8422	0	0
新潟市	環境部	環境対策課	水質係	025-228-1000(31372)	025-226-1371	025-230-0467	0	8
富山市	福祉保健部	保健所生活衛生課	衛生指導係	076-431-6111(88-910)	076-428-1154	076-428-1157	0	0
金沢市	環境局	環境指導課	規制指導係	076-220-2521	076-220-2508	076-260-7193	0	0
長野市	環境部	環境政策課	環境保全担当	026-226-4911(3019)	026-224-8836	026-224-5108	1	0
岐阜市	自然共生部	自然環境課	浄化槽係	058-265-4141(6444)	058-214-2154	058-267-1374	0	0
静岡市	環境局	廃棄物対策課	浄化槽推進係	054-221-2111(81-2813)	054-221-1264	054-221-1564	0	0
浜松市	上下水道部	お客さまサービス課	浄化槽・水洗化グループ	053-474-7915	053-474-7915	053-474-8009	0	7
名古屋	健康福祉局健康部	環境業務課	環境衛生係	052-961-1111(2644)	052-972-2644	052-972-4153	16	0
豊橋市	環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策グループ	0532-51-2410(2410)	0532-51-2410	0532-56-0566	0	0
岡崎市	環境部	廃棄物対策課	汚水管理班	0564-23-6000(6871)	0564-23-6871	0564-23-6536	0	0
豊田市	上下水道局	下水道施設課	浄化槽担当	0565-31-1212(2-6718)	0565-34-6964	0565-32-3171	0	0
四日市市	上下水道局管理部	生活排水課	浄化槽指導係		059-354-8402	059-354-8375	0	0
大津市	環境部	廃棄物減量推進課	生活排水係	077-528-2802(3642)	077-528-2802	077-523-2423	0	0
京都市	環境政策局環境企画部	環境指導課	環境調査担当	075-222-3111(3955)	075-222-3955	075-213-0922	0	2
大阪市	健康局健康推進部	生活衛生課	環境衛生グループ	06-6208-8181(9982)	06-6208-9982	06-6202-6967	1	0
堺市	健康部保健所	環境業務課	設備指導係	072-233-1101(3452-3455)	072-222-9940	072-222-9876	0	0
高槻市	産業環境部	清掃業務課	業務チーム	072-669-1153	072-669-1164	072-669-1009	0	0
枚方市	健康部保健所	保健衛生課	環境衛生グループ	072-841-1221(3260)	072-807-7624	072-845-0685	0	0
東大阪市	健康部 環境部	保健所環境業務課 環境企画課		072-960-3800 06-4309-3000(2916)	072-960-3804 06-4309-3198	072-960-3807 06-4309-3818	1	0
豊中市	健康福祉部保健所	衛生管理課	生活衛生係		06-6152-7321	06-6152-7328	0	0
神戸市	環境局環境保全部	環境保全指導課	水・土壌環境係	078-331-8181(3635)	078-322-5309	078-322-6068	0	0
姫路市	環境局	環境政策室	水質係	079-221-2111(2466)	079-221-2466	079-221-2469	0	0
尼崎市	健康福祉局保健部	生活衛生課	環境衛生班	06-4869-3017		06-4869-3049	0	0
西宮市	環境事業部	美化第3課	作業第3チーム		0798-33-0779	0798-35-9169	0	0
奈良市	保健所	保健・環境検査課	環境衛生係		0742-93-8477	0742-34-2483	0	0
和歌山市	環境部	浄化衛生課	管理班	073-432-0001(2749)	073-435-1067	073-435-1357	0	0
岡山市	環境局	環境保全課浄化槽対策室		086-803-1000(3995)	086-803-1294	086-803-1887	0	0
倉敷市	環境リサイクル局下水道部	下水道計画課合併浄化槽設置推進室			086-426-3583	086-425-5645	0	0
広島市	環境局業務部	業務第二課	浄化槽係	082-245-2111	082-504-2223	082-504-2229	0	0

(保健所設置市)

保健所設置市名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数	
呉市	環境部	環境管理課	環境調査グループ	0823-25-3551	0823-25-3551	0823-25-9752	0	0	
福山市	経済環境局環境部	環境保全課		084-921-2111(2559)	084-928-1072	084-927-7021	0	0	
下関市	環境部	廃棄物対策課	指導第1係	083-252-0978		083-252-1329	0	4	
高松市	上下水道局	給排水設備課	浄化槽係		087-839-2720	087-839-2749	0	0	
松山市	環境部	環境指導課	浄化槽担当	089-948-6688(6439)	089-948-6439	089-934-1812	1	0	
高知市	環境部	環境保全課	生活排水係	088-822-8111(3658)	088-823-9471	088-823-2057	0	0	
北九州市	環境局	循環社会推進部業務課	生活排水担当係		093-582-2180	093-582-2196	0	0	
福岡市	保健福祉局生活衛生部	生活衛生課	墓地・葬祭場管理係	092-711-4111(2254)	092-711-4273	092-733-5588	0	7	
大牟田市	環境部	環境保全課	浄化槽担当	0944-41-2222(3623)	0944-41-2721	0944-41-2722	0	0	
久留米市	企業局上下水道部	給排水設備課	排水設備・浄化槽チーム	0942-30-8500(248)	0942-30-9237	0942-38-2694	0	1	
長崎市	環境部	環境政策課	監視指導係	095-822-8888(3125)	095-829-1156	095-820-0316	0	0	
佐世保市	環境部	環境保全課	環境指導係	0956-24-1111(7210-36)	0956-26-1787	0956-34-4477	0	0	
熊本市	環境局資源循環部	浄化対策課	指導班	096-328-2111(2366)	096-328-2366	096-359-9945	0	0	
大分市	下水道部	下水道経営企画課	浄化槽担当班	097-534-6111(*009-416)	097-540-5850	097-538-3549	0	0	
宮崎市	環境部	廃棄物対策課	生活排水係	0985-25-2111(3397)	0985-21-1763	0985-28-2235	0	0	
鹿児島市	環境部	環境保全課	浄化設備係	099-224-1111(5845)	099-216-1291	099-216-1292	0	0	
那覇市	環境部	環境保全課	水質保全グループ	098-867-0111(2403)	098-951-3229	098-951-3230	0	0	
							合計	21	34

(注)「保健所数」「他出先事務所数」は、浄化槽担当職員を有する保健所、出先事務所の数である。

(東京都特別区)

特別区名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数	
千代田区	環境まちづくり部	千代田清掃事務所	許可指導係	03-3251-0566	同左	03-3251-4627	1	0	
中央区	環境土木部	中央清掃事務所	排出指導係	03-3562-1521	03-3562-1524	03-3562-1504	0	0	
港区	環境リサイクル支援部	みなとリサイクル清掃事務所	許可指導係	03-3578-2111(3911)	03-3450-8025	03-3450-8063	0	1	
新宿区	環境清掃部	ごみ減量リサイクル課	ごみ減量計画係	03-3209-1111(4734)	03-5273-3318	03-5273-4070	0	0	
文京区	資源環境部	リサイクル清掃課	清掃事業係	03-3812-1111(2563)	03-5803-1182	03-5803-1362	0	0	
台東区	環境清掃部	清掃リサイクル課		03-5246-1111(2121)	03-5246-1018	03-5246-1159	0	0	
墨田区	区民活動推進部環境担当	すみだ清掃事務所	啓発指導係	03-3613-2229	03-3613-2229	03-3613-2350	0	0	
江東区	環境清掃部	清掃リサイクル課	清掃リサイクル係	03-3647-9111(6341)	03-3647-9181	03-5617-5737	0	0	
品川区	清掃事務所		許可指導係		03-3490-7034	03-3490-7041	0	0	
目黒区	環境清掃部	清掃リサイクル課	管理調整係	03-3715-1111(3813)	03-5722-9572	03-9577-9573	0	0	
大田区	環境清掃部	環境清掃管理課	廃棄物指導係	03-5744-1111(3468)	03-5744-1629	03-5744-1550	1	1	
世田谷区	清掃・リサイクル部	事業課	指導許可担当	03-5432-1111(2289)	03-5432-2289	03-5432-3058	1	0	
渋谷区	土木清掃部	清掃リサイクル課	清掃事務所	03-3463-1211(3541・3542)	03-5467-4300	03-5467-4301	0	0	
中野区	環境部	ごみゼロ推進分野	ごみ減量推進	03-3389-1111(5061)	03-3228-5563	03-3228-5634	0	1	
杉並区	環境部	ごみ減量対策課	管理係	03-3312-2111(3723)	03-5307-0668	03-3312-2306	3	1	
豊島区	環境清掃部	ごみ減量推進課	計画調整グループ	03-3981-1111(6817)	03-3981-1320	03-3980-5134	0	0	
北区	生活環境部	リサイクル清掃課	計画事業係	03-3908-1111(2457)	03-3908-9063	03-3906-8474	0	0	
荒川区	環境清掃部	清掃リサイクル課	計画係	03-3802-3111(470)	03-5692-6690	03-5692-6699	0	0	
板橋区	資源環境部	清掃リサイクル課	計画調整係	03-3964-1111(2218)	03-3579-2218	03-3579-2249	0	0	
練馬区	環境部	清掃リサイクル課	清掃事業係	03-3993-1111(8845)	03-5984-1059	03-5984-1227	0	0	
足立区	環境部	ごみ減量推進課	業務係	03-3880-5111(3182)	03-3880-5302	03-3880-5604	0	0	
葛飾区	環境部	清掃事務所	許可指導係	03-3695-1111(2931)	03-3693-6113	03-3691-1797	0	0	
江戸川区	環境部	清掃課	清掃事業係	03-5662-1151(3013)	03-5662-8434	03-5678-6741	0	0	
							合計	6	4

(注)「保健所数」「他出先事務所数」は、浄化槽担当職員を有する保健所、出先事務所の数である。

2. 浄化槽行政担当職員(平成28年4月現在)

都道府県名	本庁						出先						合計					
	専任	兼任		合計		専任	兼任		合計		専任	兼任		合計				
		うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員		うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員		うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員			
北海道	1	0	5	3	6	3	2	2	58	24	60	26	3	2	63	27	66	29
青森県	0	0	4	4	4	4	0	0	16	16	16	16	0	0	20	20	20	20
岩手県	0	0	5	0	5	0	0	0	35	22	35	22	0	0	40	22	40	22
宮城県	0	0	6	6	6	6	0	0	51	49	51	49	0	0	57	55	57	55
秋田県	0	0	6	2	6	2	0	0	43	40	43	40	0	0	49	42	49	42
山形県	0	0	5	0	5	0	0	0	19	8	19	8	0	0	24	8	24	8
福島県	0	0	5	2	5	2	0	0	23	18	23	18	0	0	28	20	28	20
茨城県	3	0	4	0	7	0	5	0	10	0	15	0	8	0	14	0	22	0
栃木県	0	0	3	0	3	0	0	0	13	0	13	0	0	0	16	0	16	0
群馬県	1	0	5	2	6	2	0	0	16	4	16	4	1	0	21	6	22	6
埼玉県	5	3	3	1	8	4	4	4	74	60	78	64	9	7	77	61	86	68
千葉県	3	1	3	1	6	2	5	3	38	25	43	28	8	4	41	26	49	30
東京都	3	1	1	1	4	2	1	0	3	2	4	2	4	1	4	3	8	4
神奈川県	0	0	8	7	8	7	0	0	59	59	59	59	0	0	67	66	67	66
新潟県	0	0	7	3	7	3	0	0	41	26	41	26	0	0	48	29	48	29
富山県	0	0	11	10	11	10	0	0	34	34	34	34	0	0	45	44	45	44
石川県	0	0	4	0	4	0	0	0	6	6	6	6	0	0	10	6	10	6
福井県	0	0	4	0	4	0	0	0	21	21	21	21	0	0	25	21	25	21
山梨県	0	0	5	0	5	0	0	0	24	0	24	0	0	0	29	0	29	0
長野県	0	0	8	0	8	0	1	0	37	0	38	0	1	0	45	0	46	0
岐阜県	0	0	5	3	5	3	0	0	49	13	49	13	0	0	54	16	54	16
静岡県	1	0	5	0	6	0	0	0	22	4	22	4	1	0	27	4	28	4
愛知県	0	0	9	0	9	0	2	0	66	17	68	17	2	0	75	17	77	17
三重県	0	0	6	6	6	6	0	0	61	60	61	60	0	0	67	66	67	66
滋賀県	0	0	5	2	5	2	0	0	6	3	6	3	0	0	11	5	11	5
京都府	2	2	3	1	5	3	0	0	33	32	33	32	2	2	36	33	38	35
大阪府	3	3	3	3	6	6	0	0	52	52	52	52	3	3	55	55	58	58
兵庫県	0	0	4	4	4	4	1	0	30	22	31	22	1	0	34	26	35	26
奈良県	0	0	6	6	6	6	0	0	2	2	2	2	0	0	8	8	8	8
和歌山県	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
鳥取県	0	0	4	0	4	0	0	0	17	15	17	15	0	0	21	15	21	15
島根県	0	0	13	4	13	4	0	0	43	22	43	22	0	0	56	26	56	26
岡山県	0	0	3	2	3	2	0	0	22	17	22	17	0	0	25	19	25	19
広島県	0	0	5	2	5	2	0	0	44	39	44	39	0	0	49	41	49	41
山口県	1	1	5	5	6	6	0	0	39	39	39	39	1	1	44	44	45	45
徳島県	2	0	4	0	6	0	0	0	11	6	11	6	2	0	15	6	17	6
香川県	1	0	4	2	5	2	0	0	23	10	23	10	1	0	27	12	28	12
愛媛県	0	0	5	3	5	3	0	0	23	3	23	3	0	0	28	6	28	6
高知県	1	0	4	0	5	0	0	0	21	14	21	14	1	0	25	14	26	14
福岡県	0	0	3	2	3	2	6	0	11	8	17	8	6	0	14	10	20	10
佐賀県	1	1	3	0	4	1	1	0	15	11	16	11	2	1	18	11	20	12
長崎県	1	0	6	0	7	0	0	0	41	16	41	16	1	0	47	16	48	16
熊本県	0	0	4	0	4	0	2	1	47	21	49	22	2	1	51	21	53	22
大分県	0	0	5	1	5	1	0	0	37	37	37	37	0	0	42	38	42	38
宮崎県	0	0	8	0	8	0	0	0	33	29	33	29	0	0	41	29	41	29
鹿児島県	0	0	7	0	7	0	0	0	29	0	29	0	0	0	36	0	36	0
沖縄県	0	0	2	2	2	2	0	0	12	12	12	12	0	0	14	14	14	14
小計	29	12	236	90	265	102	30	10	1,410	918	1,440	928	59	22	1,646	1,008	1,705	1,030
保健所設置市計	142	31	276	75	418	106	1	0	285	115	286	115	143	31	561	190	704	221
特別区計	0	0	91	29	91	29	3	1	25	12	28	13	3	1	116	41	119	42
合計	171	43	603	194	774	237	34	11	1,720	1,045	1,754	1,056	205	54	2,323	1,239	2,528	1,293

(注)「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

(注)東京都は特別区を除く担当職員数

(保健所設置市)

保健所設置市名	本庁						出先						合計					
	専任	兼任		合計		専任	兼任		合計		専任	兼任		合計				
		うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員		うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員		うち 指導員	うち 指導員	うち 指導員				
札幌市	0	0	5	4	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	5	4
函館市	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
小樽市	0	0	3	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	3	2
旭川市	1	0	5	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	6	0
青森市	0	0	5	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	5	1
盛岡市	0	0	7	0	7	0	0	0	4	0	4	0	0	0	11	0	11	0
仙台市	4	0	3	0	7	0	0	0	0	0	0	0	4	0	3	0	7	0
秋田市	3	1	1	0	4	1	0	0	0	0	0	0	3	1	1	0	4	1
郡山市	3	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	5	0
いわき市	1	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3	0
宇都宮市	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0
前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0	8	0	8	0
高崎市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
さいたま市	2	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	4	0
さいたま市	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
越谷市	4	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	5	0
千葉市	2	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	4	0
船橋市	0	0	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6
柏市	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0	0	0	9	0	9	0
町田市	7	0	1	0	8	0	0	0	0	0	0	0	7	0	1	0	8	0
横浜市	0	0	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7
川崎市	0	0	4	4	4	4	0	0	9	8	9	8	0	0	13	12	13	12
相模原市	0	0	4	3	4	3	0	0	5	4	5	4	0	0	9	7	9	7
横須賀市	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0
藤沢市	0	0	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
新富山	0	0	8	0	8	0	0	0	52	0	52	0	0	0	60	0	60	0
富山	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
金沢市	1	1	10	7	11	8	0	0	0	0	0	0	1	1	10	7	11	8
長野市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
岐阜市	4	4	3	3	7	7	0	0	0	0	0	0	4	4	3	3	7	7
静岡市	4	1	2	1	6	2	0	0	0	0	0	0	4	1	2	1	6	2
浜松市	4	0	3	0	7	0	0	0	22	0	22	0	4	0	25	0	29	0
名古屋	0	0	5	5	5	5	0	0	74	74	74	74	0	0	79	79	79	79
豊橋市	1	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	5	0
岡崎市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
豊田市	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6	0
四日市	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0
大津市	3	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	5	0
京都府	0	0	5	0	5	0	0	0	34	0	34	0	0	0	39	0	39	0
大阪府	0	0	5	0	5	0	0	0	7	0	7	0	0	0	12	0	12	0
堺市	0	0	13	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	13	0
高槻市	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0
枚方市	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0
東大阪	0	0	9	0	9	0	0	0	5	0	5	0	0	0	14	0	14	0
豊中市	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	8	8
神戸市	0	0	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0
姫路市	1	0	5	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	6	0
西宮市	0	0	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
奈良市	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	4	0	1	0	3	0	4	0
奈良市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
歌山	8	7	0	0	8	7	0	0	0	0	0	0	8	7	0	0	8	7
岡山市	5	4	0	0	5	4	0	0	0	0	0	0	5	4	0	0	5	4
倉敷市	6	0	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	6	0	2	0	8	0
広島市	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0

(保健所設置市)

保健所設置市名	本庁						出先						合計					
	専任	兼任		合計		専任	兼任		合計		専任	兼任		合計				
		うち指導員	うち指導員	うち指導員	うち指導員		うち指導員	うち指導員	うち指導員	うち指導員		うち指導員	うち指導員	うち指導員				
呉市	2	2	4	4	6	6	0	0	0	0	0	0	2	2	4	4	6	6
福山市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
下関市	2	0	4	0	6	0	0	0	14	0	14	0	2	0	18	0	20	0
高松市	4	0	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	6	0
松山市	4	0	7	3	11	3	0	0	3	0	3	0	4	0	10	3	14	3
高知市	4	0	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	6	0
北九州市	2	0	4	0	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	6	0
福岡市	0	0	4	4	4	4	0	0	34	29	34	29	0	0	38	33	38	33
大牟田市	3	1	1	1	4	2	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1	4	2
久留米市	4	0	3	0	7	0	0	0	2	0	2	0	4	0	5	0	9	0
長崎市	1	0	3	2	4	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	4	2
佐世保市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
熊本市	7	7	4	1	11	8	0	0	0	0	0	0	7	7	4	1	11	8
大分市	3	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	4	0
宮崎市	6	0	3	0	9	0	0	0	0	0	0	0	6	0	3	0	9	0
鹿児島市	7	3	1	0	8	3	0	0	0	0	0	0	7	3	1	0	8	3
那覇市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
小計	142	31	276	75	418	106	1	0	285	115	286	115	143	31	561	190	704	221

(注)「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

(東京都特別区)

特別区名	本庁						出先						合計					
	専任	兼任		合計		専任	兼任		合計		専任	兼任		合計				
		うち指導員	うち指導員	うち指導員	うち指導員		うち指導員	うち指導員	うち指導員	うち指導員		うち指導員	うち指導員	うち指導員				
千代田区	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
中央区	0	0	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7
港区	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	4	0	4	0
新宿区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
文京区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
台東区	0	0	4	2	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	4	2
墨田区	0	0	7	4	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	7	4
江東区	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
品川区	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	3	1	3	1	0	0	3	1
目黒区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
大田区	0	0	4	0	4	0	0	0	6	0	6	0	0	0	10	0	10	0
世田谷区	0	0	6	5	6	5	0	0	10	9	10	9	0	0	16	14	16	14
渋谷区	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
中野区	0	0	2	2	2	2	0	0	3	3	3	3	0	0	5	5	5	5
杉並区	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0	3	0	3	0
豊島区	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
北区	0	0	10	4	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	10	4	10	4
荒川区	0	0	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1
板橋区	0	0	8	4	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4	8	4
練馬区	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
足立区	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
葛飾区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
江戸川区	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
小計	0	0	91	29	91	29	3	1	25	12	28	13	3	1	116	41	119	42

(注)「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

3. 浄化槽新設基數

(1)平成27年度に新設された浄化槽基數(処理方式別)

都道府県名	構造例示型													大臣認定型			合計		
	分離接触 ばつ気	嫌気ろ床 接触ばつ気	脱窒ろ床 接触ばつ気	回転板 接触	接触 ばつ気	散水 ろ床	長時間 ばつ気	標準 活性汚泥	接触 ばつ気 ・砂ろ過	凝集 分離	接触 ばつ気 ・活性炭	凝集 分離 ・活性炭	硝化液 循環	3次処理 脱窒	小計	うち營養 又又は型 燃除去型 高度処理		うち營養 及U型 燃除去型 高度処理	うちBOD 除去型 高度処理
北海道	13	243	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,210	991	12	20	1,468
青森県	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,624	-	-	-	1,629
岩手県	0	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,190	1,594	1	0	2,305	
宮城県	378	77	0	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2,640	1,915	20	0	3,104	
秋田県	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,168	1,019	1	5	1,177	
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	845	402	0	1	845	
福島県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5,216	4,854	25	0	5,217	
茨城県	0	6	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4,925	4,686	198	5	4,934	
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,670	2,556	0	1	2,670	
群馬県	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5,248	5,120	3	0	5,250	
埼玉県	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	7,745	7,573	2	3	7,749	
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,718	6,509	17	9	6,718	
東京都	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	201	194	2	0	205	
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,161	802	2	0	1,161	
新潟県	1	98	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1,615	1,130	7	13	1,719	
富山県	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	301	151	0	0	303	
石川県	0	67	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	521	436	0	75	589	
福井県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	417	398	1	0	418	
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,320	790	0	3	1,320	
長野県	24	79	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,297	449	0	1	1,401	
岐阜県	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,769	1,722	17	1	1,779	
静岡県	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	7,325	1,647	0	27	7,331	
愛知県	3	3	0	0	4	0	0	0	1	0	0	1	0	7,408	4,850	2	2	7,421	
三重県	2	57	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3,391	3,108	2	0	3,460	
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	215	94	2	3	215	
京都府	0	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	397	107	0	1	451	
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,048	974	7	4	1,048	
兵庫県	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	843	752	2	0	855	
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	942	910	0	0	942	
和歌山県	30	13	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3,240	1,758	0	1	3,284	
鳥取県	1	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	264	237	1	0	272	
島根県	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,128	442	163	1	1,333	
岡山県	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,400	2,400	0	0	2,977	
広島県	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,778	1,928	0	8	2,858	
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,816	1,777	2	0	1,816	
徳島県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,790	2,407	0	0	2,796	
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,199	3,085	0	0	3,199	
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,234	2,193	2	1	2,234	
高知県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,759	1,682	0	24	1,761	
福岡県	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3,855	3,276	0	0	3,852	
佐賀県	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,183	1,130	1	15	1,253	
長崎県	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,923	1,831	0	0	1,935	
熊本県	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,371	2,211	0	21	2,391	
大宮	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,093	2,919	0	0	3,117	
分崎	1	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2,583	335	1	0	2,591	
児島	3	27	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6,920	5,604	0	0	6,956	
鹿嶋	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,363	765	9	2	1,407	
合計	489	1,143	2	19	47	0	2	0	1	1	0	1	0	117,841	91,713	502	247	119,526	

(注)大臣認定型の内数については、一部未集計の都道府県もある。

3. 浄化槽新設基数

(2)平成27年度に新設された浄化槽基数 (人槽区分別)

都道府県名	5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合計
北海道	1,336	57	57	5	9	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1,468
青森県	1,474	58	71	7	17	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1,629
岩手県	2,125	45	91	32	7	2	1	1	1	0	0	0	0	0	2,305
宮城県	2,889	72	81	34	14	8	5	1	0	0	0	0	0	0	3,104
秋田県	1,077	35	49	9	4	2	2	1	0	0	0	0	0	0	1,177
山形県	796	18	21	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	845
福島県	4,704	115	283	53	36	11	10	3	1	0	0	0	0	0	5,217
茨城県	4,543	100	243	22	16	5	4	1	0	0	0	0	0	0	4,934
栃木県	2,504	90	90	13	5	4	4	1	0	0	0	0	0	0	2,670
群馬県	4,845	99	238	40	16	4	4	3	1	0	0	0	0	0	5,250
埼玉県	7,236	124	304	37	34	4	6	4	0	0	0	0	0	0	7,749
千葉県	6,166	141	322	41	36	4	5	1	1	0	0	0	0	0	6,718
東京都	179	9	14	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	205
神奈川県	1,044	42	54	12	5	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1,161
新潟県	1,541	60	88	18	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1,719
富山県	263	10	20	7	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	303
石川県	494	38	47	7	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	589
福井県	381	12	18	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	418
山梨県	1,232	23	55	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1,320
長野県	1,315	32	38	8	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,401
岐阜県	1,648	35	72	14	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1,779
静岡県	6,828	133	288	42	21	12	5	1	1	0	0	0	0	0	7,331
愛知県	6,705	221	369	63	34	7	9	8	4	1	0	0	0	0	7,421
三重県	3,147	77	167	39	18	1	5	0	0	0	0	0	0	0	3,460
滋賀県	156	31	17	2	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0	215
京都府	416	10	17	5	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	451
大阪府	942	18	60	11	10	2	4	1	0	0	0	0	0	0	1,048
兵庫県	775	21	40	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	855
奈良県	860	21	51	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	942
和歌山県	2,999	71	154	26	22	9	2	1	0	0	0	0	0	0	3,284
鳥取県	240	9	15	4	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	272
島根県	1,032	32	54	8	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1,133
岡山県	2,800	52	99	10	11	1	3	1	0	0	0	0	0	0	2,977
広島県	2,688	53	90	13	7	1	6	0	0	0	0	0	0	0	2,858
山口県	1,668	35	90	14	5	2	0	1	0	0	0	0	1	0	1,816
徳島県	2,547	57	156	24	8	3	0	1	0	0	0	0	0	0	2,796
香川県	2,921	74	173	19	7	3	1	1	0	0	0	0	0	0	3,199
愛媛県	2,047	52	102	16	12	3	0	1	0	0	0	0	0	0	2,234
高知県	1,618	34	85	11	9	2	1	0	1	0	0	0	0	0	1,761
福岡県	3,394	123	230	63	34	10	8	0	0	0	0	0	0	0	3,862
佐賀県	1,120	35	81	12	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,253
長崎県	1,739	76	91	15	10	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1,935
熊本県	2,276	68	29	12	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2,391
大分県	2,847	67	153	38	6	5	1	0	0	0	0	0	0	0	3,117
宮崎県	2,417	49	96	15	9	1	2	1	1	0	0	0	0	0	2,591
鹿児島県	6,501	141	247	39	17	8	2	1	0	0	0	0	0	0	6,956
沖縄県	1,096	89	147	41	14	8	7	4	1	0	0	0	0	0	1,407
合計	109,571	2,784	5,396	933	512	154	117	39	15	1	2	0	2	0	119,526

4. 浄化槽設置基数

(1)処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの) (平成28年3月末現在)

都道府県名	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽				合計
	腐敗型	ばつ気型	その他	小計	散水床	活性汚泥	その他	小計	
北海道	551	3,330	150	4,031	39	300	499	838	4,869
青森県	517	4,353	8,873	13,743	1	34	183	218	13,961
岩手県	569	1,029	49	1,647	4	36	379	419	2,066
宮城県	793	4,208	314	5,315	0	63	369	432	5,747
秋田県	756	5,306	131	6,193	0	73	316	389	6,582
山形県	896	9,153	370	10,419	0	26	25	51	10,470
福島県	9,001	28,565	2,456	40,022	0	183	47	230	40,252
茨城県	600	3,153	193	3,946	4	56	0	60	4,006
栃木県	1,921	2,524	143	2,859	0	144	0	144	3,003
群馬県	5,991	27,271	1,137	34,399	0	133	10	143	34,542
埼玉県	11,908	46,910	12	58,830	22	453	12	487	59,317
千葉県	2,748	63,596	26,451	92,795	1	893	19	913	93,708
東京都	1,467	4,605	360	6,432	3	33	5	41	6,473
神奈川県	20,804	24,623	797	46,224	15	179	317	511	46,735
新潟県	4,360	21,034	3,463	28,857	2	102	127	231	29,088
富山県	2,190	7,473	3	9,666	0	31	2	33	9,699
石川県	702	5,426	2,914	9,042	1	7	104	112	9,154
福井県	2,253	10,631	3,359	16,243	0	35	2,617	2,652	18,895
山梨県	9,095	17,632	553	27,280	0	227	26	253	27,533
長野県	3,202	1,351	509	5,062	17	56	364	437	5,499
岐阜県	8,907	18,720	27,891	52,811	2	244	0	246	28,137
静岡県	3,308	16,050	361	19,719	2	64	11	77	19,796
愛知県	52,213	65,789	1,763	119,765	44	109	1,138	1,291	121,056
三重県	362	18,601	7,768	26,731	9	29	455	493	27,224
滋賀県	767	3,982	536	5,285	9	392	640	1,041	6,326
京都府	372	4,561	313	5,246	65	51	123	239	5,485
大阪府	5,610	40,259	1,793	47,662	23	188	53	264	47,926
兵庫県	2,375	11,751	1,188	15,314	31	177	909	1,117	16,431
奈良県	5,782	18,531	475	24,788	13	77	21	111	24,899
和歌山県	5,998	18,445	12,448	36,891	5	80	143	228	37,119
鳥取県	553	2,241	17	2,811	0	8	105	113	2,924
島根県	1,291	3,975	2	5,268	0	0	0	0	5,268
岡山県	2,685	15,881	745	19,311	7	180	17	204	19,515
広島県	4,228	14,694	6,931	25,853	14	348	1,110	1,472	27,325
山口県	9,701	8,062	165	17,928	0	208	36	244	18,172
徳島県	17,345	20,212	802	38,359	1	69	6	76	38,435
香川県	4,630	13,039	254	17,923	0	103	9	112	18,035
愛媛県	3,761	14,453	71	18,285	1	180	4	185	18,470
高知県	1,774	5,643	2,220	9,637	8	67	146	221	9,858
福岡県	4,385	11,922	1,086	17,393	7	86	193	286	17,679
佐賀県	1,665	2,645	335	4,645	0	17	2	19	4,664
長崎県	1,297	3,327	86	4,710	0	85	19	104	4,814
熊本県	6,058	8,462	519	15,039	6	66	8	80	15,119
大分県	7,151	16,608	238	23,997	1	171	13	185	24,182
宮崎県	2,962	7,513	5,617	16,092	0	2	634	636	16,728
鹿児島県	2,996	13,380	11	16,387	0	112	5	117	16,504
沖縄県	1,674	8,959	3,996	14,629	0	4	775	779	15,408
合計	238,445	679,878	102,241	1,020,564	357	6,181	11,996	18,534	1,039,098

4. 浄化槽設置基数

(2) 入槽区分別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの) (平成28年3月末現在)

都道府県名	5～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合計
北海道	3,037	1,355	290	85	66	25	5	4	1	1	0	0	4,869
青森県	10,183	2,999	459	149	107	33	18	7	3	2	0	1	13,961
岩手県	1,207	624	132	40	41	15	4	1	0	2	0	0	2,066
宮城県	4,560	966	124	36	43	8	9	0	0	0	0	0	5,747
秋田県	4,719	1,483	249	61	53	11	4	2	0	0	0	0	6,582
山形県	9,078	1,227	108	36	15	4	1	0	0	1	0	0	10,470
福島県	36,457	3,325	288	80	68	15	15	2	0	2	0	0	40,252
茨城県	3,005	870	83	31	12	3	1	0	0	0	2	0	4,006
栃木県	1,640	1,124	74	67	53	34	9	2	0	0	0	0	3,003
群馬県	31,991	2,224	153	74	67	19	9	3	2	0	0	0	34,542
埼玉県	50,476	7,545	771	200	164	83	63	15	0	0	0	0	59,317
千葉県	77,090	13,547	1,737	575	541	144	49	13	3	0	7	2	93,708
東京都	5,448	941	58	14	7	3	1	0	0	1	0	0	6,473
神奈川県	40,596	5,078	642	225	163	20	6	3	0	1	1	0	46,735
新潟県	26,027	2,705	175	71	46	22	23	15	2	1	1	0	29,088
富山県	8,841	751	55	24	17	6	4	0	0	1	0	0	9,699
石川県	8,080	940	76	36	12	9	0	0	0	1	0	0	9,154
福井県	16,066	2,413	211	78	51	33	23	11	4	1	3	0	18,895
山梨県	23,788	3,230	318	102	69	24	2	0	0	0	0	0	27,533
長野県	4,019	1,225	154	35	27	14	9	10	3	1	2	0	5,499
岐阜県	25,031	2,658	222	91	105	21	6	3	0	0	0	0	28,137
静岡県	18,096	1,489	118	41	36	10	2	3	0	1	0	0	19,796
愛知県	102,574	15,914	1,732	358	321	94	41	10	6	0	5	1	121,056
三重県	22,588	3,936	351	127	97	72	29	10	9	0	2	3	27,224
滋賀県	4,831	1,241	135	55	33	14	14	0	1	0	2	0	6,326
京都府	4,490	843	103	17	23	4	2	2	1	0	0	0	5,485
大阪府	41,696	5,581	324	128	133	33	19	6	2	0	3	1	47,926
兵庫県	12,206	3,333	556	202	202	15	3	5	2	1	0	0	16,431
奈良県	20,998	3,460	275	92	59	10	6	0	2	0	0	0	24,899
和歌山県	30,756	5,364	585	181	128	66	27	6	1	2	2	1	37,119
鳥取県	2,297	553	31	17	14	6	3	1	2	0	0	0	2,924
島根県	4,031	1,119	78	28	12	0	0	0	0	0	0	0	5,268
岡山県	15,893	3,143	267	83	91	23	10	0	2	0	0	1	19,515
広島県	22,921	3,771	387	115	92	17	9	5	3	1	2	2	27,325
山口県	14,405	3,358	285	58	47	9	7	1	2	0	0	0	18,172
徳島県	33,583	4,088	578	94	54	17	15	2	3	0	1	0	38,435
香川県	16,447	1,452	65	31	26	8	6	0	0	0	0	0	18,035
愛媛県	16,319	1,777	242	67	34	16	7	4	1	1	2	0	18,470
高知県	7,800	1,655	246	87	58	9	1	2	0	0	0	0	9,858
福岡県	12,002	4,640	647	203	162	17	6	1	0	0	1	0	17,679
佐賀県	3,261	1,211	130	37	15	4	4	1	1	0	0	0	4,664
長崎県	3,230	1,231	206	74	48	18	6	1	0	0	0	0	4,814
熊本県	13,480	1,457	117	33	22	5	4	0	0	0	0	0	15,119
大分県	19,488	4,252	304	65	44	18	7	1	2	0	1	0	24,182
宮崎県	15,470	1,112	93	21	19	6	6	1	0	0	0	0	16,728
鹿児島県	13,410	2,667	248	76	71	22	5	3	1	0	1	0	16,504
沖縄県	13,403	1,785	103	47	35	22	9	1	1	0	1	0	15,408
合計	877,014	137,662	14,585	4,447	3,506	1,079	509	157	60	22	43	14	1,039,098

4. 浄化槽設置基數
 (3)処理方式別浄化槽全設置基數(新構造基準のもの) (平成28年3月末現在)

都道府県名	単独処理浄化槽										構造例示型										合併処理浄化槽					合計
	大臣認定型					大臣認定型					大臣認定型					大臣認定型										
	分離接触 ばつ気	分離 ばつ気	散水 ろ床	その他	小計	分離接触 ばつ気	嫌気ろ床 接触ばつ気	脱窒ろ 床接触 ばつ気	回転板 接触	接触 ばつ気	散水 ろ床	長時間 ばつ気	標準 活性 汚泥	接触 ばつ気 ・砂ろ過	濃集 ばつ気 分離	接触 ばつ気 ・活性炭	濃集 ばつ気 分離	硝化液 循環	3次処 理防窒 ・脱磷	計	うち窒素 又は 機除去型 高度処理	うち窒素 及び 機除去型 高度処理	うちBOD 機除去型 高度処理	小計		
北海道	13,252	1,983	61	310	15,606	2,924	20,651	47	50	1,525	19	196	2	31	27	0	1	1	2	22,552	11,286	101	337	48,028		
青森県	48,279	6,286	0	432	54,997	722	6,571	5	2	752	0	34	0	0	0	0	0	0	0	30,417	-	-	-	38,505		
岩手県	3,203	396	1	21	3,805	1,307	17,885	1	6	1,785	5	102	3	3	0	5	1	1	49,967	13,589	1	1	53,588			
宮城県	16,224	2,033	19	717	19,003	3,131	10,757	6	3	548	2	66	0	0	0	0	0	0	32,231	9,693	256	1	46,774			
秋田県	22,903	941	10	369	24,223	734	12,269	40	2	1,124	0	54	2	0	1	0	0	0	25,435	8,672	1	10	63,885			
山形県	30,292	2,944	0	441	33,677	918	10,921	2	0	480	2	46	8	1	2	0	0	2	19,345	4,077	0	3	65,405			
福島県	108,005	11,724	0	3,027	122,756	1,622	29,987	23	37	2,549	0	154	2	0	0	0	0	2	78,156	37,700	89	14	112,532			
茨城県	91,125	5,698	0	0	96,823	3,392	46,705	0	67	2,697	0	363	0	0	0	0	0	0	95,053	38,880	2,237	67	148,277			
栃木県	35,381	12,127	25	462	47,995	2,333	30,310	0	2	1,448	4	107	1	0	0	0	0	0	63,397	22,518	81	8	102,005			
群馬県	133,352	18,698	0	214	152,264	2,275	24,553	0	4	1,822	0	125	1	0	0	0	0	0	92,125	47,351	3	8	273,169			
埼玉県	187,690	39,059	10	5	226,764	6,683	98,433	12	34	7,214	0	127	4	0	0	0	0	0	110,210	-	-	-	449,477			
千葉県	174,314	29,069	29	38,535	241,947	4,705	81,888	60	76	5,216	2	248	0	61	26	13	2	4	143,336	65,990	162	32	477,591			
東京都	8,177	2,306	3	40	10,526	469	2,954	24	0	295	0	42	0	0	1	0	0	0	5,758	4,952	27	39	20,071			
神奈川県	66,553	14,062	15	28	80,658	739	10,577	11	8	1,390	32	125	1	6	0	0	0	2	27,678	3,291	951	423	121,227			
新潟県	108,900	5,820	6	140	114,866	771	13,163	3	5	2,570	0	105	9	0	0	0	0	0	35,857	11,604	45	134	167,347			
山梨県	22,708	2,475	0	0	25,183	237	4,030	0	3	735	0	40	0	0	0	0	0	0	8,325	2,633	3	3	38,555			
石川県	19,479	3,185	4	91	22,707	1,297	7,045	0	3	3,424	1	98	3	0	0	0	0	6	9,777	4,167	1,574	70	44,413			
福井県	16,458	4,479	0	133	21,070	297	2,427	14	3	784	1	21	0	0	0	0	0	0	12,085	4,305	18	2	15,932			
長野県	43,310	10,149	89	1,961	55,509	1,338	9,227	11	16	1,910	11	62	1	0	0	0	0	4	28,378	3,535	0	3	66,457			
山梨県	5,531	1,893	56	1,441	8,921	4,357	34,459	227	96	1,238	6	136	0	0	0	0	0	0	28,187	9,153	11	100	68,724			
岐阜県	65,178	11,704	0	49	76,931	1,290	18,666	19	2	2,548	0	114	0	1	0	0	0	1	52,085	21,623	622	31	151,657			
静岡県	180,666	90,138	31,058	14,477	316,339	3,756	24,950	35	134	8,779	58	951	12	3	1	0	0	0	124,406	14,088	7	169	479,425			
静岡県	175,027	67,936	462	9,744	253,169	5,047	40,158	20	6	8,886	26	511	6	45	7	1	0	12	143,525	49,563	62	71	198,252			
三重県	62,861	8,192	75	9,327	80,455	943	29,301	6	3	4,971	16	340	70	32	3	2	0	2	79,498	24,226	59	42	195,678			
滋賀県	7,620	1,160	10	554	9,344	939	10,217	23	1	510	0	90	0	0	0	0	0	21	6,984	1,019	5	277	28,223			
京都府	9,449	1,494	67	725	11,735	1,030	11,428	9	17	419	76	44	3	1	0	0	0	3	10,868	2,568	833	124	23,900			
大阪府	43,127	12,095	50	1,157	56,429	884	16,074	2	0	1,708	2	97	1	0	0	0	0	1	30,456	10,608	92	13	105,659			
兵庫県	24,002	3,127	45	580	27,754	1,407	28,706	243	42	1,273	22	138	3	355	0	2	9	11,652	4,230	6	947	43,878				
奈良県	39,677	8,006	92	12	47,787	181	8,866	10	3	1,818	0	93	0	9	2	0	0	1	19,709	8,472	16	39	30,695			
和歌山県	38,549	5,101	31	20,981	64,662	1,431	13,016	31	45	603	0	62	0	3	4	4	0	1	73,868	12,329	1	2	89,071			
鳥取県	9,130	1,673	0	76	10,879	188	2,912	0	1	337	0	35	0	7	0	0	0	0	7,547	2,671	5	0	11,027			
徳島県	24,552	4,954	0	645	30,151	265	8,611	0	14	681	1	23	0	0	0	0	0	0	24,037	7,154	1,707	91	33,632			
岡山県	43,690	3,160	2	13	46,865	1,305	39,910	2	2	1,299	0	119	0	0	0	0	0	6	62,249	11,551	4	0	104,894			
広島県	50,977	5,999	18	1,198	58,192	2,310	29,031	7	29	1,453	1	220	2	0	0	3	0	1	57,166	21,603	6	922	90,223			
山口県	32,447	8,373	9	1,777	41,006	1,212	22,068	1	43	437	73	142	1	0	0	0	0	0	40,926	11,405	6	7	64,803			
香川県	61,603	25,376	2	893	87,874	878	12,736	2	131	1,233	1	62	1	0	2	0	0	0	47,067	20,916	15	4	127,115			
愛媛県	59,845	11,607	0	1	71,453	578	18,335	1	2	1,829	0	110	0	3	17	0	0	3	56,822	24,247	19	30	62,724			
高知県	55,261	16,360	5	17	71,643	905	21,270	1	1	1,369	0	68	0	0	2	0	0	3	52,608	25,092	103	57	76,233			
愛知県	39,498	4,391	11	1,516	43,527	1,722	20,487	57	69	1,142	5	70	13	5	5	4	0	0	31,075	15,194	14	85	54,554			
岐阜県	27,609	2,865	15	2,638	30,211	3,325	53,211	2	5	3,506	10	179	1	14	0	2	0	23	66,831	14,903	17	2	127,115			
佐賀県	12,517	1,831	0	92	14,440	1,594	13,996	0	4	1,056	0	105	3	2	0	0	0	0	18,580	11,855	1	259	49,780			
長崎県	9,238	944	4	251	10,437	1,269	18,648	3	3	1,261	122	95	0	2	0	0	0	0	34,083	16,067	28	6	55,486			
熊本県	37,853	5,644	0	636	44,133	1,138	27,848	172	0	864	3	100	0	0	0	0	0	14	48,170	26,017	28	60	78,309			
大分県	36,498	11,126	5	6	50,635	1,263	20,138	0	2	1,889	0	195	1	0	0	0	0	0	50,096	14,937	0	64	73,564			
宮崎県	39,848	10,208	5	281	47,342	613	19,575	7	8	1,060	1	71	1	0	0	0	0	0	47,542	11,465	3	8	68,885			
鹿児島県	73,475	13,108	2	14	86,599	1,816	56,325	0	20	2,500	0	125	0	1	0	0	0	0	118,860	51,743	8	3	179,646			
沖縄県	28,989	13,802	6	1,713	44,510	931	3,990	8	5	836	452	115	4	139	0	4	0	5	18,472	5,932	25	24	24,661			
合計	2,429,746	525,701	32,302	116,140	3,103,889	78,471	1,065,305	1,137	1,009	93,337	956	6,525	161	756	107	72	26	61	150	2,232,855	744,204	9,255	4,582	3,480,928		
合計																									6,584,817	

(注)大臣認定型の内数については、一部未集計の都道府県もある。

4. 浄化槽設置基數
 (4)人槽区分別浄化槽全設置基數(新構造基準のもの) (平成28年3月末現在)

都道府県名	5～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合計
北海道	57,364	3,893	878	701	268	274	154	55	25	15	2	4	1	63,634
青森県	85,286	5,681	1,280	690	232	173	73	49	22	10	3	3	0	93,502
岩手県	47,538	3,914	879	609	252	187	102	76	15	8	5	3	0	53,588
宮城県	60,185	4,005	780	414	144	124	63	35	19	4	3	1	0	65,777
秋田県	57,494	4,383	846	554	211	184	116	68	22	4	2	1	0	63,885
山形県	60,843	3,386	595	246	120	91	67	47	6	2	1	1	0	65,405
福島県	218,533	12,422	1,825	1,210	536	377	207	125	35	8	8	4	0	235,288
茨城県	228,677	11,710	1,956	1,413	553	436	144	146	48	29	10	4	0	245,100
栃木県	136,448	6,121	1,452	845	281	234	80	88	29	10	0	9	0	145,597
群馬県	255,236	14,203	1,831	923	384	301	135	99	40	6	7	4	0	273,169
埼玉県	414,888	25,764	5,718	2,322	396	228	66	46	21	12	9	6	1	449,477
千葉県	440,756	28,650	3,849	2,168	962	748	208	146	54	18	14	15	3	477,591
東京都	17,955	1,578	248	165	48	41	22	8	3	3	1	2	0	20,071
神奈川県	111,324	7,224	1,358	684	322	201	59	35	13	2	1	3	1	121,227
新潟県	156,141	8,626	1,003	701	325	259	132	109	33	3	7	7	1	167,347
富山県	34,884	2,490	490	279	136	105	91	65	8	5	2	0	0	38,555
石川県	39,678	2,933	712	456	235	188	141	52	7	4	3	4	0	44,413
福井県	32,732	2,813	476	302	148	119	67	30	12	2	1	0	0	36,702
山梨県	86,604	6,760	1,639	744	383	234	55	24	6	2	5	1	0	96,457
長野県	71,241	3,572	1,261	605	347	259	165	125	60	5	3	2	0	77,645
岐阜県	139,987	8,523	1,327	930	309	281	158	91	36	8	4	2	1	151,657
静岡県	440,637	28,069	5,588	2,515	1,251	792	320	165	47	22	18	11	1	479,425
愛知県	408,033	30,908	6,161	3,621	1,144	832	400	201	74	15	13	17	2	451,421
三重県	177,454	12,793	2,468	1,541	535	386	243	129	64	20	15	21	9	195,678
滋賀県	24,929	2,118	397	326	113	150	116	63	8	1	1	1	0	28,223
京都府	32,684	1,871	450	266	118	130	76	27	7	2	2	2	0	35,635
大阪府	95,127	7,876	1,362	791	211	194	50	31	6	7	7	2	1	105,659
兵庫県	64,620	4,716	859	667	255	247	158	70	31	7	1	1	0	71,632
奈良県	70,722	5,366	999	693	335	260	62	29	8	8	1	5	1	78,482
和歌山県	141,732	7,734	2,618	895	360	198	107	46	27	3	8	4	1	153,733
鳥取県	19,598	1,502	370	158	77	73	63	43	12	2	4	4	0	21,906
島根県	58,294	4,239	360	470	103	111	109	69	21	6	3	0	0	63,783
岡山県	142,240	7,440	835	675	208	195	85	54	14	6	3	4	0	151,759
広島県	137,603	7,871	1,324	789	301	270	119	92	29	5	7	4	1	148,415
山口県	99,225	4,876	773	484	205	173	75	72	13	3	5	5	0	105,909
徳島県	138,136	9,122	1,555	1,085	342	232	73	44	11	7	0	1	0	150,608
香川県	139,326	7,209	909	607	241	161	69	34	9	2	3	2	1	148,573
愛媛県	137,888	7,390	1,135	674	283	164	68	49	17	3	5	0	0	147,876
高知県	79,974	6,036	1,036	605	234	158	78	44	8	2	2	4	0	88,181
福岡県	140,971	10,542	2,804	1,679	715	478	201	104	33	9	4	4	1	157,545
佐賀県	44,292	3,769	683	477	244	165	80	45	18	4	1	2	0	49,780
長崎県	58,622	4,831	1,050	790	276	192	88	46	21	3	2	1	1	65,923
熊本県	114,845	5,428	982	613	234	190	78	43	20	7	0	2	1	122,442
大宮	112,396	8,563	1,678	859	328	220	79	57	12	4	1	1	0	124,199
鹿嶋	110,734	3,670	795	492	219	174	88	40	10	3	0	2	0	116,227
児島	251,245	10,617	2,032	1,190	560	357	133	88	16	4	3	0	0	266,245
縄島	59,668	7,301	1,232	647	219	193	106	62	18	9	3	12	1	69,471
合計	6,054,789	380,508	70,858	40,770	15,703	11,739	5,429	3,266	1,068	296	173	188	30	6,584,817

4. 浄化槽設置基数

(5)処理方式別浄化槽全設置基数(平成28年3月末現在)

都道府県名	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽				合計									
	旧構造基準 %	新構造基準 %	小計 %	旧構造基準 %	新構造基準 %	小計 %	旧構造基準 %	新構造基準 %	小計 %									
北海道	4,031	5.9%	15,606	22.8%	19,637	28.7%	838	1.2%	48,028	70.1%	48,866	71.3%	4,869	7.1%	63,634	92.9%	68,503	100.0%
青森県	13,743	12.8%	54,997	51.2%	68,740	64.0%	218	0.2%	38,505	35.8%	38,723	36.0%	13,961	13.0%	93,502	87.0%	107,463	100.0%
岩手県	1,647	3.0%	3,821	6.5%	5,268	9.5%	419	0.8%	49,987	89.8%	50,386	90.5%	2,066	3.7%	53,588	96.3%	55,654	100.0%
宮城県	5,315	7.4%	19,003	26.6%	24,318	34.0%	432	0.6%	46,774	65.4%	47,206	66.0%	5,747	8.0%	65,777	92.0%	71,524	100.0%
秋田県	6,193	8.8%	24,223	34.4%	30,416	43.2%	389	0.6%	39,682	56.3%	40,051	56.8%	6,582	9.3%	63,885	90.7%	70,467	100.0%
山形県	10,419	13.7%	33,677	44.4%	44,096	56.1%	51	0.1%	31,728	41.8%	31,779	41.9%	10,470	13.8%	65,405	86.2%	75,875	100.0%
福島県	40,022	14.5%	122,756	44.6%	162,778	55.1%	230	0.1%	112,552	40.8%	112,762	40.9%	40,252	14.6%	235,288	85.4%	275,540	100.0%
茨城県	3,946	1.6%	96,823	38.5%	100,769	40.5%	60	0.0%	148,277	59.5%	148,337	59.5%	4,006	1.6%	245,100	98.4%	249,106	100.0%
栃木県	2,859	1.9%	47,995	32.3%	50,854	34.2%	144	0.1%	97,602	65.7%	97,746	65.8%	3,003	2.0%	145,597	98.0%	148,600	100.0%
群馬県	34,399	11.2%	152,264	49.5%	186,663	60.7%	143	0.0%	120,905	39.3%	121,048	39.3%	34,542	11.2%	273,169	88.8%	307,711	100.0%
埼玉県	58,830	11.6%	226,764	44.6%	285,594	56.1%	487	0.1%	222,713	43.8%	223,200	43.9%	59,317	11.7%	449,477	88.3%	508,794	100.0%
千葉県	92,795	16.2%	241,947	42.4%	334,742	58.6%	913	0.2%	235,644	41.2%	236,557	41.4%	93,708	16.4%	477,591	83.6%	571,299	100.0%
東京都	6,432	2.4%	10,526	3.9%	16,958	63.9%	41	0.2%	9,545	36.0%	9,586	36.1%	6,473	24.4%	20,071	75.6%	26,544	100.0%
神奈川県	46,224	27.5%	80,658	48.0%	126,882	75.5%	511	0.3%	40,569	24.2%	41,080	24.5%	46,735	27.8%	121,227	72.2%	167,962	100.0%
新潟県	28,857	14.7%	114,666	58.5%	143,723	73.2%	231	0.1%	52,481	26.7%	52,712	26.8%	29,088	14.8%	167,347	85.2%	196,435	100.0%
富山県	9,666	20.0%	25,183	52.2%	34,849	72.2%	33	0.1%	13,372	27.7%	13,405	27.8%	9,699	20.1%	38,555	79.9%	48,254	100.0%
石川県	9,042	16.9%	22,759	42.5%	31,801	59.4%	112	0.2%	21,654	40.4%	21,766	40.6%	9,154	17.1%	44,413	82.9%	53,567	100.0%
福井県	16,243	29.2%	21,070	37.5%	37,313	67.1%	2,652	4.8%	15,632	28.1%	18,284	32.9%	18,895	34.0%	36,702	66.0%	55,597	100.0%
山梨県	27,280	22.0%	55,509	44.8%	82,789	66.8%	253	0.2%	49,948	32.0%	41,201	33.2%	27,533	22.2%	96,457	77.8%	123,990	100.0%
長野県	5,062	6.1%	8,921	10.7%	13,983	16.8%	437	0.5%	68,724	82.7%	69,161	83.2%	5,499	6.6%	77,645	93.4%	83,144	100.0%
岐阜県	27,891	15.5%	76,931	42.8%	104,822	58.3%	246	0.1%	74,726	41.6%	74,972	41.7%	28,137	15.6%	151,657	84.4%	179,794	100.0%
静岡県	19,719	3.9%	316,839	63.4%	336,058	67.3%	77	0.0%	163,066	32.7%	163,163	32.7%	19,796	4.0%	479,425	96.0%	499,221	100.0%
愛知県	119,765	20.9%	253,169	44.2%	372,934	65.1%	1,291	0.2%	198,252	34.6%	199,543	34.9%	121,056	21.1%	451,421	78.9%	572,477	100.0%
三重県	26,731	12.0%	80,455	36.1%	107,186	48.1%	493	0.2%	115,223	51.7%	115,716	51.9%	27,224	12.2%	195,678	87.8%	222,902	100.0%
滋賀県	5,285	15.3%	9,344	27.0%	14,629	42.3%	1,041	3.0%	18,879	54.6%	19,920	57.7%	6,326	18.3%	28,223	81.7%	34,549	100.0%
京都府	5,246	12.8%	11,735	28.5%	16,981	41.3%	239	0.6%	23,900	58.1%	24,139	58.7%	5,485	13.3%	35,635	86.7%	41,120	100.0%
大阪府	47,662	31.0%	56,429	36.7%	104,091	67.8%	264	0.2%	49,230	32.1%	49,494	32.2%	47,926	31.2%	105,659	68.8%	153,565	100.0%
兵庫県	15,314	17.4%	27,754	31.5%	43,068	48.9%	1,117	1.3%	43,878	49.8%	44,995	51.1%	16,431	18.7%	71,632	81.3%	88,063	100.0%
奈良県	24,788	24.0%	47,787	46.2%	72,575	70.2%	111	0.1%	30,695	29.7%	30,806	29.8%	24,899	24.1%	78,482	75.9%	103,381	100.0%
和歌山県	36,891	19.3%	64,662	33.9%	101,553	53.2%	228	0.1%	89,071	46.7%	89,299	46.8%	37,119	19.4%	153,733	80.6%	190,852	100.0%
鳥取県	2,811	11.3%	10,879	43.8%	13,690	55.1%	113	0.5%	11,027	44.4%	11,140	44.9%	2,924	11.8%	21,906	88.2%	24,830	100.0%
島根県	5,268	7.6%	30,151	43.7%	35,419	51.3%	0	0.0%	33,632	48.7%	33,632	48.7%	5,268	7.6%	63,783	92.4%	69,051	100.0%
岡山県	19,311	11.3%	46,865	27.4%	66,176	38.6%	204	0.1%	104,894	61.2%	105,098	61.4%	19,315	11.4%	171,759	88.6%	171,274	100.0%
広島県	25,853	14.7%	58,192	33.1%	84,045	47.8%	1,472	0.8%	90,223	51.3%	91,695	52.2%	27,325	15.5%	148,415	84.5%	175,740	100.0%
山口県	17,928	14.4%	41,006	33.0%	58,934	47.5%	244	0.2%	64,903	52.3%	65,147	52.5%	18,172	14.6%	105,909	85.4%	124,081	100.0%
徳島県	38,359	20.3%	87,874	46.5%	126,233	68.8%	76	0.0%	62,734	33.2%	62,810	33.2%	38,435	20.3%	150,608	79.7%	189,043	100.0%
香川県	17,923	10.8%	71,453	42.2%	89,376	53.6%	112	0.1%	77,100	46.3%	77,232	46.4%	18,035	10.8%	148,573	89.2%	166,608	100.0%
愛媛県	18,285	11.0%	71,643	43.1%	89,928	54.1%	185	0.1%	76,233	45.8%	76,418	45.9%	18,470	11.1%	147,876	88.9%	166,346	100.0%
高知県	9,637	9.8%	33,527	34.2%	43,164	44.0%	221	0.2%	54,664	55.7%	54,875	56.0%	9,858	10.1%	88,181	89.9%	98,039	100.0%
福岡県	17,393	9.9%	30,430	17.4%	47,823	27.3%	286	0.2%	127,115	72.5%	127,401	72.7%	17,679	10.1%	157,545	89.9%	175,224	100.0%
佐賀県	4,645	8.5%	14,440	26.5%	19,085	35.1%	19	0.0%	35,340	64.9%	35,359	64.9%	4,664	8.6%	49,780	91.4%	54,444	100.0%
長門県	4,710	6.7%	10,437	14.8%	15,147	21.4%	104	0.1%	55,466	78.9%	55,590	78.6%	4,814	6.8%	65,923	93.2%	70,737	100.0%
熊本県	15,039	10.9%	44,133	32.1%	59,172	43.0%	80	0.1%	78,309	56.9%	78,389	57.0%	15,119	11.0%	122,442	89.0%	137,561	100.0%
大分県	23,997	16.2%	50,635	34.1%	74,632	50.3%	185	0.1%	73,534	49.6%	73,749	49.7%	24,182	16.3%	124,199	83.7%	148,381	100.0%
宮崎県	16,092	12.1%	47,342	35.6%	63,434	47.7%	636	0.5%	68,855	51.8%	69,521	52.3%	16,728	12.6%	116,227	87.4%	132,955	100.0%
鹿児島県	16,387	5.8%	86,599	30.6%	102,986	69.4%	117	0.0%	179,646	63.5%	179,763	63.6%	16,504	5.8%	266,245	94.2%	282,749	100.0%
沖縄県	14,629	17.2%	44,510	52.4%	59,139	68.7%	779	0.9%	24,961	29.4%	25,740	30.3%	15,408	18.2%	69,471	81.8%	84,879	100.0%
合計	1,020,564	13.4%	3,103,889	40.7%	4,124,453	54.1%	18,534	0.2%	3,480,928	45.7%	3,499,462	45.9%	1,039,098	13.6%	6,584,817	86.4%	7,623,915	100.0%

注)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

4. 浄化槽設置基數

(6) 入槽区分別浄化槽全設置基數 (平成28年3月末現在)

都道府県名	5～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合計		
													うち単独 処理浄化槽	うち合併 処理浄化槽	
北海道	60,401	6,126	991	353	340	179	60	29	16	3	4	1	68,503	19,637	48,866
青森県	95,469	9,960	1,149	381	280	106	67	29	13	5	3	1	107,463	68,740	38,723
岩手県	48,745	5,417	741	292	228	117	80	16	8	7	3	0	55,654	5,268	50,386
宮城県	64,745	5,751	533	180	167	71	44	19	4	3	2	1	71,524	24,318	47,206
秋田県	62,213	6,712	808	272	237	127	72	24	4	2	1	0	70,467	30,416	40,051
山形県	69,921	5,208	354	156	106	71	48	6	2	2	1	0	75,875	44,096	31,779
福島県	254,990	17,572	1,498	616	445	222	140	37	8	7	4	1	275,540	162,778	112,762
茨城県	231,682	14,536	1,496	584	448	145	147	48	8	5	6	1	249,106	100,769	148,337
栃木県	138,088	8,697	919	348	287	114	97	31	10	0	4	0	148,600	50,854	97,746
群馬県	287,227	18,258	1,076	458	368	154	108	43	8	7	4	0	307,711	186,663	121,048
埼玉県	465,364	39,027	3,093	596	392	149	109	36	12	9	6	1	508,794	285,594	223,200
千葉県	517,846	46,046	3,905	1,537	1,289	352	195	67	21	14	22	5	571,299	334,742	236,557
東京都	23,403	2,767	223	62	48	25	9	3	1	1	2	0	26,544	16,958	9,586
神奈川県	151,920	13,660	1,326	547	364	79	41	16	2	2	4	1	167,962	126,882	41,080
新潟県	182,168	12,334	876	396	305	154	132	48	5	8	8	1	196,435	143,723	52,712
富山県	43,725	3,731	334	160	122	97	69	8	5	3	0	0	48,254	34,849	13,405
石川県	47,758	4,585	532	271	200	150	52	7	4	4	4	0	53,567	31,801	21,766
福井県	48,798	5,702	513	226	170	100	53	23	6	2	3	1	55,597	37,313	18,284
山梨県	110,392	11,629	1,062	485	303	79	26	6	2	5	3	0	123,990	82,789	41,201
長野県	75,260	6,058	759	382	286	179	134	70	8	4	4	0	83,144	13,983	69,161
岐阜県	165,018	12,508	1,152	400	386	179	97	39	8	4	2	1	179,794	104,822	74,972
静岡県	458,733	35,146	2,633	1,292	828	330	167	50	22	8	11	1	499,221	336,058	163,163
愛知県	510,607	52,983	5,353	1,502	1,153	494	242	84	21	13	22	3	572,477	372,934	199,543
三重県	200,042	19,197	1,892	662	483	315	158	74	29	15	23	12	222,902	107,186	115,716
滋賀県	29,760	3,756	461	168	183	130	77	8	2	1	3	0	34,549	14,629	19,920
京都府	37,174	3,164	369	135	153	80	29	9	3	2	2	0	41,120	16,981	24,139
大阪府	136,823	14,819	1,115	339	327	83	50	12	9	1	5	2	153,585	104,091	49,494
兵庫県	76,826	8,908	1,223	457	352	173	76	36	9	2	1	0	88,063	43,068	44,995
奈良県	91,720	9,825	968	427	319	72	32	8	3	1	1	1	103,381	72,575	30,806
和歌山県	172,488	15,716	1,480	541	326	173	73	33	4	4	5	2	190,852	101,553	89,299
鳥取県	21,895	2,425	189	94	87	69	46	13	4	4	4	0	24,830	13,690	11,140
島根県	62,325	5,718	548	131	123	109	69	21	6	1	0	0	69,051	35,419	33,632
岡山県	158,133	11,418	942	291	286	108	64	14	8	3	6	1	171,274	66,176	105,098
広島県	160,524	12,966	1,176	416	362	136	101	34	8	8	3	3	175,740	84,045	91,695
山口県	113,630	9,007	769	263	220	84	79	14	7	3	5	0	124,081	58,934	65,147
徳島県	171,719	14,765	1,663	436	286	90	59	13	10	0	2	0	189,043	126,233	62,810
香川県	155,773	9,570	672	272	187	77	40	9	2	3	2	1	166,608	89,376	77,232
愛媛県	154,207	10,302	1,116	350	198	84	56	21	4	6	4	0	166,346	89,928	76,418
高知県	87,774	8,727	851	321	216	87	45	10	2	2	2	0	98,039	43,164	54,875
福岡県	152,973	17,986	2,326	918	640	218	110	34	9	4	5	1	175,224	47,823	127,401
佐賀県	47,553	5,663	607	281	180	84	49	19	5	1	2	0	54,444	19,085	35,359
熊本県	61,852	7,112	996	350	240	106	52	22	3	2	1	1	70,737	15,147	55,590
宮崎県	128,325	7,867	730	267	212	83	47	20	7	0	3	0	137,561	59,172	78,389
鹿児島県	131,884	14,493	1,163	393	264	97	64	13	6	1	1	1	148,381	74,632	73,749
大分県	126,204	5,577	585	240	193	94	46	11	3	0	2	0	132,955	63,434	69,521
鹿儿岛県	264,655	15,316	1,438	636	428	155	93	19	5	3	1	0	282,749	102,986	179,763
沖縄県	73,071	10,318	750	266	228	128	71	19	10	4	13	0	84,879	59,139	25,740
合計	6,931,803	589,028	55,355	20,150	15,245	6,508	3,775	1,225	356	195	231	44	7,623,915	4,124,453	3,499,462

4. 浄化槽設置基数

(7) 建築物用途別浄化槽設置基数(201人槽以上) (平成28年3月末現在)

都道府県名	集会場施設 関係	住宅施設関係		宿泊施設 関係	医療施設 関係	店舗関係	娯楽施設 関係	駐車場関係	学校施設 関係	事務所関係	作業場関係	その他	合計
		大家又は 設置者管理	入居者管理										
北海道	51	93	3	202	72	80	166	12	57	46	26	168	976
青森県	56	118	5	86	72	120	82	2	102	60	19	163	885
岩手県	49	99	19	120	37	77	65	15	57	22	47	144	751
宮城県	24	60	4	63	34	74	46	8	37	23	21	96	490
山形県	53	83	2	87	47	106	80	7	66	48	28	169	776
福島県	12	34	0	56	20	45	29	1	26	11	17	141	392
茨城県	76	365	34	179	88	166	127	22	74	64	111	174	1,480
栃木県	87	386	21	75	96	218	168	21	120	50	106	44	1,392
群馬県	10	99	0	25	26	68	35	0	7	12	41	573	896
埼玉県	63	257	0	82	86	205	129	3	129	49	87	60	1,150
千葉県	72	238	125	33	103	151	106	10	329	53	46	44	1,310
東京都	142	689	244	245	242	441	343	9	478	166	160	343	3,502
神奈川県	8	17	2	15	42	8	22	0	16	7	2	11	150
新潟県	23	167	26	111	38	120	60	3	148	115	156	89	1,056
富山県	73	204	0	136	53	193	83	16	61	85	89	64	1,057
石川県	16	149	0	60	31	53	30	3	7	26	62	27	464
福井県	30	79	0	48	41	63	81	6	31	21	35	147	582
山梨県	33	126	10	43	29	83	52	2	28	44	29	104	583
長野県	42	147	47	142	49	153	62	3	104	97	32	97	907
岐阜県	31	49	7	312	16	121	111	13	23	24	43	304	1,054
静岡県	11	111	1	78	36	179	185	10	122	60	15	308	1,116
愛知県	118	469	25	297	199	336	191	55	255	120	239	405	2,709
三重県	170	536	378	147	190	506	287	52	493	218	409	148	3,534
滋賀県	103	358	8	157	92	300	183	5	146	86	110	223	1,771
京都府	15	220	16	41	8	51	60	0	23	16	35	81	566
大阪府	17	49	20	51	19	41	71	6	28	18	17	83	420
兵庫県	13	181	34	22	72	104	77	1	122	39	64	99	828
奈良県	42	120	13	97	53	203	179	15	47	43	81	249	1,142
和歌山県	54	214	70	37	39	114	91	3	125	44	14	61	866
鳥取県	76	261	18	116	109	163	99	7	113	73	17	80	1,132
島根県	10	23	0	16	10	33	26	2	17	16	9	163	325
岡山県	89	142	6	26	32	44	36	4	43	18	14	15	469
広島県	33	199	32	57	55	91	82	10	92	46	63	24	784
山口県	47	143	44	76	88	115	118	20	98	53	89	183	1,074
徳島県	35	103	37	50	63	81	73	8	60	41	21	103	675
香川県	41	168	38	53	151	139	85	3	68	43	50	57	896
愛媛県	40	140	0	54	59	120	47	8	49	37	22	17	593
高知県	59	79	23	35	86	126	50	6	58	43	10	146	721
福岡県	57	97	0	58	119	109	49	2	81	46	8	57	683
佐賀県	118	397	47	95	235	351	182	10	198	95	84	127	1,939
熊本県	47	64	0	58	69	111	63	5	33	33	34	104	621
大分県	89	155	8	83	85	98	54	2	75	39	19	70	777
宮崎県	20	57	9	57	84	82	73	2	44	42	37	132	639
鹿児島県	36	205	4	93	96	140	61	2	44	38	31	91	841
沖縄県	29	82	5	31	68	93	63	8	54	27	12	118	590
合計	110	325	2	115	185	208	78	8	106	53	29	122	1,341
合計	57	160	12	138	77	142	57	1	72	35	7	82	840
合計	2,487	8,517	1,399	4,258	3,601	6,625	4,497	411	4,566	2,377	2,697	6,310	47,745

4. 浄化槽設置基数

(8)浄化槽設置基数の推移 (全国)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人槽	(基)													
～ 20	7,757,582 (5,805,981)	7,683,252 (5,874,096)	7,659,463 (5,941,469)	7,676,160 (6,021,016)	7,688,392 (6,097,153)	7,534,990 (6,066,922)	7,480,780 (6,083,458)	7,340,054 (6,098,795)	7,162,437 (6,025,052)	7,066,207 (6,004,392)	7,028,375 (6,014,594)	6,984,374 (6,036,702)	6,948,435 (6,047,384)	6,931,803 (6,054,789)
21 ～ 100	857,437 (528,304)	832,765 (523,288)	818,145 (527,228)	808,594 (526,998)	793,545 (524,396)	747,142 (510,199)	730,606 (506,074)	691,535 (495,735)	657,270 (480,207)	637,111 (473,461)	620,588 (465,127)	608,635 (462,011)	596,578 (455,859)	589,028 (451,366)
101 ～ 500	140,867 (82,126)	136,935 (81,776)	134,724 (83,313)	130,645 (81,235)	127,481 (80,977)	121,925 (79,123)	117,473 (78,958)	111,631 (77,733)	106,452 (75,982)	101,361 (73,629)	97,088 (71,416)	96,312 (71,116)	93,789 (70,070)	90,750 (68,212)
小 計	8,755,886 (6,416,411)	8,652,952 (6,479,160)	8,612,332 (6,552,010)	8,615,399 (6,629,249)	8,609,418 (6,702,526)	8,403,157 (6,656,244)	8,328,859 (6,668,490)	8,143,220 (6,672,263)	7,926,159 (6,581,241)	7,804,679 (6,551,482)	7,746,051 (6,551,137)	7,689,321 (6,569,829)	7,638,802 (6,573,323)	7,611,581 (6,574,367)
501 ～ 1,000	8,726 (6,248)	8,745 (6,264)	8,633 (6,354)	8,369 (6,136)	8,298 (6,153)	7,971 (5,996)	7,930 (6,108)	7,715 (6,076)	7,517 (5,988)	7,155 (5,776)	6,870 (5,615)	6,790 (5,545)	6,655 (5,512)	6,508 (5,429)
1,001 ～ 2,000	4,638 (3,463)	4,557 (3,437)	4,477 (3,447)	4,463 (3,452)	4,441 (3,456)	4,439 (3,499)	4,372 (3,499)	4,280 (3,484)	4,212 (3,465)	4,053 (3,374)	3,943 (3,313)	3,910 (3,297)	3,877 (3,312)	3,775 (3,266)
2,001 ～ 3,000	1,421 (1,062)	1,397 (1,062)	1,383 (1,077)	1,376 (1,077)	1,384 (1,094)	1,358 (1,082)	1,396 (1,112)	1,328 (1,085)	1,326 (1,092)	1,300 (1,084)	1,263 (1,066)	1,250 (1,057)	1,244 (1,079)	1,225 (1,068)
3,001 ～ 4,000	404 (301)	407 (312)	399 (312)	407 (319)	412 (316)	417 (329)	411 (326)	401 (317)	388 (311)	375 (301)	374 (305)	372 (305)	363 (302)	356 (296)
4,001 ～ 5,000	241 (182)	242 (197)	245 (201)	230 (194)	221 (186)	221 (186)	215 (182)	212 (182)	217 (186)	205 (175)	199 (171)	203 (177)	200 (175)	195 (173)
5,001 ～	378 (241)	353 (220)	335 (217)	327 (221)	321 (222)	321 (223)	312 (222)	315 (228)	296 (223)	291 (219)	286 (215)	293 (222)	282 (220)	275 (218)
小 計	15,808 (11,497)	15,701 (11,492)	15,472 (11,608)	15,172 (11,399)	15,077 (11,429)	14,727 (11,315)	14,636 (11,449)	14,251 (11,372)	13,956 (11,265)	13,379 (10,929)	12,935 (10,685)	12,818 (10,603)	12,621 (10,600)	12,334 (10,450)
合 計	8,771,694 (6,427,908)	8,668,653 (6,490,652)	8,627,804 (6,563,618)	8,630,571 (6,640,648)	8,624,495 (6,713,955)	8,417,884 (6,667,559)	8,343,495 (6,679,939)	8,157,471 (6,683,635)	7,940,115 (6,592,506)	7,818,058 (6,562,411)	7,758,986 (6,561,822)	7,702,139 (6,580,432)	7,651,423 (6,583,923)	7,623,915 (6,584,817)
内 単独処理	6,818,584 (4,497,750)	6,513,810 (4,360,395)	6,299,840 (4,258,880)	6,131,836 (4,166,189)	5,965,513 (4,081,040)	5,641,662 (3,916,080)	5,442,181 (3,803,133)	5,170,659 (3,723,893)	4,883,467 (3,559,629)	4,674,779 (3,441,912)	4,531,552 (3,356,153)	4,368,516 (3,266,792)	4,233,122 (3,184,853)	4,124,453 (3,103,889)
内 合併処理	1,953,110 (1,930,158)	2,154,843 (2,130,257)	2,327,964 (2,304,738)	2,498,735 (2,474,459)	2,658,982 (2,632,915)	2,776,222 (2,751,479)	2,901,314 (2,876,806)	2,986,812 (2,959,742)	3,056,648 (3,032,877)	3,143,279 (3,120,499)	3,227,434 (3,205,669)	3,333,623 (3,313,640)	3,418,301 (3,399,070)	3,499,462 (3,480,928)

(注) 下段 () は、新構造基準適用のものを示す。

5. 浄化槽廃止基数
 (1) 浄化槽法第11条の2により廃止が確認された基数
 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

都道府県名	単独処理浄化槽					合併処理浄化槽					合計
	集合処理施設 (下水、農集排等) への接続	浄化槽への 切り替え 単独～合併	家屋等の廃止	その他	小計	集合処理施設 (下水、農集排等) への接続	浄化槽への 切り替え 合併～合併	家屋等の廃止	その他	小計	
北海道	161	58	30	14	263	45	17	62	15	139	402
青森県	228	43	36	4	311	197	20	13	28	258	569
岩手県	41	10	21	5	77	298	16	74	43	431	508
宮城県	179	15	31	4	229	146	17	41	164	368	597
秋田県	239	23	21	3	286	358	23	17	5	403	689
山形県	854	128	77	4	1,063	193	17	11	0	221	1,284
福島県	1,111	192	33	12	1,348	521	36	60	32	649	1,997
茨城県	1,355	401	94	101	1,951	987	73	42	395	1,497	3,448
栃木県	673	404	18	0	1,095	495	43	13	3	554	1,649
群馬県	1,217	683	411	35	2,346	359	29	70	64	522	2,868
埼玉県	1,820	883	36	0	2,739	1,269	30	25	0	1,324	4,063
千葉県	1,171	243	76	4	1,494	590	39	54	50	733	2,227
東京都	182	7	70	11	270	265	2	11	12	290	560
神奈川県	1,128	39	185	11	1,357	291	13	40	5	349	1,706
新潟県	3,769	209	168	42	4,188	551	31	24	6	612	4,800
富山県	923	32	62	0	1,017	411	2	13	1	427	1,444
石川県	725	54	18	0	797	247	8	6	3	264	1,061
福井県	334	73	17	1	425	162	17	11	2	192	617
山梨県	687	45	23	2	767	297	10	15	0	322	1,089
長野県	285	29	27	8	329	746	35	42	10	833	1,162
岐阜県	1,176	249	206	3	1,634	398	23	39	5	465	2,099
静岡県	1,816	1,043	385	611	3,855	538	87	42	134	801	4,656
愛知県	5,320	392	165	1	5,878	2,269	37	46	3	2,355	8,233
三重県	1,546	198	46	101	1,891	1,504	30	35	54	1,623	3,514
滋賀県	298	2	38	1	339	427	7	8	0	442	781
京都府	621	4	18	0	643	636	6	22	4	666	1,311
大阪府	1,102	18	47	4	1,171	536	9	13	2	560	1,731
兵庫県	449	73	55	9	566	370	31	23	12	436	1,022
奈良県	700	60	31	56	847	246	6	18	73	343	1,190
和歌山県	191	59	53	2	305	259	23	50	16	347	652
鳥取県	548	29	29	14	620	186	2	2	6	196	816
島根県	326	56	59	57	498	283	21	14	35	353	851
岡山県	757	112	235	14	1,118	835	57	29	28	945	2,067
広島県	1,144	138	157	24	1,463	774	39	38	35	886	2,349
山口県	553	50	44	4	651	489	14	26	7	536	1,187
徳島県	220	211	122	13	566	87	11	24	0	122	688
香川県	741	400	125	0	1,266	127	40	70	0	237	1,503
愛媛県	405	102	37	2	546	346	40	13	35	434	980
高知県	102	32	14	4	152	32	13	14	15	74	226
福岡県	446	33	47	2	528	1,223	22	40	19	1,304	1,832
佐賀県	381	49	47	3	480	531	13	17	28	589	1,069
長崎県	191	92	48	10	341	378	56	24	0	458	799
熊本県	656	151	136	2	945	405	26	21	25	477	1,422
大分県	351	478	37	2	868	160	42	30	5	237	1,105
宮崎県	382	1	88	10	481	207	28	56	7	298	779
鹿児島県	212	830	254	588	1,884	202	39	100	330	671	2,555
沖縄県	238	9	7	2	266	129	7	5	29	170	426
合計	37,944	8,442	3,984	1,794	52,164	22,004	1,207	1,463	1,745	26,419	78,583

(注) 1. 本調査は、平成17年の浄化槽法の改正により規定された廃止の届出(第11条の2)に係るものである。
 2. その他の具体的な内容として、破損・故障による撤去・建替、二重登録の解消、計画変更等がある。

5. 浄化槽廃止基数

(2) 浄化槽法第11条の2以外の事由により廃止が確認された単独処理浄化槽基数

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

浄化槽法第11条の2の規定以外の事由により廃止と判断した基数 (単独処理浄化槽)

都道府県名	集合処理施設(下水、糞集排等)への接続					浄化槽への切り替え 単独～合併					家屋等の廃止					その他					合計
	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	
北海道	150	40	5	0	195	1	24	0	0	25	38	9	0	0	47	1	0	0	0	1	268
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	7	0	0	1	8	2	0	0	0	2	50	0	0	0	50	3	0	0	3	6	66
宮城県	83	5	1	0	89	3	2	0	0	5	15	0	0	0	15	1	0	0	0	1	110
秋田県	283	7	21	0	311	0	0	1	0	1	5	0	1	0	6	1	0	0	0	1	319
山形県	3	49	90	0	142	1	1	3	0	5	2	0	33	0	35	1	0	6	0	7	189
福島県	20	0	12	0	32	69	0	45	2	116	121	0	33	0	154	5	0	3	0	8	310
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,796	0	0	0	2,796	2,796
栃木県	0	14	0	0	14	3	0	0	6	9	1	0	34	0	35	0	0	0	0	0	58
群馬県	384	637	401	0	1,422	50	185	0	0	235	204	0	435	0	639	647	0	1,003	0	1,650	3,946
埼玉県	12,829	0	0	0	12,829	1,475	0	0	0	1,475	3,254	0	0	0	3,254	0	0	0	0	0	17,558
千葉県	6	215	0	0	221	28	0	0	0	28	9	0	0	0	9	5	0	0	0	5	263
東京都	32	118	0	4	154	0	0	6	0	6	13	0	12	2	27	19	0	0	0	19	206
神奈川県	2,281	3,617	0	0	5,898	3	0	0	0	3	615	26	0	0	641	700	0	0	0	700	7,242
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	1,267	0	78	0	1,345	0	14	0	0	14	0	0	20	0	20	0	0	0	0	0	1,379
石川県	22	11	0	178	211	0	0	0	1	1	0	0	0	22	22	8	0	0	0	8	242
福井県	0	531	99	0	630	0	6	0	0	6	0	0	7	0	7	0	0	641	0	641	1,284
山梨県	0	6	0	3	9	24	0	18	0	42	28	0	43	0	71	721	2	9	0	732	854
長野県	46	0	11	0	57	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	4	4	65
岐阜県	28	0	0	1	29	4	0	0	0	4	140	0	0	1	141	0	0	0	0	0	174
静岡県	61	16	109	0	186	68	0	0	0	68	151	0	0	8	159	228	0	0	0	228	641
愛知県	94	45	5	0	144	65	2	0	0	67	70	0	8	0	78	9	0	111	0	120	409
滋賀県	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	3	0	0	3	3	2	0	0	0	2	12
京都府	111	441	77	3	632	3	0	0	0	3	1	0	5	0	6	128	0	0	0	128	769
大阪府	17	16	3	8	44	0	0	0	0	0	158	0	0	0	158	1	0	0	0	1	203
奈良県	290	686	13	0	989	0	0	0	8	8	47	3	14	0	64	6	0	0	0	6	1,067
和歌山県	13	103	18	1	135	0	0	0	4	4	13	17	0	0	30	0	0	0	0	0	169
兵庫県	175	7	0	0	182	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	182
鳥取県	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	5	0	0	0	5	16	0	1	0	17	25
島根県	55	15	9	0	79	5	1	2	1	9	17	0	0	5	22	48	1	0	13	62	172
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	435	0	435	0	19	0	0	0	0	0	635	0	635	0	0	0	0	0	1,089
山口県	14	168	16	159	357	12	0	19	0	12	41	0	19	83	143	559	20	14	0	593	1,105
山形県	158	98	95	0	351	2	58	0	0	60	133	0	25	0	158	37	7	0	44	44	613
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
香川県	0	0	770	0	770	0	0	0	0	272	0	0	1,221	0	1,221	0	0	0	0	0	2,263
愛知県	37	0	0	0	37	1	0	0	0	1	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	44
高知県	636	0	69	0	705	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	705
福岡県	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1,903	0	0	0	1,903	1,903
佐賀県	0	61	0	0	61	1	0	8	0	9	2	1	16	0	19	1	0	3	0	4	93
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	6	0	0	1	1	2	8
熊本県	0	101	29	0	130	0	56	0	0	56	1	133	25	0	158	0	218	8	0	226	570
大分県	3	76	2	0	81	0	2	0	0	2	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	86
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,079	0	0	0	1,079	1,079
鹿児島県	0	0	9	0	9	0	289	0	0	289	0	0	82	0	82	0	0	0	0	0	380
沖縄県	549	0	1	0	550	0	0	0	0	0	88	0	0	0	88	20	0	0	0	20	658
合計	19,661	7,084	2,378	358	29,481	1,823	86	928	22	2,859	5,235	189	2,672	124	8,220	8,947	221	1,813	36	11,017	51,577

5. 浄化槽廃止基数

(3) 浄化槽法第11条の2以外の事由により廃止が確認された合併処理浄化槽基数

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

都道府県名	集合処理施設(下水・農集排等)への接続					浄化槽への切り替え 合併～合併					家屋等の廃止 (合併処理浄化槽)					その他					合計
	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者から情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者から情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者から情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者から情報による	その他	小計	
北海道	109	2	2	0	113	0	0	1	0	1	5	0	0	0	5	8	0	1	0	9	
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩手県	18	0	0	3	21	0	0	8	0	8	85	0	0	0	85	52	0	0	52	218	
宮城県	29	1	6	0	36	0	0	0	0	0	3	0	0	3	3	0	0	0	3	39	
秋田県	110	4	15	0	129	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	130	
山形県	0	16	12	0	28	2	0	2	0	2	0	10	0	10	1	0	4	1	6	46	
福島県	2	0	20	0	22	15	0	35	0	35	61	18	0	79	37	0	25	0	62	198	
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	306	0	0	306	306	
栃木県	0	18	0	0	18	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	19	
群馬県	20	82	101	0	203	3	0	15	0	18	11	0	0	66	164	0	269	0	433	720	
埼玉県	4064	0	0	0	4064	137	0	0	0	137	153	0	0	153	0	0	0	0	0	4354	
千葉県	0	162	0	0	162	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	4	166	
東京都	0	154	0	0	154	0	0	1	0	1	4	0	3	7	2	0	0	0	3	165	
神奈川県	87	411	0	0	498	0	0	0	0	0	61	0	0	62	83	0	1	0	84	644	
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
富山県	20	0	78	0	98	0	0	2	0	2	0	0	0	5	0	0	0	0	5	108	
石川県	6	7	0	61	74	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	0	0	0	2	80	
福井県	0	98	94	0	192	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2,743	0	2,743	2,936	
山梨県	0	7	2	0	9	0	0	4	0	4	2	0	0	3	81	0	3	0	84	100	
長野県	23	8	21	0	52	0	0	7	0	7	8	6	0	9	4	0	1	0	5	72	
岐阜県	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	8	0	0	1	0	0	0	0	0	13	
静岡県	7	0	9	0	16	3	0	3	0	3	2	0	0	2	120	0	24	0	144	165	
愛知県	29	6	2	0	37	12	0	32	0	44	9	1	0	10	0	0	30	2	32	123	
三重県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	1	0	1	4	
滋賀県	40	206	62	0	308	0	0	0	0	0	13	0	0	13	7	0	0	0	7	328	
京都府	0	3	1	1	5	0	0	0	0	0	108	0	0	108	1	0	0	0	1	114	
大阪府	270	161	1	0	432	0	0	0	1	1	2	1	0	3	10	0	13	0	23	459	
兵庫県	3	52	2	1	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	
奈良県	2	8	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
和歌山県	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	14	0	0	0	14	16	
鳥取県	8	1	5	0	14	2	0	0	0	2	5	1	1	7	6	0	0	6	12	35	
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山県	0	0	266	1	267	0	0	9	0	9	0	105	0	105	0	0	0	0	0	381	
広島県	32	82	5	38	157	9	0	0	1	10	5	0	4	9	202	0	346	14	562	738	
山口県	90	43	18	0	151	0	0	12	0	12	28	6	0	34	96	0	2	0	98	295	
徳島県	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	73	
香川県	0	0	40	0	40	0	0	35	0	35	0	81	0	81	0	0	0	0	0	156	
愛媛県	3	0	0	0	3	2	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2	7	
高知県	0	0	10	0	10	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	31	0	31	42	
福岡県	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	0	3	780	0	0	28	808	813	
佐賀県	0	111	0	0	111	1	0	4	0	5	0	4	0	6	2	0	0	9	11	133	
長崎県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	4	
熊本県	0	39	17	0	56	0	5	0	0	5	0	6	0	40	0	83	12	0	95	196	
大分県	0	22	2	0	24	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	202	0	0	0	0	202	
鹿児島県	0	0	2	0	2	0	0	44	0	44	0	0	0	47	0	0	0	0	0	93	
沖縄県	24	0	5	0	29	0	0	0	0	0	5	0	0	5	3	0	0	0	0	37	
合計	5,003	1,706	798	108	7,615	196	6	187	2	391	580	37	351	10	978	2,187	83	3,511	184	5,965	14,949

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1) 行政処分等の件数

1) 浄化槽法第5条、第12条関係（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

都道府県名	浄化槽法第12条第1項											浄化槽法第12条第2項						
	法第5条 第2項 改善勧告	助言・指導					勧告					改善命令					使用停 止命令	
	設置者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	
北海道	11	356	13	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0	353	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	175	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	405	23	0	0	0	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	160	140	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0
山形県	0	577	137	0	11	0	248	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	167	0	0	0	0	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	7,177	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	4,239	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	537	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	768	83	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	0	662	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	77	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	0	8	23	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	105	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	692	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	736	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	309	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	741	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	49	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	1,060	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	0	1,139	2	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	247	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	117	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	1,667	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	1,246	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	186	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0
島根県	0	298	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	2,680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	0	213	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	6,124	4,990	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	911	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	67	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	939	223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	3,072	72	0	15	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	978	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	0	125	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	4,010	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	1,112	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	794	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	11	45,823	6,500	0	40	1	397	0	0	0	0	44	0	0	0	0	0	0
保健所設置市等計	2	12,579	2,266	22	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	13	58,402	8,766	22	62	2	397	0	0	0	0	44	0	0	0	0	0	0

(注) 東京都は特別区を除いた件数

(保健所設置市等)

保健所設置市名	法第5条第2項		浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項						
	改善勧告	設置者	助言・指導					勧告					改善命令					使用停止命令	
			管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者		管理者
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	6	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	0	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田市	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形市	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	0	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	0	67	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高崎市	0	877	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	0	64	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越谷市	0	17	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千代田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	15	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	0	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	0	60	0	22	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	0	241	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	0	7	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新富山	0	251	251	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	0	55	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野市	0	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜市	0	647	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡市	0	24	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	771	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	0	160	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	2	991	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四日市市	0	137	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大塚市	0	165	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大阪市	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中市	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戶市	0	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫路市	0	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山市	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山市	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倉敷市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	0	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呉市	0	572	11	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	0	2,252	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下関市	0	102	74	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大牟田市	0	14	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久留米市	0	28	155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	0	1,922	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本市	0	219	1,139	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分市	0	333	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎市	0	943	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別区	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	2	12,579	2,266	22	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2)浄化槽法第7条、第12条関係（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

都道府県名	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
北海道	5	0	0	1,177	0	0
青森県	11	0	0	67	0	0
岩手県	121	0	0	295	0	0
宮城県	7	0	0	47	0	0
秋田県	0	0	0	488	0	0
山形県	0	0	0	9,652	0	0
福島県	251	0	0	540	0	0
茨城県	203	0	0	51,173	0	0
栃木県	63	0	0	60	0	0
群馬県	1,709	0	0	4,524	0	0
埼玉県	1,620	0	0	6,124	0	0
千葉県	144	0	0	586	0	0
東京都	16	0	0	2,402	0	0
神奈川県	145	0	0	676	0	0
新潟県	159	0	0	1,044	0	0
富山県	0	0	0	19	0	0
石川県	4	0	0	122	0	0
福井県	0	0	0	107	0	0
山梨県	177	0	0	5,416	0	0
長野県	0	0	0	12	0	0
岐阜県	16	0	0	2,298	0	0
静岡県	26	0	0	244	0	0
愛知県	73	0	0	41	0	0
三重県	48	0	0	288	0	0
滋賀県	3	0	0	27	0	0
京都府	0	0	0	5,502	0	0
大阪府	4	0	0	2,242	0	0
兵庫県	3	0	0	4,146	0	0
奈良県	5	0	0	188	0	0
和歌山県	0	0	0	3,065	0	0
鳥取県	5	0	0	9,439	0	0
島根県	24	0	0	21	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0
広島県	7	0	0	17,146	0	0
山口県	196	0	0	47,020	0	0
徳島県	11	0	0	62,062	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	1	0	0	1,192	0	0
高知県	11	0	0	376	0	0
福岡県	0	0	0	1	0	0
佐賀県	0	0	0	2,550	0	0
長崎県	19	0	0	461	0	0
熊本県	0	0	0	12,453	0	0
大分県	158	0	0	3,351	0	0
宮崎県	1	0	0	42,056	0	0
鹿児島県	3	0	0	407	0	0
沖縄県	0	0	0	7	0	0
小計	5,249	0	0	301,114	0	0
保健所設置市等計	917	0	0	70,002	0	0
合計	6,166	0	0	371,116	0	0

(注)1. 東京都は特別区を除いた件数

(保健所設置市等)

保健所設置市名	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
札幌市	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0
青森市	0	0	0	7	0	0
盛岡市	7	0	0	48	0	0
仙台市	0	0	0	0	0	0
秋田市	0	0	0	1	0	0
郡山市	179	0	0	3,216	0	0
いわき市	39	0	0	205	0	0
宇都宮市	9	0	0	0	0	0
前橋市	0	0	0	0	0	0
高崎市	58	0	0	438	0	0
さいたま市	142	0	0	674	0	0
川越市	144	0	0	1,852	0	0
越谷市	48	0	0	3,231	0	0
千葉市	6	0	0	79	0	0
船橋市	0	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	35	0	0
八王子市	1	0	0	11	0	0
町田市	0	0	0	70	0	0
横浜市	54	0	0	17	0	0
川崎市	38	0	0	38	0	0
相模原市	4	0	0	105	0	0
横須賀市	20	0	0	2,452	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0
新潟市	75	0	0	779	0	0
富山市	0	0	0	9	0	0
金沢市	1	0	0	11	0	0
長野市	0	0	0	98	0	0
岐阜市	0	0	0	1,192	0	0
静岡市	1	0	0	7	0	0
浜松市	0	0	0	0	0	0
名古屋	0	0	0	761	0	0
豊橋市	0	0	0	0	0	0
岡崎市	0	0	0	0	0	0
豊田市	0	0	0	0	0	0
四日市市	23	0	0	8,609	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0
大塚市	0	0	0	106	0	0
高槻市	0	0	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	13	0	0
東大阪市	0	0	0	6	0	0
豊中市	0	0	0	30	0	0
神戸市	2	0	0	1	0	0
姫路市	0	0	0	75	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	0	0	96	0	0
和歌山市	0	0	0	3,065	0	0
岡山市	0	0	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0	0	0
広島市	0	0	0	3,660	0	0
呉市	49	0	0	868	0	0
福山市	1	0	0	3,778	0	0
下関市	0	0	0	607	0	0
高松市	0	0	0	27,259	0	0
松山市	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0	0
北九州市	11	0	0	196	0	0
福岡市	4	0	0	10	0	0
大牟田市	0	0	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	109	0	0
長崎市	0	0	0	26	0	0
佐世保市	1	0	0	32	0	0
熊本市	0	0	0	23	0	0
大分市	0	0	0	1,884	0	0
宮崎市	0	0	0	4,153	0	0
鹿児島市	0	0	0	57	0	0
那覇市	0	0	0	0	0	0
特別区	0	0	0	3	0	0
小計	917	0	0	70,002	0	0

3) 浄化槽法第53条又は条例関係

都道府県名	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関
北海道	5	8	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	2	27	0	0	0
岩手県	181	6	0	0	0	16	10	0	0	0
宮城県	277	0	0	0	0	0	33	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	94	43	0	0	0
山形県	281	11	0	0	0	17	20	0	0	0
福島県	54	0	1	0	0	12	0	0	0	0
茨城県	0	581	0	0	0	1	0	0	0	0
栃木県	0	175	0	71	0	1	16	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	12	132	0	0	0
埼玉県	3	536	0	3	0	371	108	0	10	0
千葉県	349	50	0	5	2	635	47	0	0	0
東京都	284	165	0	0	0	276	32	0	0	0
神奈川県	42	82	0	0	0	88	20	0	0	0
新潟県	9	0	0	0	0	56	82	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	422	45	0	5	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	9	0	0	0	0	2	0	0	0	0
山梨県	12	0	0	0	0	425	37	0	0	0
長野県	21	0	0	0	0	1,529	36	0	3	0
岐阜県	5	0	0	0	0	2,605	31	0	0	0
静岡県	2	191	0	67	0	5,435	258	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	2,546	162	0	0	0
三重県	30	64	30	0	0	232	127	0	0	0
滋賀県	6	2	0	6	12	6	34	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	21	0	0	0	0
大阪府	66	74	0	0	0	1,000	69	0	0	0
兵庫県	0	0	0	15	0	63	35	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	31	61	0	0	0
和歌山県	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	5	38	0	5	0	5	13	0	0	0
島根県	94	85	0	0	0	95	1	0	0	0
岡山県	0	182	0	0	72	166	15	0	0	0
広島県	6,358	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	24	21	0	0	0	27	46	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	1,011	51	31	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0
福岡県	0	1	0	525	0	15	12	0	0	0
佐賀県	155	184	0	0	0	118	33	0	9	0
長崎県	35	2	0	0	0	715	58	0	4	0
熊本県	26	0	0	0	0	0	11	0	0	0
大分県	2	0	0	0	0	56	8	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	20	23	0	7	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	28	2	0	0	0
沖縄県	41	25	0	0	0	12	21	0	0	0
小計	8,796	2,483	31	697	86	18,172	1,783	31	38	0
保健所設置市等計	3,650	4,996	0	1,202	1,648	10,960	693	0	78	0
合 計	12,446	7,479	31	1,899	1,734	29,132	2,476	31	116	0

(注) 東京都は特別区を除いた件数

保健所設置市名	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関
札幌市	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0	0	0	10	19	0	0
盛岡市	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0
秋田市	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0
郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	67	84	0	0	0	7	51	0	0	0
高崎市	223	51	0	0	0	0	35	0	0	0
さいたま市	0	148	0	23	0	0	12	0	0	0
川越市	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0
越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	47	67	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	225	0	0	216	0	212	0	18	0	0
川崎市	176	1,032	0	0	0	383	5	0	0	0
相模原市	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	618	0	0	1,399	9	6	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	240	92	0	0	225	261	45	0	0	0
富山市	0	0	0	0	0	117	44	0	0	0
金沢市	0	456	0	12	0	0	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	255	7	0	4	0
静岡市	0	110	0	0	0	28	29	0	0	0
浜松市	0	80	0	7	0	3,877	50	0	0	0
名古屋	0	73	0	48	0	1,887	54	0	6	0
豊橋市	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0
岡崎市	0	80	0	84	0	0	16	0	0	0
豊田市	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四日市市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	0	855	23	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0	83	19	0	0	0
高槻市	1	0	0	0	0	6	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0
東大阪	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0
神戸市	4	51	0	11	0	2	42	0	0	0
姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	73	0	0	0	0	10	0	0	0
和歌山市	408	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0	0	144	0	0	0	0
倉敷市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
広島市	0	792	0	288	24	1,976	47	0	28	0
呉市	0	228	0	156	0	0	11	0	8	0
福山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下関市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	756	165	0	0	0	253	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	317	36	0	0	0	253	29	0	0	0
大牟田市	1,060	60	0	60	0	0	3	0	5	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	0	0	184	0	0	0	0
佐世保市	0	86	0	58	0	0	15	0	6	0
熊本市	0	480	0	120	0	115	35	0	0	0
大分市	88	52	0	0	0	0	8	0	0	0
宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別区	19	0	0	119	0	0	0	0	3	0
小計	3,650	4,996	0	1,202	1,648	10,960	693	0	78	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(2) 行政処分等を行った根拠

都道府県名	浄化槽法第12条第1項				浄化槽法第12条第2項				浄化槽法第53条又は条例関係				
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	その他
北海道	372	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0
青森県	353	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	197	0	0	0	0	0	0	0	0	184	15	0	3
宮城県	424	84	0	0	0	0	0	0	0	277	0	0	0
秋田県	299	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	113	0
山形県	708	248	0	0	0	0	0	0	0	281	0	2	9
福島県	160	56	0	0	0	0	0	0	0	53	4	0	2
茨城県	7,159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	4,233	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	364	0	0	0	0	0	0	0	0	11	16	0	8
千葉県	665	0	0	0	0	0	0	0	0	314	4	34	437
東京都	369	0	0	0	0	0	0	0	0	141	0	0	306
神奈川県	48	0	0	0	0	0	0	0	0	3	12	0	0
新潟県	15	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	21
富山県	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0
石川県	342	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	682	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0
山梨県	317	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	239
長野県	193	0	0	0	0	0	0	0	0	16	1,030	0	365
岐阜県	741	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,225	0	65
静岡県	12	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0	0	185
愛知県	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	2,689
三重県	1,081	0	0	0	0	0	0	0	0	90	49	1	146
滋賀県	264	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	6	6
京都府	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0
大阪府	692	0	0	0	0	0	0	0	0	5	67	18	93
兵庫県	1,241	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	75
奈良県	175	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61
和歌山県	51	0	0	0	0	0	0	0	0	420	0	0	0
鳥取県	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48
島根県	308	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94	0	0
岡山県	230	0	0	0	0	0	0	0	0	179	0	0	0
広島県	2,680	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0	0	160
山口県	377	0	0	0	0	0	0	0	0	6,358	0	0	182
徳島県	11,104	0	0	0	0	0	0	0	0	45	5	0	17
香川県	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	496	0	113
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	526
熊本県	1,162	0	0	0	0	0	0	0	0	299	4	0	103
鹿児島県	3,159	1	0	0	0	0	0	0	0	37	534	0	185
沖縄県	721	1	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0
小計	216	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	35
合計	4,051	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
小計	1,114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	8
小計	782	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0	0	19
小計	47,516	390	0	0	0	0	0	0	0	9,014	4,618	61	5,477
小計	12,971	0	0	0	0	0	0	0	0	4,050	1,213	1,463	824
合計	60,487	390	0	0	0	0	0	0	0	13,064	5,831	1,524	6,301
合計													8,980
合計													19,589

7. 浄化槽関係業者数(平成28年3月末現在)

都道府県名	保守点検業			浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業			浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士 登録人数
	総登録 件数	内訳		浄化槽法 第35条第 7項に基づく 許可業者	浄化槽法第 7条に基づく 許可業者	浄化槽法第6 条の2に基づく 委託業者	浄化槽法第7 条に基づく 許可業者	浄化槽法第6条 の2に基づく 委託業者	総数	内訳				設置義務対象 浄化槽基数	設置浄化槽 基数		
		保守点検 専業	清掃業 と兼業							その他の業 と兼業	うち 浄化槽法に基 づく工事業者	うち 土木工事業者	うち 建築工事業者			うち 管工事業者	
北海道	432	19	216	197	241	170	57	179	61	1,017	45	683	288	388	254	213	987
青森県	144	23	84	37	103	102	11	103	13	525	17	355	128	492	175	109	561
岩手県	149	7	61	81	105	86	32	104	32	582	62	423	206	464	216	216	471
宮城県	147	60	61	26	101	84	0	85	0	574	48	430	191	475	119	113	719
秋田県	87	0	69	18	72	67	2	75	6	593	41	344	136	521	202	202	465
山形県	96	3	68	25	165	114	20	129	19	579	64	388	154	486	130	130	441
福島県	236	27	73	136	128	125	15	15	2	822	100	521	220	678	327	192	872
茨城県	490	146	126	218	173	173	45	174	45	1,506	102	777	315	1,280	380	359	1,146
栃木県	190	18	52	120	85	85	0	94	0	273	85	356	51	184	221	221	750
群馬県	236	47	73	116	159	158	24	164	29	922	158	455	208	718	253	253	886
埼玉県	539	293	137	109	187	187	57	187	57	1,184	69	656	236	1,070	288	288	1,576
千葉県	495	114	126	255	262	256	8	250	16	1,218	151	529	222	1,020	621	621	1,560
東京都	137	11	40	86	53	46	5	46	8	311	10	189	81	292	20	7	296
神奈川県	218	58	29	131	39	37	5	35	5	604	12	356	102	581	88	88	461
新潟県	120	41	79	0	107	106	57	107	57	907	43	620	251	818	318	318	620
富山県	67	0	21	46	28	28	14	28	14	250	9	172	63	225	125	125	233
石川県	83	6	22	55	37	33	4	35	4	175	6	137	58	160	201	201	233
福井県	27	5	19	3	27	24	7	24	7	155	11	86	40	142	188	188	154
山梨県	143	2	42	99	54	54	0	54	0	489	32	312	109	437	119	119	303
長野県	255	69	45	141	121	102	33	96	26	723	30	530	271	639	378	373	640
岐阜県	162	105	46	11	47	47	0	47	0	622	51	383	166	581	313	313	946
静岡県	268	56	77	135	106	102	12	98	10	845	92	496	134	726	514	514	1,048
愛知県	331	72	93	166	94	94	23	113	25	782	60	469	247	638	694	682	1,366
三重県	274	66	83	125	99	99	4	99	4	476	61	349	141	384	588	333	941
滋賀県	62	0	30	32	32	31	8	31	8	228	5	158	84	203	214	214	221
京都府	110	18	48	44	38	37	6	39	0	446	23	329	168	381	122	73	312
大阪府	260	34	108	118	205	205	0	205	0	175	12	115	53	155	134	102	430
兵庫県	172	32	99	41	191	189	31	184	31	415	24	246	100	365	228	228	481
奈良県	160	25	26	109	76	64	22	60	25	305	36	228	107	253	104	91	206
和歌山県	352	88	74	190	117	116	11	116	4	799	74	537	285	666	222	222	772
鳥取県	62	10	19	33	37	30	6	30	5	233	9	209	124	217	140	139	105
島根県	59	4	42	13	43	43	0	43	0	444	16	326	162	397	206	206	347
岡山県	38	2	34	2	43	43	0	43	0	639	52	475	310	553	114	114	345
広島県	120	5	62	53	86	86	0	89	0	834	84	518	271	686	222	222	587
山口県	95	27	59	9	56	56	16	63	16	692	66	351	198	546	173	173	450
徳島県	143	45	55	43	95	92	5	92	5	199	43	118	55	140	174	174	517
香川県	130	31	44	55	47	47	0	47	0	572	84	306	137	447	110	108	375
愛知県	226	72	61	93	78	73	6	77	6	474	6	280	85	395	124	123	683
高知県	131	22	75	34	111	75	6	69	7	374	44	234	105	311	100	97	293
福岡県	189	27	106	56	145	142	19	143	16	772	57	510	225	656	323	323	817
佐賀県	63	2	42	19	43	43	20	43	23	533	43	347	173	431	160	158	374
長崎県	168	0	68	100	78	78	9	78	9	762	119	542	303	574	128	111	424
熊本県	94	18	47	29	54	54	1	67	8	485	95	566	206	682	143	142	603
大分県	117	79	38	0	38	38	0	38	0	485	127	278	112	346	148	127	442
宮崎県	83	18	22	43	22	22	2	23	2	467	103	296	87	346	133	133	479
鹿児島県	75	0	74	1	76	76	0	76	0	1,319	13	945	456	1,000	252	227	700
沖縄県	128	14	53	61	130	129	4	126	8	239	22	218	91	236	235	212	220
小計	8,363	1,821	3,028	3,514	4,434	4,148	602	4,123	616	28,356	2,811	17,911	7,915	23,835	10,621	9,897	27,858
保健所設置市等計	4,072	1,496	706	1,870	857	787	12	790	20	—	—	—	—	—	1,728	1,582	12,171
合計	12,435	3,317	3,734	5,384	5,291	4,935	614	4,913	636	28,356	2,811	17,911	7,915	23,835	12,349	11,479	40,029

(注) 浄化槽工事業者のうち、土木工事業者、建築工事業者、管工事業者にはそれぞれ業業するものも含まれるため、内訳の合計とこれらの総数とは一致しない。

保健所設置市名	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業			浄化槽工事業				技術管理者		浄化槽管理士
	総登録 件数	内訳			浄化槽法 第35条 許可業者	うち浄化槽法第 7条に基づく 許可業者	うち浄化槽法第6 条の2に基づく 委託業者	廃掃法第7 条に基づく 許可業者	廃掃法第6条 の2に基づく 委託業者	総数	内訳			設置義務対象 浄化槽基数	設置浄化槽 基数	管理士 登録人数	
		保守点検 専業	清掃業 と兼業	その他の業 と兼業							うち 浄化槽法に基 づく工事業者	うち 土木工事業者	うち 建設工事業者				うち 管工事業者
礼園市	33	16	17	0	25	1	0	1	0				11	11	82		
帆根市	26	0	8	18	4	6	0	5	0				8	8	56		
小畑市	10	6	4	0	4	4	0	0	0				1	1	23		
旭川市	17	3	13	1	14	0	0	1	0				18	18	44		
旭市	39	19	18	2	18	18	0	18	0				49	49	162		
盛岡市	47	2	2	43	2	2	0	2	0				15	15	142		
仙北郡	51	2	20	29	23	20	0	22	0				24	24	161		
田舎町	27	1	6	20	6	6	0	6	0				36	36	60		
八戸市	84	10	12	62	17	17	0	17	0				47	47	190		
むすね町	45	44	1	0	1	0	0	0	0				45	37	189		
宇都宮市	91	0	11	80	12	7	0	11	0				40	40	259		
宇都宮市	90	12	7	71	7	7	0	7	0				40	40	300		
高橋市	53	8	16	29	13	13	0	13	0				30	30	261		
さくら市	191	174	17	0	23	23	0	23	0				2	2	609		
さくら市	127	12	6	109	7	7	0	7	0				20	20	491		
千代田市	177	169	8	0	15	15	0	15	0				12	12	325		
千代田市	147	9	8	130	8	8	0	8	0				7	7	636		
船橋市	173	10	4	159	4	4	0	4	0				39	10	665		
柏市	126	118	8	0	9	9	0	9	0				9	9	504		
八千代市	75	5	14	56	12	12	0	12	0				14	14	173		
八千代市	67	12	3	52	3	3	0	3	0				7	6	150		
横濱市	0	0	0	0	18	18	0	18	0				27	27	0		
横濱市	86	20	9	57	0	0	0	0	0				11	11	182		
川崎市	67	62	5	0	6	6	0	6	0				8	8	115		
川崎市	35	5	3	22	0	0	0	0	0				8	8	48		
藤沢市	25	0	0	25	3	3	0	1	0				0	0	47		
藤沢市	66	9	27	30	27	27	0	27	0				38	38	213		
新富市	58	0	9	49	9	9	0	9	0				57	57	153		
新富市	38	2	1	35	1	1	0	1	0				20	20	86		
新富市	62	54	8	0	11	9	0	10	0				21	21	146		
新富市	50	14	4	32	4	4	0	4	0				17	17	172		
成静市	54	5	17	32	17	17	0	17	0				30	30	225		
成静市	26	26	7	42	7	7	0	7	0				45	45	263		
古淵市	75	0	4	71	4	4	0	4	0				21	17	351		
豊田市	73	66	7	0	9	9	0	9	0				43	2	257		
豊田市	80	28	16	36	7	7	0	7	0				41	32	267		
豊田市	102	94	8	0	8	8	0	8	0				80	80	153		
豊田市	88	84	4	0	4	4	0	4	0				38	38	339		
豊田市	12	0	5	7	5	5	0	5	0				7	7	52		
豊田市	42	0	16	12	17	17	0	17	0				3	3	77		
大津市	0	0	0	0	38	28	0	28	0				8	0	0		
大津市	125	33	41	51	27	15	12	15	12				8	6	220		
大津市	51	0	33	33	19	19	0	19	0				2	2	112		
大津市	87	0	8	87	8	8	0	8	0				12	1	185		
大津市	65	19	14	32	18	18	0	18	0				6	2	134		
大津市	23	16	3	4	8	8	0	8	0				0	0	44		
大津市	51	14	10	27	10	10	0	10	0				31	31	90		
大津市	43	0	21	22	6	6	0	6	0				28	28	124		
大津市	16	10	6	0	6	6	0	6	0				1	1	23		
大津市	16	0	5	11	6	6	0	6	0				3	3	35		
大津市	82	15	10	57	5	5	0	5	0				18	18	110		
大津市	83	13	12	56	23	23	0	23	0				79	79	164		
大津市	10	2	5	3	12	12	0	12	0				54	54	161		
大津市	9	1	3	3	18	18	0	18	0				36	36	110		
大津市	55	23	23	0	23	23	0	23	0				29	29	208		
大津市	19	6	13	0	13	13	0	13	0				14	14	61		
大津市	35	2	12	21	14	14	0	14	0				31	31	153		
大津市	31	9	22	0	22	7	0	22	0				19	19	94		
大津市	75	13	7	55	7	7	0	7	0				24	22	167		
大津市	79	17	6	56	15	15	0	15	0				49	49	236		
大津市	42	27	15	0	15	14	0	14	0				50	50	114		
大津市	16	1	12	3	12	12	0	12	0				6	6	37		
大津市	36	9	2	25	2	2	0	2	0				7	7	67		
大津市	5	0	5	0	5	5	0	5	0				25	25	54		
大津市	28	18	10	0	10	10	0	10	0				20	20	90		
大津市	38	29	9	10	6	6	0	6	0				26	26	10		
大津市	26	0	6	20	6	6	0	6	0				32	32	68		
大津市	38	15	10	13	10	10	0	10	0				17	17	143		
大津市	94	3	15	36	15	15	0	15	0				36	36	184		
大津市	33	30	3	0	3	3	0	3	0				42	42	126		
大津市	17	0	15	2	15	15	0	15	0				23	23	199		
大津市	0	0	6	0	6	6	0	6	0				11	11	0		
大津市	0	0	0	0	47	47	0	47	0				0	0	0		
大津市	4,072	1,496	706	1,870	857	787	12	790	20				1,728	1,582	12,171		

8. 浄化槽法第7条検査関係

(1) 浄化槽法第7条検査結果 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

都道府県名	検査対象件数		実施数		受検率		検査結果					
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	適正		不適正			
							件数	比率	件数	比率		
北海道	1,496	1,496	1,495	1,495	99.9%	99.9%	952	63.7%	344	23.0%	199	13.3%
青森県	1,712	1,712	1,699	1,699	99.3%	99.3%	1,069	62.9%	601	35.4%	29	1.7%
岩手県	2,400	2,400	2,199	2,199	91.6%	91.6%	1,355	61.5%	820	37.8%	24	1.1%
宮城県	3,632	3,632	2,854	2,854	78.6%	78.6%	2,118	74.2%	668	23.6%	68	2.4%
秋田県	1,240	1,240	1,240	1,240	100.0%	100.0%	926	74.7%	299	24.1%	15	1.2%
山形県	930	930	928	928	99.8%	99.8%	534	57.5%	382	41.2%	12	1.3%
福島県	4,972	4,972	4,401	4,401	88.5%	88.5%	2,848	64.7%	1,318	29.9%	255	5.3%
茨城県	4,879	4,879	4,129	4,129	84.6%	84.6%	2,034	49.3%	1,271	30.8%	824	20.0%
栃木県	3,446	3,446	3,446	3,446	100.0%	100.0%	2,494	72.4%	724	21.0%	228	6.6%
群馬県	5,299	5,299	5,050	5,050	95.3%	95.3%	2,859	56.6%	1,786	35.4%	405	8.0%
埼玉県	6,966	6,966	6,305	6,305	90.5%	90.5%	3,149	49.5%	2,977	47.2%	179	2.8%
千葉県	6,952	6,952	4,092	4,092	58.9%	58.9%	2,668	65.2%	1,080	28.4%	344	5.3%
東京都	206	206	176	176	85.4%	85.4%	115	65.3%	24	13.6%	37	21.0%
神奈川県	1,184	1,184	826	826	69.7%	69.7%	523	63.3%	266	32.2%	37	4.5%
新潟県	1,678	1,678	1,652	1,652	98.5%	98.5%	1,196	72.4%	394	23.8%	62	3.8%
富山県	253	253	253	253	100.0%	100.0%	204	80.6%	49	19.4%	0	0.0%
石川県	589	589	589	589	100.0%	100.0%	465	78.9%	31	5.3%	93	15.8%
福井県	492	492	492	492	100.0%	100.0%	311	63.2%	135	27.4%	46	9.3%
山梨県	1,296	1,296	1,184	1,184	91.4%	91.4%	744	62.8%	428	36.1%	12	1.0%
長野県	1,363	1,363	1,363	1,363	100.0%	100.0%	884	64.9%	361	28.5%	118	8.7%
岐阜県	1,997	1,997	1,997	1,997	100.0%	100.0%	1,768	88.5%	0	0.0%	229	11.5%
静岡県	7,230	7,230	5,690	5,690	78.7%	78.7%	4,982	87.6%	550	9.7%	158	2.8%
愛知県	7,932	7,932	7,887	7,887	99.4%	99.4%	4,883	61.5%	1,738	22.0%	1,296	16.4%
三重県	3,429	3,429	3,428	3,428	100.0%	100.0%	2,334	68.1%	707	20.6%	387	11.3%
滋賀県	352	352	352	352	100.0%	100.0%	184	52.3%	158	44.9%	10	2.8%
京都府	517	517	517	517	100.0%	100.0%	395	76.4%	89	17.2%	33	6.4%
大阪府	1,045	1,045	1,045	1,045	100.0%	100.0%	661	63.3%	194	18.6%	190	18.2%
兵庫県	763	763	743	737	97.4%	97.3%	390	52.5%	227	30.6%	126	17.0%
奈良県	1,124	1,124	1,124	1,124	100.0%	100.0%	645	57.4%	463	41.2%	16	1.4%
和歌山県	3,321	3,318	3,108	3,105	93.6%	93.6%	2,374	76.4%	712	22.9%	22	0.7%
鳥取県	278	278	243	243	87.4%	87.4%	166	68.5%	65	26.7%	12	4.9%
島根県	1,176	1,176	1,165	1,165	99.1%	99.1%	831	71.3%	277	23.8%	57	4.9%
岡山県	3,110	3,109	3,110	3,109	100.0%	100.0%	2,521	81.1%	573	18.4%	16	0.5%
広島県	3,165	3,165	3,145	3,145	99.4%	99.4%	2,327	74.0%	559	17.8%	259	8.2%
山口県	1,921	1,921	1,693	1,693	88.1%	88.1%	1,413	83.5%	258	15.2%	22	1.3%
徳島県	2,608	2,604	2,608	2,604	100.0%	100.0%	1,917	73.5%	609	23.4%	82	3.1%
香川県	3,339	3,339	3,339	3,339	100.0%	100.0%	2,557	76.6%	617	18.5%	165	4.9%
愛媛県	2,391	2,394	2,391	2,391	99.9%	99.9%	1,910	79.9%	425	17.8%	56	2.3%
高知県	1,775	1,775	1,533	1,533	86.4%	86.4%	934	60.9%	468	30.5%	131	8.5%
福岡県	3,898	3,898	3,898	3,898	100.0%	100.0%	2,440	62.6%	1,090	28.0%	388	9.4%
佐賀県	1,406	1,406	1,406	1,406	100.0%	100.0%	1,068	76.0%	280	19.9%	58	4.1%
長崎県	2,109	2,109	2,109	2,109	100.0%	100.0%	1,521	72.1%	519	24.6%	69	3.3%
熊本県	2,515	2,515	2,487	2,487	98.9%	98.9%	2,117	85.1%	362	14.6%	8	0.3%
大分県	2,976	2,976	2,976	2,976	100.0%	100.0%	2,277	76.5%	420	14.1%	279	9.4%
宮崎県	2,565	2,565	2,401	2,401	93.6%	93.6%	1,028	42.8%	1,187	49.4%	186	7.7%
鹿児島県	6,427	6,427	6,423	6,423	99.9%	99.9%	6,087	94.8%	171	2.7%	165	2.6%
沖縄県	1,451	1,451	1,451	1,451	100.0%	100.0%	215	14.8%	879	60.6%	357	24.6%
合計	121,806	121,793	112,642	112,628	92.5%	92.5%	77,363	68.7%	27,555	24.5%	7,724	6.9%

注1) 検査対象件数において、単独の基数がカウントされているのは、住宅竣工後未入居等によるものである
注2) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

8. 浄化槽法第7条検査関係

(2) 不適正の内容と件数(7条検査)

	項 目	件数			
		7条検査			
		5~50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
不適正の主な原因	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が高い項目 ^{※1} が不可	2	4,186	0	98
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が高い項目 ^{※2} が不可	3	3,875	0	53
	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	0	711	0	16
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	0	638	0	9
	・ その他	0	100	0	4
問題のあった検査項目へ複数回答可	〔外観検査〕				
	（設置状況）				
	・ 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況	0	12	0	0
	・ 漏水の状況	0	90	0	2
	・ 浄化槽上部の状況	0	279	0	6
	・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況	0	119	0	14
	・ 内部設備の固定状況	0	206	0	13
	・ 設置に係るその他の状況	0	811	0	12
	（設備の稼働状況）				
	・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	0	153	0	8
	・ ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	0	152	0	3
	・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況	0	191	0	6
	・ 膜モジュールの稼働状況	0	0	0	0
	・ 制御装置及び調整装置の稼働状況	0	62	0	6
	・ 生物膜又は活性汚泥の状況	1	339	0	17
	・ 設備の稼働に係るその他の状況	0	20	0	0
	（水の流れ方の状況）				
	・ 管渠、柵及び各単位装置間の水流の状況	0	198	0	4
	・ 越流せきにおける越流状況	0	10	0	0
	・ 各単位装置内の水位及び水流の状況	0	186	0	13
	・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	0	146	0	2
	・ 水の流れ方に係るその他の状況	0	19	0	3
	（使用の状況）				
	・ 特殊な排水等の流入状況	0	95	0	7
	・ 異物の流入状況	0	16	0	2
	・ 使用に係るその他の状況	0	101	0	5
	（悪臭の発生状況）				
	・ 悪臭の発生状況	0	11	0	7
	（消毒の実施状況）				
	・ 消毒の実施状況	2	3,521	0	63
	（力、ハエ等の発生状況）				
	・ 力、ハエ等の発生状況	0	16	0	0
	・ その他	0	20	0	2
	〔水質検査〕				
	・ 水素イオン濃度	1	34	0	2
	・ 活性汚泥沈殿率	0	2	0	1
	・ 溶存酸素量	0	101	0	4
	・ 透視度	0	1,590	0	42
	・ 塩化物イオン濃度	0	-	0	-
	・ 残留塩素濃度	2	2,283	0	59
	・ 生物化学的酸素要求量	0	2,139	0	53
	・ その他	0	4	0	0
	〔書類検査〕				
	（保守点検記録（使用開始直前の記録を含む））				
	・ 記録の有無	1	2,999	0	57
・ 記録の内容	0	502	0	135	
・ 保守点検の回数	3	2,554	0	41	
（清掃記録）					
・ 記録の有無	-	-	-	-	
・ 記録の内容	-	-	-	-	
・ 清掃の回数	-	-	-	-	
・ その他	-	-	-	-	

※1) 「設置状況」、「消毒の実施状況」、「水の流れ方の状況の一部（消毒槽・放水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況、汚泥の流出状況）」

※2) 「保守点検の記録の有無」、「保守点検の回数」、「清掃の記録の有無」、「清掃の回数」

(注)「不適正の主な原因」には、一部未集計の都道府県を含んでいない。

9. 浄化槽法第11条検査関係

(1) 浄化槽法第11条検査結果 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

都道府県名	検査対象件数		実施数		受検率		適正				検査結果 おおむね適正				不適正			
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	件数		比率		件数		比率		件数		比率	
							全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	61,318	44,884	51,480	40,865	84.0%	91.0%	38,053	30,323	73.5%	74.2%	9,450	8,095	18.4%	19.8%	3,977	2,447	7.7%	6.0%
青森県	105,072	36,326	49,375	29,177	47.0%	80.3%	39,990	22,658	81.0%	77.7%	8,988	6,293	18.2%	21.6%	3,97	226	0.8%	0.8%
岩手県	52,219	46,951	43,212	39,660	82.8%	84.5%	32,098	29,389	74.5%	74.1%	10,215	9,531	23.6%	24.0%	899	730	2.1%	1.8%
宮城県	65,423	40,858	58,173	39,855	88.9%	97.5%	47,770	31,885	82.1%	80.0%	9,224	7,094	15.9%	17.8%	1,179	876	2.0%	2.2%
秋田県	66,174	36,501	42,099	30,853	63.6%	84.5%	36,886	26,536	87.5%	86.0%	4,332	3,692	10.3%	12.0%	881	625	2.1%	2.0%
山形県	74,685	30,589	52,335	26,821	70.1%	87.7%	33,820	16,310	64.8%	60.8%	17,286	10,198	33.0%	38.0%	1,229	313	2.3%	1.2%
福島県	254,288	97,511	67,273	60,737	26.5%	62.3%	48,103	45,222	73.1%	74.5%	16,449	13,422	24.5%	28.9%	2,721	2,093	4.0%	3.4%
茨城県	237,382	137,489	87,299	70,439	36.8%	51.2%	60,280	51,495	69.0%	73.1%	20,657	15,718	23.7%	22.3%	6,382	3,226	7.3%	4.6%
栃木県	144,908	94,054	94,636	60,755	65.3%	64.6%	90,689	57,487	95.8%	94.6%	2,464	2,116	2.6%	3.5%	1,483	1,152	1.6%	1.9%
群馬県	300,014	113,347	216,693	89,750	72.2%	79.2%	87,407	38,174	40.3%	42.5%	125,613	50,332	58.0%	56.1%	3,673	1,244	1.7%	1.4%
埼玉県	493,910	208,459	64,374	55,456	13.0%	26.6%	31,925	26,798	49.5%	48.3%	31,499	27,971	48.9%	50.4%	950	687	1.5%	1.2%
千葉県	561,268	226,527	43,222	37,126	7.7%	16.4%	29,659	25,660	68.6%	69.1%	12,501	10,712	28.9%	28.9%	1,062	754	2.5%	2.0%
東京都	26,305	9,347	3,980	3,309	15.1%	35.4%	3,205	2,698	80.5%	81.5%	622	497	15.6%	15.0%	153	114	3.8%	3.4%
神奈川県	165,807	38,925	22,405	11,993	13.5%	30.8%	17,109	9,461	76.4%	78.9%	4,908	2,348	21.9%	19.6%	388	184	1.7%	1.5%
新潟県	192,031	49,710	135,900	40,285	70.8%	81.0%	123,663	35,600	91.0%	88.4%	10,451	4,208	7.7%	10.4%	1,786	477	1.3%	1.2%
富山県	48,001	13,152	14,964	9,106	31.2%	69.2%	13,673	8,243	91.4%	90.5%	1,262	852	8.4%	9.4%	29	11	0.2%	0.1%
石川県	53,665	21,365	21,659	13,283	40.4%	62.2%	18,637	11,472	86.0%	86.4%	1,990	1,357	9.2%	10.2%	1,052	454	4.8%	3.4%
福井県	55,105	17,792	14,595	9,403	26.5%	52.8%	8,905	5,923	61.0%	63.0%	4,683	3,116	32.1%	33.1%	1,007	384	6.9%	3.9%
山梨県	121,457	38,668	14,688	12,313	12.1%	31.8%	10,128	8,790	69.0%	71.4%	4,084	3,221	27.8%	26.2%	476	302	3.2%	2.5%
長野県	81,149	67,166	32,624	29,963	40.2%	44.6%	17,074	15,960	52.3%	53.3%	13,615	12,361	41.7%	41.3%	1,935	1,642	5.9%	5.5%
岐阜県	177,171	72,349	157,504	68,349	88.9%	94.5%	147,906	63,002	93.9%	92.2%	0	0	0.0%	0.0%	9,598	5,347	6.1%	7.8%
静岡県	488,916	152,858	73,558	66,095	15.0%	43.2%	54,036	47,997	76.3%	72.6%	17,825	16,521	25.0%	25.0%	1,697	1,587	2.3%	2.4%
愛知県	561,164	188,229	103,954	89,743	18.5%	47.7%	71,877	61,456	69.1%	68.5%	26,813	24,254	28.8%	27.0%	5,255	4,033	5.1%	4.5%
三重県	217,758	110,572	72,269	51,273	33.2%	46.4%	47,651	35,414	65.9%	69.1%	12,350	8,054	17.1%	15.7%	12,228	7,805	17.0%	15.2%
滋賀県	34,549	19,920	13,220	9,458	38.3%	47.5%	7,428	5,344	56.2%	56.5%	5,604	4,002	42.4%	42.3%	188	112	1.4%	1.2%
京都府	40,430	23,457	18,007	14,666	44.5%	62.5%	14,625	11,928	81.2%	81.3%	3,286	2,675	18.2%	18.2%	96	63	0.5%	0.4%
大阪府	151,994	47,900	12,926	9,844	8.5%	20.6%	10,577	8,148	81.8%	82.8%	1,733	1,309	13.4%	13.4%	616	387	4.8%	3.9%
兵庫県	87,025	43,957	53,316	35,707	61.3%	81.2%	18,009	12,415	33.8%	34.8%	20,267	14,766	38.0%	41.4%	15,040	8,526	28.2%	23.9%
奈良県	102,008	29,443	17,495	13,463	17.2%	45.7%	9,277	7,400	53.0%	55.0%	7,937	5,872	45.4%	43.6%	281	191	1.6%	1.4%
和歌山県	186,035	84,482	56,406	46,192	30.3%	54.7%	45,096	36,906	79.9%	79.9%	10,551	8,815	18.7%	19.1%	759	471	1.3%	1.0%
鳥取県	26,777	11,423	13,951	7,979	52.1%	69.8%	8,854	5,092	63.5%	63.8%	4,937	2,857	35.4%	35.8%	160	30	1.1%	0.4%
島根県	67,478	32,059	48,432	29,630	71.8%	92.4%	36,485	22,289	75.3%	75.2%	9,734	5,872	20.1%	19.8%	2,213	1,469	4.6%	5.0%
岡山県	166,856	100,680	151,744	95,880	90.9%	94.9%	113,301	71,004	74.1%	74.3%	34,802	23,322	22.9%	22.9%	3,641	1,254	2.4%	1.3%
広島県	165,111	85,915	107,952	65,946	65.4%	76.1%	65,078	40,186	60.3%	61.5%	30,918	18,723	28.6%	28.7%	11,956	6,497	11.1%	9.9%
山口県	114,462	60,487	56,537	35,186	49.4%	58.2%	47,121	29,389	83.3%	83.5%	8,889	5,554	15.7%	15.8%	527	243	0.9%	0.7%
徳島県	145,356	52,589	82,551	34,836	56.8%	66.3%	34,851	15,670	42.2%	45.0%	38,434	16,835	44.1%	48.3%	11,266	2,331	13.6%	6.7%
香川県	148,807	69,085	70,773	40,747	47.6%	59.0%	60,163	33,823	85.0%	83.0%	8,455	6,154	11.9%	15.1%	2,155	770	3.0%	1.9%
愛媛県	163,126	73,198	56,757	53,965	34.8%	73.7%	48,124	46,461	85.8%	86.1%	7,050	6,601	12.4%	12.2%	983	903	1.7%	1.7%
高知県	87,320	48,611	51,334	36,399	58.8%	74.9%	26,143	20,132	50.3%	55.3%	23,312	15,255	45.4%	41.9%	1,879	1,012	3.7%	2.8%
福岡県	169,996	121,993	114,481	96,369	67.3%	79.0%	82,077	70,680	71.1%	73.3%	30,493	24,285	26.6%	25.2%	1,911	1,404	1.7%	1.5%
佐賀県	52,697	33,613	41,468	29,803	78.7%	88.7%	32,712	23,811	78.9%	79.9%	4,795	3,394	11.6%	11.4%	3,961	2,598	9.6%	8.7%
長崎県	67,489	51,174	57,335	46,041	85.0%	90.0%	37,163	29,966	64.8%	65.1%	14,149	11,301	24.7%	24.5%	6,023	4,774	10.5%	10.4%
熊本県	134,201	75,029	86,900	60,883	64.8%	80.7%	72,405	51,052	83.3%	84.3%	11,528	7,871	13.3%	13.0%	2,987	1,680	3.4%	2.7%
大分県	141,252	68,091	57,908	49,770	41.0%	73.1%	43,739	37,866	75.5%	76.1%	9,073	7,743	15.7%	15.6%	5,096	4,161	8.8%	8.4%
宮崎県	134,882	65,839	72,209	43,854	53.5%	66.6%	28,884	18,460	39.6%	42.1%	36,908	21,871	51.1%	49.9%	6,717	3,523	9.3%	8.0%
鹿児島県	252,101	157,611	94,321	62,669	37.4%	39.8%	87,550	58,406	92.2%	93.2%	3,902	2,755	4.1%	4.4%	2,889	1,508	3.0%	2.4%
沖縄県	71,208	22,582	5,676	4,907	8.0%	21.7%	3,252	2,864	57.3%	58.4%	2,077	1,767	36.6%	36.0%	347	276	6.1%	5.6%
合 計	7,316,347	3,272,713	2,879,961	1,909,603	39.4%	58.3%	2,043,738	1,367,245	71.0%	71.6%	694,115	461,562	24.1%	24.2%	142,108	80,786	4.9%	4.2%

(注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

9. 浄化槽法第11条検査関係

(2) 不適正の内容と件数(11条検査)

	項 目	件数			
		11条検査			
		5~50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
不適正の主な原因	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が高い項目 ^{※1} が不可	27,212	24,495	930	1,831
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が高い項目 ^{※2} が不可	31,983	32,887	433	1,518
	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	6,056	14,876	200	844
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	320	1,340	2	63
	・ その他	1,709	3,070	68	180
問題のあった検査項目へ複数回答可	〔外観検査〕				
	（設置状況）				
	・ 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況	631	199	47	51
	・ 漏水の状況	5,095	2,081	261	330
	・ 浄化槽上部の状況	2,110	1,502	115	450
	・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況	193	288	36	40
	・ 内部設備の固定状況	5,604	4,911	260	818
	・ 設置に係るその他の状況	2,550	3,721	134	210
	（設備の稼働状況）				
	・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	8,570	13,206	319	1,136
	・ ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	3,249	6,062	164	417
	・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況	897	3,811	38	300
	・ 膜モジュールの稼働状況	0	2	0	9
	・ 制御装置及び調整装置の稼働状況	32	1,655	16	212
	・ 生物膜又は活性汚泥の状況	2,057	4,268	123	287
	・ 設備の稼働に係るその他の状況	53	196	39	85
	（水の流れ方の状況）				
	・ 管渠、柵及び各単位装置間の水流の状況	3,021	1,974	237	266
	・ 越流せきにおける越流状況	403	142	48	90
	・ 各単位装置内の水位及び水流の状況	4,259	6,613	367	519
	・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	3,743	4,093	99	196
	・ 水の流れ方に係るその他の状況	1,303	482	38	61
	（使用の状況）				
	・ 特殊な排水等の流入状況	170	1,031	20	112
	・ 異物の流入状況	23	87	4	15
	・ 使用に係るその他の状況	113	661	30	55
	（悪臭の発生状況）				
	・ 悪臭の発生状況	136	349	20	45
	（消毒の実施状況）				
	・ 消毒の実施状況	16,672	14,143	304	547
	（力、ハエ等の発生状況）				
	・ 力、ハエ等の発生状況	45	109	4	6
	・ その他	52	168	1	60
	〔水質検査〕				
	・ 水素イオン濃度	1,356	1,312	49	64
	・ 活性汚泥沈殿率	-	-	-	-
	・ 溶存酸素量	5,109	5,928	197	278
	・ 透視度	2,843	10,621	289	1,336
	・ 塩化物イオン濃度	-	-	-	-
	・ 残留塩素濃度	16,101	11,905	359	642
	・ 生物化学的酸素要求量	8,543	17,699	233	647
	・ その他	186	115	6	5
	〔書類検査〕				
	（保守点検記録（使用開始直前の記録を含む））				
	・ 記録の有無	16,412	10,621	169	236
・ 記録の内容	2,700	1,427	72	200	
・ 保守点検の回数	11,959	6,272	125	326	
（清掃記録）					
・ 記録の有無	9,370	13,646	159	691	
・ 記録の内容	1,648	4,376	139	1,028	
・ 清掃の回数	20,334	29,468	381	1,093	
・ その他	17	35	1	12	

※1) 「設置状況」、「消毒の実施状況」、「水の流れ方の状況の一部（消毒槽・放水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況、汚泥の流出状況）」

※2) 「保守点検の記録の有無」、「保守点検の回数」、「清掃の記録の有無」、「清掃の回数」

(注)「不適正の主な原因」には、一部未集計の都道府県を含んでいない。

10. 浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

(1) 浄化槽法第7条検査におけるBOD検査結果

① 処理性能がBOD20mg/L以下のもの(第7条検査)

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	4,789	35,669	40,458	36.5%
$5 < x \leq 10$	3,742	24,886	28,628	25.9%
$10 < x \leq 15$	1,465	11,902	13,367	12.1%
$15 < x \leq 20$	771	7,694	8,465	7.6%
$20 < x \leq 30$	659	7,675	8,334	7.5%
$30 < x \leq 40$	247	3,584	3,831	3.5%
$40 < x \leq 50$	141	2,168	2,309	2.1%
$50 < x \leq 60$	75	1,367	1,442	1.3%
$60 < x \leq 90$	93	1,907	2,000	1.8%
$90 < x \leq 120$	39	833	872	0.8%
$120 < x \leq 160$	17	421	438	0.4%
$160 < x$	20	562	582	0.5%
合計	12,058	98,668	110,726	100.0%
平均値	10.3	14.5	14.0	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	54	628	682	36.3%
$5 < x \leq 10$	61	351	412	21.9%
$10 < x \leq 15$	16	205	221	11.8%
$15 < x \leq 20$	7	144	151	8.0%
$20 < x \leq 30$	8	130	138	7.3%
$30 < x \leq 40$	4	74	78	4.2%
$40 < x \leq 50$	4	54	58	3.1%
$50 < x \leq 60$	2	37	39	2.1%
$60 < x \leq 90$	1	44	45	2.4%
$90 < x \leq 120$	1	23	24	1.3%
$120 < x \leq 160$	0	12	12	0.6%
$160 < x$	1	17	18	1.0%
合計	159	1,719	1,878	100.0%
平均値	11.9	17.3	16.8	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

(2) 浄化槽法第11条検査におけるBOD検査結果

① 処理性能がBOD20mg/L以下のもの(第11条検査)

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	65,468	494,442	559,910	37.7%
$5 < x \leq 10$	50,844	355,023	405,867	27.3%
$10 < x \leq 15$	17,393	173,245	190,638	12.8%
$15 < x \leq 20$	8,889	106,504	115,393	7.8%
$20 < x \leq 30$	7,696	102,067	109,763	7.4%
$30 < x \leq 40$	2,659	42,839	45,498	3.1%
$40 < x \leq 50$	1,393	21,473	22,866	1.5%
$50 < x \leq 60$	666	11,509	12,175	0.8%
$60 < x \leq 90$	692	13,379	14,071	0.9%
$90 < x \leq 120$	252	4,258	4,510	0.3%
$120 < x \leq 160$	130	1,789	1,919	0.1%
$160 < x$	134	2,139	2,273	0.2%
合計	156,216	1,328,667	1,484,883	100.0%
平均値	9.1	11.8	11.5	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	1,766	18,949	20,715	48.5%
$5 < x \leq 10$	1,498	8,409	9,907	23.2%
$10 < x \leq 15$	482	3,779	4,261	10.0%
$15 < x \leq 20$	192	2,364	2,556	6.0%
$20 < x \leq 30$	179	2,250	2,429	5.7%
$30 < x \leq 40$	75	1,036	1,111	2.6%
$40 < x \leq 50$	32	524	556	1.3%
$50 < x \leq 60$	22	294	316	0.7%
$60 < x \leq 90$	28	432	460	1.1%
$90 < x \leq 120$	7	193	200	0.5%
$120 < x \leq 160$	8	73	81	0.2%
$160 < x$	6	133	139	0.3%
合計	4,295	38,436	42,731	100.0%
平均値	9.2	10.8	10.7	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

② 処理性能がBOD30mg/L以下のもの(第11条検査)

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	0	229	229	46.0%
$5 < x \leq 10$	0	151	151	30.3%
$10 < x \leq 15$	0	55	55	11.0%
$15 < x \leq 20$	0	24	24	4.8%
$20 < x \leq 30$	0	23	23	4.6%
$30 < x \leq 40$	0	11	11	2.2%
$40 < x \leq 50$	0	4	4	0.8%
$50 < x \leq 60$	0	0	0	0.0%
$60 < x \leq 90$	0	1	1	0.2%
$90 < x \leq 120$	0	0	0	0.0%
$120 < x \leq 160$	0	0	0	0.0%
$160 < x$	0	0	0	0.0%
合計	0	498	498	100.0%
平均値	-	8.1	8.1	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	297	3,517	3,814	50.9%
$5 < x \leq 10$	168	1,471	1,639	21.9%
$10 < x \leq 15$	38	738	776	10.4%
$15 < x \leq 20$	22	402	424	5.7%
$20 < x \leq 30$	16	387	403	5.4%
$30 < x \leq 40$	7	173	180	2.4%
$40 < x \leq 50$	2	83	85	1.1%
$50 < x \leq 60$	1	33	34	0.5%
$60 < x \leq 90$	0	75	75	1.0%
$90 < x \leq 120$	1	27	28	0.4%
$120 < x \leq 160$	0	19	19	0.3%
$160 < x$	0	10	10	0.1%
合計	552	6,935	7,487	100.0%
平均値	6.8	10.1	9.9	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

③ 処理性能がBOD60mg/L以下のもの(第11条検査)

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	0	115	115	32.3%
$5 < x \leq 10$	0	73	73	20.5%
$10 < x \leq 15$	0	55	55	15.4%
$15 < x \leq 20$	0	41	41	11.5%
$20 < x \leq 30$	0	34	34	9.6%
$30 < x \leq 40$	0	12	12	3.4%
$40 < x \leq 50$	0	10	10	2.8%
$50 < x \leq 60$	0	5	5	1.4%
$60 < x \leq 90$	0	6	6	1.7%
$90 < x \leq 120$	0	4	4	1.1%
$120 < x \leq 160$	0	0	0	0.0%
$160 < x$	0	1	1	0.3%
合計	0	356	356	100.0%
平均値	-	14.8	14.8	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
$x \leq 5$	911	5,265	6,176	43.2%
$5 < x \leq 10$	450	2,672	3,122	21.9%
$10 < x \leq 15$	174	1,423	1,597	11.2%
$15 < x \leq 20$	80	904	984	6.9%
$20 < x \leq 30$	78	1,000	1,078	7.5%
$30 < x \leq 40$	40	423	463	3.2%
$40 < x \leq 50$	23	272	295	2.1%
$50 < x \leq 60$	8	161	169	1.2%
$60 < x \leq 90$	7	196	203	1.4%
$90 < x \leq 120$	3	93	96	0.7%
$120 < x \leq 160$	6	37	43	0.3%
$160 < x$	3	52	55	0.4%
合計	1,783	12,498	14,281	100.0%
平均値	9.1	13.3	12.7	

注) 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

11.指定検査機関関係

(1)指定検査機関の検査体制(平成28年4月現在)

都道府県名	指定検査機関名	検査員数	うち環境衛生指導員	うち旧廃掃法講習会修了者	検査補助員等数
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会	45	0	3	0
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター	21	0	0	0
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	22	0	1	0
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター	28	0	0	0
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	25	0	0	0
山形県	一般財団法人山形県理化学分析センター	8	0	0	0
	公益社団法人山形県水質保全協会	16	0	0	0
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	26	0	0	0
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	33	0	5	3
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	4	0	0	0
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	37	0	5	878
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	42	0	0	0
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	27	0	0	0
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	21	0	0	0
東京都	公益財団法人東京都環境公社	4	0	0	0
神奈川県	公益社団法人神奈川県生活水保全協会	6	0	0	1
	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会	7	0	2	0
	一般財団法人日本環境衛生センター	6	0	0	1
	一般社団法人神奈川県保健協会	7	0	0	0
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	7	0	0	2
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	21	0	0	0
	一般財団法人新潟県環境分析センター	26	0	0	1
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	16	0	0	0
	一般財団法人上越環境科学センター	16	0	0	0
	一般社団法人県央研究所	3	0	0	1
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	8	0	0	0
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会	8	0	0	0
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所	13	0	4	0
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	7	0	0	1
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	27	0	0	0
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター	60	0	0	0
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	43	0	1	4
	一般社団法人愛知県薬剤師会	19	0	0	2
愛知県	一般社団法人愛知県浄化槽協会	33	1	0	2
	一般財団法人中部微生物研究所	15	0	0	0
	一般財団法人三重県水質検査センター	27	0	0	0
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	7	0	3	0
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	16	6	2	3
	一般社団法人京都微生物研究所	2	0	0	5
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	8	0	2	0
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	20	0	2	0
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会	12	0	0	0
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター	28	0	0	0
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	21	0	0	8
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター	25	0	0	0
岡山県	一般社団法人岡山環境検査センター	12	0	0	0
	公益財団法人岡山県健康づくり財団	20	0	1	6
	公益社団法人倉敷環境検査センター	8	0	2	0
広島県	公益社団法人広島県環境保全センター	23	0	0	2
	公益社団法人広島県浄化槽維持管理協会	14	0	0	253
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	22	0	0	0
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	37	0	0	0
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	28	0	0	6
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	28	0	0	0
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター	26	0	0	1
	一般財団法人有明環境整備公社	4	0	0	0
福岡県	一般財団法人福岡県浄化槽協会	19	0	0	0
	公益財団法人北九州市環境整備協会	7	0	1	1
	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	17	0	1	0
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	26	0	0	0
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	30	0	0	0
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会	36	0	0	0
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	22	0	1	14
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境検査センター	53	0	0	0
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会	4	0	1	2
合計	65法人	1,309	7	37	1,197

11. 指定検査機関関係

(2)水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況(平成28年4月現在)

ア 7条検査

(単位:検査料金体系数)

人槽区分	料金区分	料金区分											平均 (円)		
		0~10,000	10,001~15,000	15,001~20,000	20,001~25,000	25,001~30,000	30,001~35,000	35,001~40,000	40,001~						
単独処理 浄化槽	5 ~ 10	24	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,765
	11 ~ 20	18	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,395
	21 ~ 50	10	20	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,208
	51 ~ 100	6	21	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,859
	101 ~ 200	2	13	16	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,259
	201 ~ 300	2	13	12	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	17,074
	301 ~ 400	2	10	10	11	2	1	0	0	0	0	0	0	0	18,921
	401 ~ 500	2	10	10	11	2	1	0	0	0	0	0	0	0	18,921
	501 ~ 1,000	2	1	10	8	9	8	2	2	2	2	2	2	2	23,008
	1,001 ~ 2,000	2	1	8	9	9	7	4	2	4	2	2	2	2	23,951
2,001 ~ 3,000	2	1	6	10	5	5	4	4	4	4	4	4	4	25,066	
3,001 ~ 4,000	2	1	6	9	6	5	5	4	4	4	4	4	4	25,217	
4,001 ~ 5,000	2	1	6	9	6	5	5	4	4	4	4	4	4	25,308	
5,001 ~ 10,000	2	1	6	8	8	6	6	4	4	4	4	4	4	25,535	
10,001 ~	2	1	6	8	6	6	6	4	4	4	4	4	4	25,596	
合併処理 浄化槽	5 ~ 10	30	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,960
	11 ~ 20	30	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,777
	21 ~ 50	11	26	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,675
	51 ~ 100	7	23	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,764
	101 ~ 200	2	13	24	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	17,241
	201 ~ 300	2	12	19	11	2	1	0	0	0	0	0	0	0	18,014
	301 ~ 400	2	9	16	14	4	1	1	1	1	1	1	1	1	20,088
	401 ~ 500	2	9	16	14	4	1	1	1	1	1	1	1	1	20,088
	501 ~ 1,000	2	0	13	12	12	12	4	1	1	1	1	1	1	20,088
	1,001 ~ 2,000	2	0	10	10	10	12	4	1	1	1	1	1	1	24,474
2,001 ~ 3,000	2	0	7	12	10	16	5	3	3	3	3	3	3	25,476	
3,001 ~ 4,000	2	0	7	12	12	13	6	6	6	6	6	6	6	26,461	
4,001 ~ 5,000	2	0	7	12	12	12	6	6	6	6	6	6	6	26,674	
5,001 ~ 10,000	2	0	7	12	12	12	6	6	6	6	6	6	6	26,738	
10,001 ~	2	0	7	12	12	11	7	7	7	7	7	7	7	27,121	
		2	0	7	12	11	7	7	7	7	7	7	7	27,163	

(注) 複数の料金体系を設定している都道府県がある。また、単独処理浄化槽について、人槽規模により料金を設定していない指定検査機関があるため、各人槽区分における検査料金体系数は同一とはならない。

イ 11条検査

(単位:検査料金体系数)

人槽区分	料金区分	料金区分										平均 (円)			
		0~10,000	10,001~15,000	15,001~20,000	20,001~25,000	25,001~30,000	30,001~35,000	35,001~40,000	40,001~						
単 独 処 理 浄 化 槽	5 ~ 10	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,852
	11 ~ 20	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,704
	21 ~ 50	48	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,602
	51 ~ 100	34	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,299
	101 ~ 200	14	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,879
	201 ~ 300	13	27	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,561
	301 ~ 400	6	26	12	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14,688
	401 ~ 500	6	26	12	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14,688
	501 ~ 1,000	5	9	22	6	4	1	1	1	1	1	1	1	1	18,454
	1,001 ~ 2,000	5	7	20	8	6	6	1	1	1	1	1	1	1	19,503
2,001 ~ 3,000	5	6	16	10	7	7	2	2	2	2	2	2	2	20,297	
3,001 ~ 4,000	5	6	14	11	11	7	2	2	2	2	2	2	2	20,494	
4,001 ~ 5,000	5	6	14	11	11	7	2	2	2	2	2	2	2	20,558	
5,001 ~ 10,000	5	6	12	10	10	9	9	2	2	2	2	2	2	20,927	
10,001 ~	5	6	12	10	10	9	9	2	2	2	2	2	2	20,970	
合 併 処 理 浄 化 槽	5 ~ 10	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,122
	11 ~ 20	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,133
	21 ~ 50	44	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,178
	51 ~ 100	29	19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,991
	101 ~ 200	11	28	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,712
	201 ~ 300	10	26	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13,455
	301 ~ 400	4	20	19	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	15,625
	401 ~ 500	4	20	19	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	15,625
	501 ~ 1,000	3	6	23	10	4	1	1	1	1	1	1	1	1	19,493
	1,001 ~ 2,000	3	5	18	12	8	1	1	1	1	1	1	1	1	20,584
2,001 ~ 3,000	3	4	14	14	10	2	2	2	2	2	2	2	2	21,444	
3,001 ~ 4,000	3	4	14	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	21,709	
4,001 ~ 5,000	3	4	14	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	21,770	
5,001 ~ 10,000	3	4	14	12	10	10	4	4	4	4	4	4	4	22,219	
10,001 ~	3	4	14	12	9	5	5	5	5	5	5	5	5	22,321	

(注) 複数の料金体系を設定している都道府県がある。また、単独処理浄化槽について、人槽規模により料金を設定していない指定検査機関があるため、各人槽区分における検査料金体系数は同一とはならない。

11. 指定検査機関関係

(3)BOD検査導入状況一覧(平成28年4月現在)

都道府県	検査機関名	BOD検査 導入済み	対 象			導入時期	検討中	予定 なし
			人 槽	実施時期	種類 (合併・単独)			
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H21.4		
	一般社団法人青森県浄化槽検査センター						○	
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H17.9一部導入 H18.4全面導入		
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	○	全て	毎年	合併・単独	H22.12		
	一般財団法人山形県理化学分析センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
山形県	公益社団法人山形県水質保全協会	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
	公益社団法人福島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併のみ	H17.4		
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4		
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4		
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	○	全て	毎年	合併・単独	H9.8		
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	○	全て	5年に4回	合併のみ	H23.10		
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	○	全て	5年に4回	合併のみ	H23.10		
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	○	10人以下	5年に4回	合併のみ	H18.1		
	公益財団法人東京都環境公社						○	
神奈川県	公益社団法人神奈川県生活水保全協会							○
	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会							○
	一般財団法人日本環境衛生センター							○
	一般社団法人神奈川県保健協会							○
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人新潟県環境分析センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人上越環境科学センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般社団法人県央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.4		
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会	○	1.透視度が単独 で10以下、合併 で20以下の際に 測定 2.人槽が36人槽 以上 3.人槽が21人槽 以上			1:H19.4月 2:H23.4月 3:H25.4月		
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所	○	全て	毎年	合併・単独	H26.4		
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併のみ	H24.4		
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	○	301~500人	毎年	合併・単独	H25.4		
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター	○	101人以上	毎年	合併・単独	H14.4		
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
	一般社団法人愛知県薬剤師会							○
愛知県	一般社団法人愛知県浄化槽協会	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4		
	一般財団法人中部微生物研究所	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4		
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4		
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H21.4		
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4		
	一般社団法人京都微生物研究所	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4		
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.7		
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	H13.10		
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会							○
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	H13.9		
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	○	全て	毎年	合併・単独	H13.4		
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター						○	
岡山県	一般社団法人岡山県環境検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
	公益財団法人岡山県健康づくり財団	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
	公益社団法人倉敷環境検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
広島県	公益社団法人広島県環境保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	10人槽以下:H19.4 11人槽以上:H11.4		
	公益社団法人広島県浄化槽維持管理協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H19.4		
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.10		
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.9		
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4		
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H12.4		
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター	○	21人以上	毎年	合併・単独	H12.5		
福岡県	一般財団法人有明環境整備公社	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
	一般財団法人福岡県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
	公益財団法人北九州市環境整備協会							○
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H14.4		
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H17.4		
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H26.4		
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4		
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	○	51人以上	毎年	合併・単独	H18.4		
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H17.4		
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会						○	

11. 指定検査機関関係

(4) 効率化検査導入状況一覧(平成28年4月現在)

都道府県	検査機関名	効率化検査導入済み	対 象			導入時期	採水員等	検討中	予定なし
			人 槽	実施時期	種類 (合併と単独)				
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会								○
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター								○
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H17.9一部導入 H18.4全面導入			
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター	○	100人以下	毎年	合併・単独	H10.4			
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団								○
山形県	一般財団法人山形県理化学分析センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4			
	公益社団法人山形県水質保全協会	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4			
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併のみ	H17.4			
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4	○		
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	○	50人以下	10年に9回	合併・単独	H17.4	○		
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	○	10人以下	5年に4回	合併のみ	H23.10	○		
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併のみ	H23.10	○		
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	○	10人以下	5年に4回	合併のみ	H18.1	○		
東京都	公益財団法人東京都環境公社							○	
神奈川県	公益社団法人神奈川県生活水保全協会								○
	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会								○
	一般財団法人日本環境衛生センター								○
	一般社団法人神奈川県保健協会								○
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人新潟県環境分析センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人上越環境科学センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般社団法人県央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H20.4	○		
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会								○
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所							○	
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併のみ	H24.4			
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会							○	
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター								○
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター								○
愛知県	一般社団法人愛知県薬剤師会	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
	一般社団法人愛知県浄化槽協会	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
	一般財団法人中部微生物研究所	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4			
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H21.4	○		
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4			
	一般社団法人京都微生物研究所	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4			
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H25.9	○		
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	○	20人以下	4年に3回	単独のみ	H15.4			
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会								○
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター								○
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	○	10人以下	毎年	合併・単独	H21.4			
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター								○
	一般社団法人岡山環境検査センター								○
	公益財団法人岡山県健康づくり財団								○
岡山県	公益社団法人倉敷環境検査センター								○
	公益社団法人広島県環境保全センター								○
広島県	公益社団法人広島県浄化槽維持管理協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H19.4			
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.10			
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	○	那賀・神山町一括契約・特別認定管理士 一次検査10人以下	毎年	単独のみ	H25.11	○		
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H16.4	○		
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H12.4			
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター							○	
福岡県	一般財団法人有明環境整備公社								○
	一般財団法人福岡県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H10.4	○		
	公益財団法人北九州市環境整備協会								○
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H14.4			
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H17.4			
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H13.4			
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会								○
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	○	20人以下	5年に4回	合併・単独	H22.4	○		
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境検査センター								○
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会								○

1.2. 浄化槽設置整備事業の実施状況

(平成28年3月末現在)

都道府県名	市町村数	平成27年度事業実施市町村名		市町村数	平成28年度事業新規実施市町村名
		市町村数	町村数		
北海道	90	礼幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、北見市、夕張市、岩手沢市、留萌市、苫小牧市、稚内市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、富良野市、伊達市、北広島市、松前町、知内町、七飯町、八雲町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、真狩町、二七町、京極町、景徳町、偵知安町、共和町、仁木町、長沼町、栗山町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、剣淵町、和寒町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、浜頓別町、礼文町、斜里町、小清水町、蘆川町、佐呂間町、滝上町、雄武町、大空町、白老町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、新得町、中札内村、池田町、豊頃町、足寄町、厚岸町、浜中町、標茶町、白糠町、鶴居村、別海町、羅臼町	0	下川町	0
青森県	28	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、板柳町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	0	0	0
岩手県	28	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町	0	0	0
宮城県	22	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、東松島市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、利府町、富谷町、涌谷町、美里町、南三陸町	0	0	0
秋田県	18	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、三種町、八峰町、五城目町、美郷町、羽後町	1	上小阿仁村	0
山形県	25	山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、釜山町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、川西町、小国町、庄内町、遊佐町	0	0	0
福島県	47	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、淺川町、古殿町、三春町、小野町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町、鮫川村、会津若松市、喜多町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、葛尾村、新地町、飯沼村、いわき市	1	茨江町	0
茨城県	37	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎町、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町	0	0	0
栃木県	25	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	0	0	0
群馬県	25	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	0	0	0
埼玉県	46	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、真松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、小川町、川島町、吉見町、横溝町、皆野町、長瀨町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、戸町、松伏町	0	0	0
千葉県	50	千葉市、船橋市、柏市、鎌子市、市川市、鶴山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、夷金市、旭市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、夷庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鏡南町	0	0	0
東京都	9	青梅市、町田市、あきる野市、檜原村、奥多摩町、大島町、三宅村、御蔵島村、小笠原町	1	神津島村	0
神奈川県	24	相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、大磯町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町	0	0	0
新潟県	19	新潟市、長岡市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、胎内市、田上町、阿賀町、津南町	0	0	0
富山県	11	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、上市町、立山町、朝日町	1	入善町	0

1.2. 浄化槽設置整備事業の実施状況

(平成28年3月末現在)

都道府県名	平成27年度事業実施市町村名		都道府県名	平成28年度事業新規実施市町村名	
	市町 村数			市町 村数	
石川 県	7	金沢市、小松市、加賀市、白山市、津幡町、志賀町、穴水町	石川 県	0	
福井 県	12	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、南越前町、越前町、高浜町、おおい町	福井 県	0	
山梨 県	19	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南都留、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町	山梨 県	0	
長野 県	53	松本市、上田市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、小海輪町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中山村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、売木村、天龍村、秦阜村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町、生坂村、白馬村、小谷村、坂城町、山ノ内町、信濃町、小川村、飯綱町	長野 県	0	
岐阜 県	39	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戶町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、真白川村、御嵩町	岐阜 県	0	
静岡 県	34	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、藤津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町	静岡 県	0	
愛知 県	42	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、笠江町、飛鳥村、阿久比町、真張町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町、奥栄町、豊根村	愛知 県	1	常滑市
三重 県	21	桑名市、四日市市、菟野町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、明和町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、玉城町、大紀町、南伊勢町、名張市、伊賀市、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町	三重 県	0	
滋賀 県	14	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、多賀町	滋賀 県	0	
京 都 府	17	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、宇治市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町	京 都 府	0	
大 阪 府	11	貝塚市、河内長野市、和泉市、柏原市、泉南市、阪南市、島本町、熊取町、岬町、河南町、千早赤阪村	大 阪 府	0	
兵 庫 県	28	神戸市、姫路市、洲本市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、神河町、市川町、福崎町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町	兵 庫 県	0	
奈 良 県	20	奈良市、十津川村、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、天理市、山添村、平群町、曾爾村、御杖村、高取町、吉野町、下市町、下北山村、真吉野村、生駒市、斑鳩町、大淀町、川上村	奈 良 県	2	御所市、天川村
和歌山 県	29	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、田良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	和歌山 県	0	
鳥 取 県	13	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、琴浦町、北栄町、大山町、日野町	鳥 取 県	1	湯梨浜町
島 根 県	9	浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、川本町、津和野町、吉賀町	島 根 県	0	
岡 山 県	20	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、和気町、里庄町、矢掛町、鏡野町、久米南町、美咲町、吉備中央町	岡 山 県	0	

1.2. 浄化槽設置整備事業の実施状況

(平成28年3月末現在)

都道府県名	平成27年度事業実施市町村名		都道府県名	平成28年度事業新規実施市町村名	
	市町 村数			市町 村数	
広島県	20	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町	広島県	0	
山口県	17	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	山口県	0	
徳島県	23	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町	徳島県	0	
香川県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	香川県	0	
愛媛県	15	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、松野町、鬼北町	愛媛県	0	
高知県	33	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、番美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梅原町、日高村、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	高知県	0	
福岡県	50	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、吉賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	福岡県	0	
佐賀県	14	唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、みやき町、大町町、有田町、白石町、太良町	佐賀県	0	
長崎県	19	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町	長崎県	0	
熊本県	35	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、五名市、山鹿市、宇土市、上天草市、阿蘇市、天草市、玉東町、大津町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町	熊本県	0	
大分県	16	大分市、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町	大分県	0	
宮崎県	26	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	宮崎県	0	
鹿児島県	38	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、隼南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、与論町	鹿児島県	0	
沖縄県	16	国頭村、大宜味村、東村、恩納村、宜野座村、伊江村、うるま市、中城村、浦添市、西原町、南風原町、豊見城市、南城市、糸満市、宮古島市、北大東村	沖縄県	0	
合計	1,231		合計	9	

13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

(平成28年3月末現在)

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北海道	無					
青森県	有	青森県浄化槽整備費補助金	国の対象と同じ	国の基準額と、補助対象経費実支出額とを入槽区分別に比較して少ない方の額を選定。選定額の合計額と、総事業費から着附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。	補助基本額の6分の1以内の額	
岩手県	有	浄化槽設置整備事業費補助	国の対象と同じ	国の補助対象基本額と同じ	基準額の3分の1に相当する額以内	
宮城県	無					
秋田県	有	合併浄化槽設置整備事業補助金	国の対象と同じ	国の対象と同じ その他(湖沼指定地域においては高度処理型と通常型の設置者負担額の差額分を上乗せ)	国の補助基準額の1/3 湖沼指定地域においては国の補助基準額の1/3+高度処理型と通常型の設置者負担額の差額の1/2	
山形県	有	山形県浄化槽水環境保全推進事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件(市町村で補助(個人設置型)する浄化槽を対象とし、かつ、単独処理化槽(汲み取り便槽含む)からの転換のみを対象とする)	その他(浄化槽本体設置工事費から国基準額相当額を控除した額を対象とする)	市町村への補助ではなく、住民負担軽減を目的としている(市町村間接補助)ため、市町村支出額に対する割合は10割となる	市町村単独事業も対象としている
福島県	有	福島県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて条件あり 条件(①住宅及び共同住宅など、接続される建築の用途が住宅施設関係であるもの。ただし、併用住宅(店舗兼住宅など)にあっては、住宅部分の床面積が、単床面積の2分の1以上の場合に限る。②2名所処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り便所を使用した建築物(増築等)において、既存の建築物の一部又は全部が使用されている場合も含む。)に接続するもの。ただし、合併処理浄化槽を使用していた建築物に接続するものについては、東日本震災により使用不能となった合併処理浄化槽を新たな合併処理浄化槽に交換する場合に限る。 ③処理対象人員が50人以下であるものに限る。)	国の補助対象基準額と同じ(一部独自措置あり)	1/3	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。
茨城県	有	茨城県浄化槽設置事業費等補助金	国の対象に加えて、条件あり。 ※条件 ・ 地域により通常型、N型、NP型の対象指定 ・ 50人槽以下	その他 ・ 通常型 5人槽394千円、7人槽392千円、10人槽459千円 ・ 高度処理型：国の基準額+上乗せ額	・ 通常型：1/3 ・ 高度処理型：国の基準額×1/3+以下の割合(新築)自己負担が通常型の自己負担額の1/2(増築)自己負担が通常型の自己負担額の3/4になるよう上乗せ	
栃木県	有	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	国の対象に加えて、条件あり 条件(集合処理計画区域外は対象外、専用住宅に限る。)	国の補助対象基準額と同じ	基準額の1/3 (ただし、財政力指数等による調整あり。)	
群馬県	有	群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱	単独処理浄化槽等からの転換へ補助	国の補助対象基準額と同じ	転換設置(単独浄化槽又はくみ取り槽から転換が適正に行われるもの)補助率1/3	・ 単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の処分費：上限6万円(10/10) ・ 配管費補助：重点転換地区提案事業 上限20万円(10/10)
埼玉県	有	埼玉県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(「埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域」・ 単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換。 ・ 10人槽以下の専用住宅。)	国の補助対象基準額と同じ	個人設置型 補助割合：1/3	・ 環境保全特別転換地区指定事業(県が希少野生動植物の保護や河川環境基準が非達成となっている地点の水質改善を目的に指定した市町村が対象) 国の本体・本体工事費の基準額に市町村が上乗せ補助する額と同額
千葉県	有	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件(①住宅施設関係(人員算定基準の建築用途)に設置される処理対象人員50人以下の浄化槽であること。 ②財源は水費徴収において高度処理型であること。 ③新設の場合は、高度処理型(閉鎖性水域対象)又はBOD除去の高度処理型(全域対象)であること。)	国の補助対象基準額と同じ	1/3	設置補助のほか、単独処理浄化槽・汲み便所から合併処理浄化槽への転換補助がある。 ＜補助対象額＞ 単独処理浄化槽からの転換：1基あたり180千円 汲み取り便所からの転換：1基あたり100千円 ＜補助割合＞ 1/2
東京都	有	東京都浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	国の対象に加えて、条件あり 条件(総置換前区域にあっては、BOD20mg/L以下・T-N20mg/L以下の処理性能を持つ浄化槽、その他の区域にあっては、BOD20mg/L以下の処理性能を持つ浄化槽。)	対象経費の支出額と都の基準額(国に順する)を比較し、少ない方の額	補助対象額から国庫補助額を控除した額の1/2	
神奈川県	有	神奈川県合併処理浄化槽整備費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(低設単独処理浄化槽(及び汲み取り式便槽)から合併処理浄化槽に転換するもの。適正に維持管理を行うもの。既設の目的で建築物を建築するものでないこと。専用住宅に設置されるもの(集合住宅及び店舗併用は対象外)	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
新潟県	無					
富山県	有	富山県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(50人槽以下)	国の補助対象基準額と同じ	1/3	

13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

(平成28年3月末現在)

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
石川県	無					
福井県	有	浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（処理対象人数が50人以下のもの）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	補助基準額は通常型浄化槽も高度処理型浄化槽も同じ。
山梨県	有	山梨県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（50人槽以下の浄化槽に限る。）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
長野県	有	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（農集併等の計画区域外に設置されているものであること。）	国の補助対象基準額と同じ	3分の1以内 （市町村の財政力指数に応じて補正あり）	
岐阜県	有	岐阜県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（51人槽以上は対象外）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	所要額330,000千円 （平成27年度当初予算額）
静岡県	有	生活排水改善対策推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（国庫補助・交付金対象となるものであって、次のもの（50人槽以下に限る。） ①新設するもの ②既設単独処理浄化槽の撤去（国の補助対象） ③単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替える者に対し市町が上乗せ補助しているもの）	国庫補助対象基準額と同し 【特定地域】浄化槽設置費の10%相当額を国庫補助基準額に上乗せする（単独浄化槽からの拡張に限る） ※特定地域：水濁法の生活排水対策重点地域等	【一般地区】 1/5 【特定地区】 国庫補助基準額分は1/5、上乗せ分は3/10	
愛知県	有	愛知県浄化槽設置費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（50人槽以下）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	単独浄化槽又は汲取りからの取換時に限り、 単独浄化槽撤去への補助 補助基準額：上限9万円（補助率1/3） ・配管費用への補助 補助基準額上限6万円（補助率1/2）
三重県	有	浄化槽設置促進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件（新設浄化槽を除く、普通型10人槽以下、高度処理型50人槽以下）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	面的整備事業（集落単位で維持管理組合を設立し、3年以内に入居戸整備を実施する場合）として、上記とあわせて上乗せ補助を行っている。
滋賀県	有	滋賀県浄水処理施設接続等交付金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	国庫補助基準額の1/3	
京都府	有	浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（京都市を除く市町村で、専用住宅でかつ10人槽以下）	国の補助対象基準額と同じ	国の補助割合と同じ	
大阪府	有	大阪府浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（50人槽以下。但し、現在は10人槽以下を対象として運用。住宅用のみ対象。）	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額の1/3	
兵庫県	無					
奈良県	有	奈良県浄化槽設置整備補助事業	国の対象に加えて、条件あり 条件（50人槽以下、住宅部分面積1/2以上、10基以上等）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
和歌山県	有	和歌山県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（補助対象人員が10人以下であること。ただし、処理対象人員が1人以上50人以下については、専用住宅又は併用住宅に限る。）	国の補助対象基準額と同じ 処理対象人員が10人以下は、国の補助対象基準額と同じ。11人槽以上50人槽以下については、専用住宅又は併用住宅に限る。8～10人槽の基準額を適用する。単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認められた額を基準額とする。（現行の基準額を超える場合は9万円までとする）	1/3	所要額、財政力指数により調整有り。
鳥取県	有	鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（処理対象人員が50人以下、汲取便所又は単独浄化槽からの取換に際する設置、浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村等）	国の補助対象基準額と同じ	1/3（市町村が上乗せ補助する場合はその額の1/2を加算）	
島根県	無					
岡山県	有	岡山県浄化槽設置促進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件（専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽）	国の補助対象基準額と同じ	補助基準額と実支出額のいずれか少ない方の額の3分の1 ただし、政令市は補助対象外。中核市は調整係数(0)を乗じる。	
広島県	有	広島県小型浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（10人槽以下、汲み取り、単独槽からの取換に限る）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
山口県	無					
徳島県	有	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（集積のみ。）	国の補助対象基準額と同じ	市町村の財政力指数（直近3カ年平均）により、1/6から1/9まで	
香川県	有	香川県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（専用住宅（販売、賃貸及び寄宿を目的とする住宅を除く。）に設置する50人槽以下で、市町が助成する浄化槽）	国の補助対象基準額と同じ 人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれか低い額	1/3（低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に該当する場合は1/4）	

1.3. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

(平成28年3月末現在)

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象	浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
愛媛県	有	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（新築を除き、10人槽以下に限る。）		国の補助対象基準額と同じ	1/3（離島地域は1/4）	財政力指数に応じた補正係数に乗じて補助金額を算定（27年度予算額：46,919千円）
高知県	有	高知県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて、条件あり 条件（10人槽以下の一般住宅用）		国の補助対象基準額と同じ	1/3（離島地域は1/4）	
福岡県	有	福岡県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（50人槽以内）		基本的に同一であるが、国の入槽区分を細分化している。6人槽、8人槽、11～15人槽、21～25人槽、31～40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	1/3	
佐賀県	有	佐賀県浄化槽設置整備事業	国の対象と同じ		国の補助対象基準額と同じ	1/3	
長崎県	有	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（50人槽以下の浄化槽に限る。）		国の補助対象基準額と同じ	・補助率：本土地区及び離島地区（1/3） ・設置される浄化槽によって、下記の補正係数に乗じる。 ① 浄化槽（通常型） 補正係数 0.9 ② 高度処理型浄化槽（国庫補助の対象となる地域に整備するものに限る。） 補正係数 1.0	
熊本県	有	熊本県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（専用住宅に設置されるもの、小規模店舗付き住宅の面積相当分は対象とするが、賃貸を目的とするもの及び宿舍等を除く。）		国の補助対象基準額と同じ	1/3以内、離島は1/4以内	
大分県	有	大分県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて、条件あり 条件（将来集合処理を行う予定の区域を除く） 条件（新築を除き、50人槽以下に限る） （17人槽から50人槽までの浄化槽を設置する建物は、居住部分の床面積が50%以上） 一部地域は補助金額の上乗せ実施		国の補助対象基準額と同じ 上乗せは最大で20万円	基準額の1/3 上乗せは、県と市町村で1/2ずつ	
宮崎県	有	浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（住宅、共同住宅等で延べ面積の2分の1以上が住居の用に供される家屋、又は民宿等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽）		国の補助対象基準額と同じ	単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換を伴う場合：補助基準額の3分の1 転換を伴わない場合：0 ※いずれも財政力指数による減額調整あり	
鹿児島県	有	鹿児島県浄化槽設置整備事業交付金	国の対象に加えて、条件あり 条件（10人槽以下の専用住宅に設置される浄化槽）		国の補助対象基準額と同じ	本土：1/3、離島・奄美1/4	財政力指数比による補正あり （財政力指数比：県平均財政力指数/各市町村財政力指数）
沖縄県	無						

1.4. 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況

(平成28年3月末現在)

都道府県名	市町村数	平成27年度事業実施市町村名
北海道	5	北斗市、福島町、島牧村、釧路町、糠津町
青森県	3	弘前市、十和田市 (PFI)、大鰐町
岩手県	14	盛岡市、宮古市 (PFI)、花巻市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市 (PFI)、葛巻町、岩手町、紫波町 (PFI)、西和賀町、金ヶ崎町、洋野町、一戸町
宮城県	9	仙台市、石巻市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、大郷町、大衡村、加美町
秋田県	4	秋田市、能代市、大仙市、東成瀬村
山形県	7	酒田市、寒河江市、長井市、最上町 (PFI)、高島町、白鷹町、飯豊町
福島県	6	会津若松市、白河市、金山町、西会津町、三春町、小野町
茨城県	5	常陸太田市、桜川市、行方市、小美玉市、大子町
栃木県	1	大田原市
群馬県	8	太田市、渋川市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、嬬恋村、東吾妻町
埼玉県	11	秩父市、滑川町、嵐山町 (PFI)、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横溝町、皆野町、長勝町、小籠野町、東秩父村
千葉県	2	陸沢町、長柄町
東京都	5	八王子市、青梅市、奥多摩町、八丈町、小笠原村
神奈川県	2	相模原市、山北町
新潟県	5	新潟市、長岡市、十日町市、糸魚川市、南魚沼市
富山県	0	
石川県	5	七尾市、輪島市、羽咋市、能登町
福井県	1	福井市
山梨県	3	甲府市、甲斐市、甲州市
長野県	4	長野市、南木曾町、筑北村、栄村
岐阜県	2	揖斐川町、郡上市
静岡県	2	掛川市、御殿場市
愛知県	0	
三重県	7	津市、松阪市、大台町、多気町、南伊勢町、名張市、紀宝町 (PFI)
滋賀県	0	
京都府	3	舞鶴市、綾部市、京丹後市
大阪府	5	高槻市、茨木市、富田林市 (PFI)、柏原市 (PFI)、和泉市 (PFI)
兵庫県	0	
奈良県	2	黒滝村、天川村
和歌山県	0	
鳥取県	3	南朝町、伯耆町、日南町
島根県	9	浜田市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町
岡山県	1	新見市
広島県	4	広島市、三原市、庄原市、安芸高田市
山口県	1	岩国市
徳島県	1	三好市 (PFI)
香川県	0	
愛媛県	5	八幡浜市、伊予市、伊方町、鬼北町、愛南町 (PFI)
高知県	1	津野町
福岡県	5	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町
佐賀県	7	佐賀市、唐津市 (PFI)、武雄市、小城市、嬉野市、神埼市、有田町
長崎県	1	時津町
熊本県	9	八代市、玉名市、菊池市、天草市、美里町、南関町、和水町、南小国町、南阿蘇村
大分県	2	佐伯市、竹田市
宮崎県	3	宮崎市、綾町、日南市
鹿児島県	3	曾於市、龍郷町、知名町
沖縄県	0	
合計	176	

都道府県名	市町村数	平成28年度事業新規実施市町村名
北海道	0	
青森県	0	
岩手県	0	
宮城県	0	
秋田県	1	湯上市
山形県	0	
福島県	0	
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	0	
千葉県	0	
東京都	1	神津島村
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	0	
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	1	山梨市
長野県	0	
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	0	
三重県	0	
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	0	
奈良県	0	
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	0	
広島県	0	
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	0	
佐賀県	1	みやき町 (PFI)
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	4	

都道府県名	市町村数	平成26年度以前に事業を実施した市町村
北海道	11	上ノ国町、寿都町、黒松内町、喜茂別町、妹背牛町、中川町、利尻町、豊浦町、壮瞥町、厚真町、本別町
青森県	3	平川市、平内町、中泊町
岩手県	1	遠野市 (H16～H19)
宮城県	1	色麻町
秋田県	10	横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、湯上市、北秋田市、仙北市、藤里町、八幡町、八郎潟町
山形県	3	鶴岡市、上山市、天蔵村
福島県	5	須賀山市、三島町、昭和村、磐梯町、会津美里町
茨城県	2	日立市、常陸大宮市
栃木県	2	鹿沼市、日光市
群馬県	7	伊勢崎市、藤岡市、南牧村、中之条町、高山村、長野原町、昭和村
埼玉県	0	
千葉県	0	
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	2	上越市、出雲崎町
富山県	2	砺波市、南砺市
石川県	2	志賀町、宝達志水町
福井県	2	越前市、美浜町
山梨県	4	北杜市、市川三郷町、身延町、道志村
長野県	9	松本市、伊那市、大町市、鉾山市、安曇野市、木祖村、木曾町、榛鏡村、生坂村
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	0	
三重県	1	伊賀市
滋賀県	0	
京都府	2	宇治田原町、京丹波町
大阪府	3	枚方市、大東市、河内長野市
兵庫県	1	大屋町 (H9年度～H11年度実施。但し、H16年度より隣町とともに合併し、養父市となった。)
奈良県	0	
和歌山県	4	田辺市、高野町、有田川町 (旧金屋町含む)、日高町
鳥取県	2	鳥取市、北栄町
島根県	3	松江市、海士町、隠岐の島町
岡山県	5	高梁市、美作市、新庄村、真庭市、蔡郷町
広島県	2	真広島市、三次市
山口県	2	宇部市、萩市
徳島県	3	勝浦町、美波町、上柳町
香川県	3	高松市、三豊市、まんのう町
愛媛県	4	今治市、西予市、上島町、久万高原町
高知県	1	土佐町
福岡県	0	
佐賀県	1	江北町
長崎県	5	長崎市、諫早市、雲仙市、西海市、小値賀町
熊本県	5	山鹿市、長洲町、小国町、芦北町、苓北町
大分県	3	臼杵市、豊後大野市、国東市
宮崎県	1	延岡市
鹿児島県	3	薩摩川内市、三島村、長島町
沖縄県	0	
合計	120	

1.5. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

(平成28年3月末現在)

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北海道	無					
青森県	無					
岩手県	有	浄化槽下水道事業債償還基金費補助		国の補助対象基準額と同じ	基準額の60分の8、5に相当する額以内	
宮城県	無					
秋田県	無					
山形県	有	山形県浄化槽水環境保全推進事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件(市町村で整備(浄化槽設置型)する浄化槽を対象とし、かつ、単独処理浄化槽(汲み取り・便槽含む)からの転換のみを対象とする)	その他(5人槽80千円、6人槽以上100千円を限度に、設置分担金納付者に対し補助)	市町村への補助ではなく、住民負担軽減を目的としている(市町村間接補助)ため、市町村支出額に対する割合は10割となる	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。
福島県	有	福島県浄化槽市町村整備推進支援事業	国の対象に加えて条件あり 条件(処理対象人員が50人以下であるものに限る)	国の補助対象基準額と同じ(一部独自措置あり)	7.5/1000	
茨城県	有	茨城県浄化槽市町村整備推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり ※条件 50人槽以下の浄化槽及びりん除五型浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	下水道事業債から交付税措置分を除いた市町村実負担分の9/10	
栃木県	有	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	排水先を周辺に求めることが困難な地域での、河川や排水路等までの排水管等敷設事業	事業費又は限度額(240千円)の少ないほうの額	事業費の1/2又は限度額(120千円)の少ないほうの額	
群馬県	有	群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱	単独処理浄化槽等からの転換へ補助	国の補助対象基準額と同じ	転換設置(単独浄化槽又は汲み取り槽から転換が適正に行われるもの) 補助率1/4	
埼玉県	有	埼玉県浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり ・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている ・浄化槽整備区域 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換。 ・10人槽以下の専用住宅。	国の補助対象基準額と同じ	本株、本株工事費の3/30	・単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の処分費：上限10万円(10/10) ・配管費補助：上限20万円(10/10)
千葉県	有	千葉県生活排水対策化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件(住宅施設関係(人員算定基準の建築用途)に設置される処理対象人口10人以下の浄化槽であり、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換を併用した水域域においては高度処理型であること。)	国の補助対象基準額と同じ	4/30	設置補助のほか、単独処理浄化槽・汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換補助もある。 ＜補助対象額＞ 単独処理浄化槽からの転換：1基あたり180千円 汲み取り便所からの転換：1基あたり100千円 ＜補助割合＞ 1/2
東京都	有	東京都浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	国の対象に加えて、条件あり 条件(浄化槽設置区域にあっては、BOD20mg/L以下・N20mg/L以下の処理性能を持つ浄化槽、その他の区域にあっては、BOD20mg/L以下の処理性能を持つ浄化槽。)	対象経費の支出額と額の基準額(国に準ずる)を比較し、少ない方が補助対象額となる(国に準ずる)	補助対象額に係る地方債充当額から交付税措置相当分を控除した1/2	補助金の交付を受けた市町村は、原則として当該補助金を当該事業に係る地方債(償還)のための減債基金に積み立てなければならない。
神奈川県	有	神奈川県水環境整備保全・再生市町村交付金	国の対象に加えて、条件あり 条件(産業及び焼却除去能力を有する高度処理型浄化槽)	国の補助対象基準額と同じ	浄化槽本体設置費 基準額×17/30 付帯工事費 基準額×10/30 維持管理経費 一律500千円	増加処理人口：新たに追加整備された区域内の住民基本台帳に届く居住人口 接続標準補正：浄化槽事業1.0 算出した標準額(5年目までの各年度の補助金は1/14とし、6年目以降の各年度の補助金は3/14とする)。
新潟県	無					
富山県	無					
石川県	有	石川県生活排水処理施設整備事業費補助金	国の対象と同じ	単位基準額：増加処理人口に対して、49,000円を後年度補助。	増加処理人口×単位基準額×接続標準補正係数	
福井県	無					
山梨県	無					
長野県	無					
岐阜県	無					
静岡県	有	生活排水改善対策推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(国庫補助・交付金対象となるものであって、50人槽以下のもの)	国庫補助基本額から国庫交付額及び個人負担額を減じた額	補助対象額×1/4×補正係数(過疎1.0、財政力指数未定0.6、財政力指数効果1.0、4)	
愛知県	無					
三重県	有	浄化槽市町村整備促進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件(高度処理型浄化槽に限る)	起債の元金の償還に要する経費(地方交付税相当額を控えた額)	1/2	単独浄化槽又は汲み取りからの転換時に限り、 ・単独浄化槽除去への補助(補助率1/3) ・配管費用への補助 補助基準額上限6万円(補助率1/2)
滋賀県	無					
京都府	有	生活排水処理対策費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(100人槽以下の「N又はP除去型」) 条件(京都市を除く市町村で、専用住宅でかつ10人槽以下)	国の補助対象基準額と同じ	9%の助成率1/30の場合：国の補助対象基準額の7.5% (3年分割で補助) 10%の助成率1/20の場合：国の補助対象基準額の7.5% (3年分割で補助)	
大阪府	有	大阪府浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件(100人槽以下の「N又はP除去型」) 現在は10人槽以下を対象として運用。住宅用のみ対象。	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額の25/1000	

15. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

(平成28年3月末現在)

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
兵庫県	無					
奈良県	無					
和歌山県	有	和歌山県浄化槽市町村整備推進事業支援交付金	国の対象と同じ	起債総額から、交付税算定額を控除した額。	1/2	
鳥取県	有	鳥取県浄化槽設置推進基金造成事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（・起債総額の10%以下 起債残高の戸数の要件は無し） ※年度別整備戸数	国の補助対象基準額と同じ	1/2.0（ただし、整備事業年度に基金に積み立てた額を上限とする）	
鳥根県	有	鳥根県生活排水処理普及促進交付金	循環型社会形成推進交付金、汚水処理施設整備交付金、浄化槽市町村整備推進事業の対象浄化槽	地方債充当額＝地方債充当額×控除率※ ※控除率＝下水道債0.45、下水道債臨時措置分1.0、過疎債0.7、辺地債0.8）	補助対象額×1/2	
岡山県	無					
広島県	有	広島県浄化槽市町村整備推進事業債償還費補助金	国の対象と同じ	市町村の起債元金の償還額（交付税措置分を除く）	1/3	
山口県	無					
徳島県	有	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	基準額の5分の1 （平成28年度までの着手に限り、3年間の整備に補助率を10分の1から5分の1へ倍増）	
香川県	有	香川県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（市町村等の設置する50人槽以下の浄化槽）	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれの低い額	1/1.0	
愛媛県	有	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（100人槽以下に限る。）	国の補助対象基準額と同じ	1/1.0	財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定 （27年度予算額：16,667千円）
高知県	無					
福岡県	有	福岡県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（50人槽以内）	基本的に国と同じであるが、国の人槽区分を細分化している。 6人槽、8人槽、11～15人槽、21～25人槽、31～40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	7.5%	
佐賀県	有	佐賀県浄化槽市町村整備推進事業	国の対象と同じ	①左連的整備交付金 工事費に係る交付対象費（起債額（公費負担分）から交付税措置額を除いた額） ②整備促進交付金 国庫補助対象事業費（但し事務費、調査費、計画策定費を除く）	①1/2（平成26年度から交付） ②7.5%以内（ただし、平成23年度末汚水処理人口普及率が75%以上の市町の平成25年度の交付金額はさらに1/2を乗じた額で平成26年度で廃止。平成23年度末汚水処理人口普及率が75%未満の市町は平成27年度から25%ずつ低減）	・交付金の対象総額は、浄化槽市町村整備推進事業に係る下水道事業費の元利償還に要する費用とする。ただし、交付金は、地方自治法第41条第1項の規定に基づく減価償還に積み立てなければならぬ。 ・平成29年度までに新規に着手する汚水処理施設整備事業とす。その交付する期間は、交付対象事業に着手した年度より5年間とする。
長崎県	有	長崎県汚水処理総合交付金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	①1/2（平成26年度から交付） ②7.5%以内（ただし、平成23年度末汚水処理人口普及率が75%以上の市町の平成25年度の交付金額はさらに1/2を乗じた額で平成26年度で廃止。平成23年度末汚水処理人口普及率が75%未満の市町は平成27年度から25%ずつ低減）	・交付金の対象総額は、浄化槽市町村整備推進事業に係る下水道事業費の元利償還に要する費用とする。ただし、交付金は、地方自治法第41条第1項の規定に基づく減価償還に積み立てなければならぬ。 ・平成29年度までに新規に着手する汚水処理施設整備事業とす。その交付する期間は、交付対象事業に着手した年度より5年間とする。
熊本県	有	熊本県浄化槽市町村整備推進事業交付金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	6.5%以内	後年度交付金
大分県	有	大分県浄化槽市町村整備推進事業	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	交付金算定基準額に交付率（70%）を乗じて得た額と、市町村交付金算定基準額（生活排水処理率）を乗じて得た額と、市町村交付金算定基準額の1/2の額を比較し、小さい方の額を交付	
宮崎県	有	浄化槽市町村整備推進事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（住宅、共同生活等と並べ面積の2分の1以上が住居の用に供される家屋、又は民宿等の施設に設置される100人槽以下の浄化槽）	国の補助対象基準額と同じ	下水道事業費起債額から交付税措置相当額を控除した2分の1 ※財政力指数による減額調整あり	生活排水処理率及び財政力指数により補助対象としな い場合がある。
鹿児島県	有	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	本土：1/1.5、離島・奄美：1/2.0	財政力指数出による補正あり（財政力指数比：県平均 財政力指数/各市町村財政力指数）
沖縄県	無					

1.6. 市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況

(平成28年3月末現在)

都道府県名	市町村数	平成27年度事業実施市町村名		平成28年度事業新規実施市町村	
		市町村数	市町村数	市町村数	市町村数
北海道	38	帯広市、美幌市、士別市、名寄市、千歳市、滝川市、砂川市、深川市、釧路市、恵庭市、石狩市、舞鶴市、奈井江町、沼田町、幌加内町、初山別村、遠別町、虻田村、枝幸町、幌延町、美幌町、津別町、柳井町、遠軽町、湧別町、豊浦町、厚真町、音更町、鹿追町、芽室町、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、本別町、清川町、別海町	2	室蘭市、中川町	
青森県	1	階上町	1	三戸町	
岩手県	3	金ヶ崎町、大畑町、洋野町	0		
宮城県	4	大和町、大郷町、色麻町、加美町	0		
秋田県	0		0		
山形県	2	鶴岡市、大蔵村	0		
福島県	1	三島町	0		
茨城県	2	水戸市、ひたちなか市	0		
栃木県	6	宇都宮市、足利市、栃木市、大田原市、那須烏山市、益子町	1	壬生町	
群馬県	4	伊勢崎市、藤岡市、南牧村、昭和村	0		
埼玉県	1	吉見町	0		
千葉県	1	旭市	0		
東京都	0		1	神津島村	
神奈川県	0		0		
新潟県	1	刈羽村	0		
富山県	1	南砺市	0		
石川県	0		0		
福井県	0		0		
山梨県	3	上野原市、忍野村、道志村	0		
長野県	1	麻績村	0		
岐阜県	1	飛騨市	0		
静岡県	0		0		
愛知県	0		2	稲沢市、高浜市	
三重県	2	松阪市、紀宝町	0		
滋賀県	1	甲賀市	0		
京都府	1	宇治田原町	0		
大阪府	2	枚方市、大東市	0		
兵庫県	0		0		
奈良県	2	黒滝村、天川村	0		
和歌山県	0		0		
鳥取県	0		0		
島根県	4	松江市、飯南町、西ノ島町、隠岐の島町	0		
岡山県	2	笠岡市、美作市	0		
広島県	0		1	三次市	
山口県	2	下松市、長門市	0		
徳島県	0		0		
香川県	0		0		
愛媛県	0		0		
高知県	1	土佐町	0		
福岡県	4	みやま市、糸島市、那珂川町、赤村	0		
佐賀県	2	玄界町、江北町	0		
長崎県	2	長崎市、小値賀町	0		
熊本県	5	人吉市、合志市、長洲町、西原村、苓北町	0		
大分県	0		0		
宮崎県	0		0		
鹿児島県	0		0		
沖縄県	0		0		
合計	100		8		

17. 市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北海道	無					
青森県	無					
岩手県	無					
宮城県	無					
秋田県	無					
山形県	有	山形県浄化槽水環境保全推進事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件（市町村単独で補助又は整備（市町村設置）する浄化槽を対象とし、かつ、単独処理浄化槽（汲み取り便槽を含む）からの溢流のみを対象とする）	その他（浄化槽本体設置工事費から国基準額相当額を控除した額を対象とする）	市町村への補助ではなく、住民負担軽減を目的としている（市町村間接補助）ため、市町村支出額に対する割合は10割となる	個人設置型、市町村設置型を対象としている
福島県	無					
茨城県	無					
栃木県	無					
群馬県	有	群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱	市町村設置型の県補助事業と同じ	市町村設置型の県補助事業と同じ	市町村設置型の県補助事業と同じ	
埼玉県	有	埼玉県浄化槽整備事業補助金交付要綱	市町村設置型の県補助事業と同じ	市町村設置型の県補助事業と同じ	市町村設置型の県補助事業と同じ	単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の 区分費：上限10万円（10/10） ・配管費補助：上限20万円（10/10）
千葉県	無					
東京都	無					
神奈川県	無					
新潟県	無					
富山県	無					
石川県	無					
福井県	無					
山梨県	無					
長野県	無					
岐阜県	無					
静岡県	無					
愛知県	無					
三重県	無					
滋賀県	無					
京都府	無					
大阪府	無					
兵庫県	無					
奈良県	無					
和歌山県	有	和歌山県浄化槽市町村整備推進事業支援交付金	国の浄化槽市町村整備推進事業実施要綱により採択された後、整備対象である住民の経済事情等により、事業年度内の設置基数が当該補助事業の要件を満たさなくなった場合、24日自治事務外官通知により市町村単独で実施することになった場合は、個別排水処理施設整備事業で、平成14年度から平成29年度までの間に実施される事業	起債総額から、交付税算定額等を控除した額。	1/2	
鳥取県	無					
島根県	有	島根県生活排水処理普及促進交付金	個別排水処理施設整備事業、小規模排水処理施設整備事業の対象外し槽	地方債充当額、地方債充当額×担保率※ （※控除率＝下水道債0.42、下水道債臨時措置分1.0、過疎債0.7、辺地債0.8）	補助対象額×1/2	
岡山県	無					
広島県	無					
山口県	無					
徳島県	無					
香川県	無					
愛媛県	無					
高知県	無					
福岡県	有	福岡県浄化槽整備事業補助金	個別排水処理施設整備事業 50人槽以内	浄化槽市町村整備推進事業と同じ	7.5%	
佐賀県	無					
長崎県	無					
熊本県	有	熊本県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件（専用住宅に設置されるもの、小規模店舗付き住宅の面積相当分は対象とするが、真直を目的とするもの及び広告等を除く。）	5～10人槽1基当たり837,000円（千円未満切り捨て）	1/6以内	市町村が設置主体となっており、戸別の浄化槽を特定の地域を単位として整備する設置基数が年間の戸未満の場合、浄化槽市町村整備推進事業の国費相当額の1/2を補助する。
大分県	無					
宮崎県	無					
鹿児島県	無					
沖縄県	無					

18. 国庫助成による浄化槽整備実績

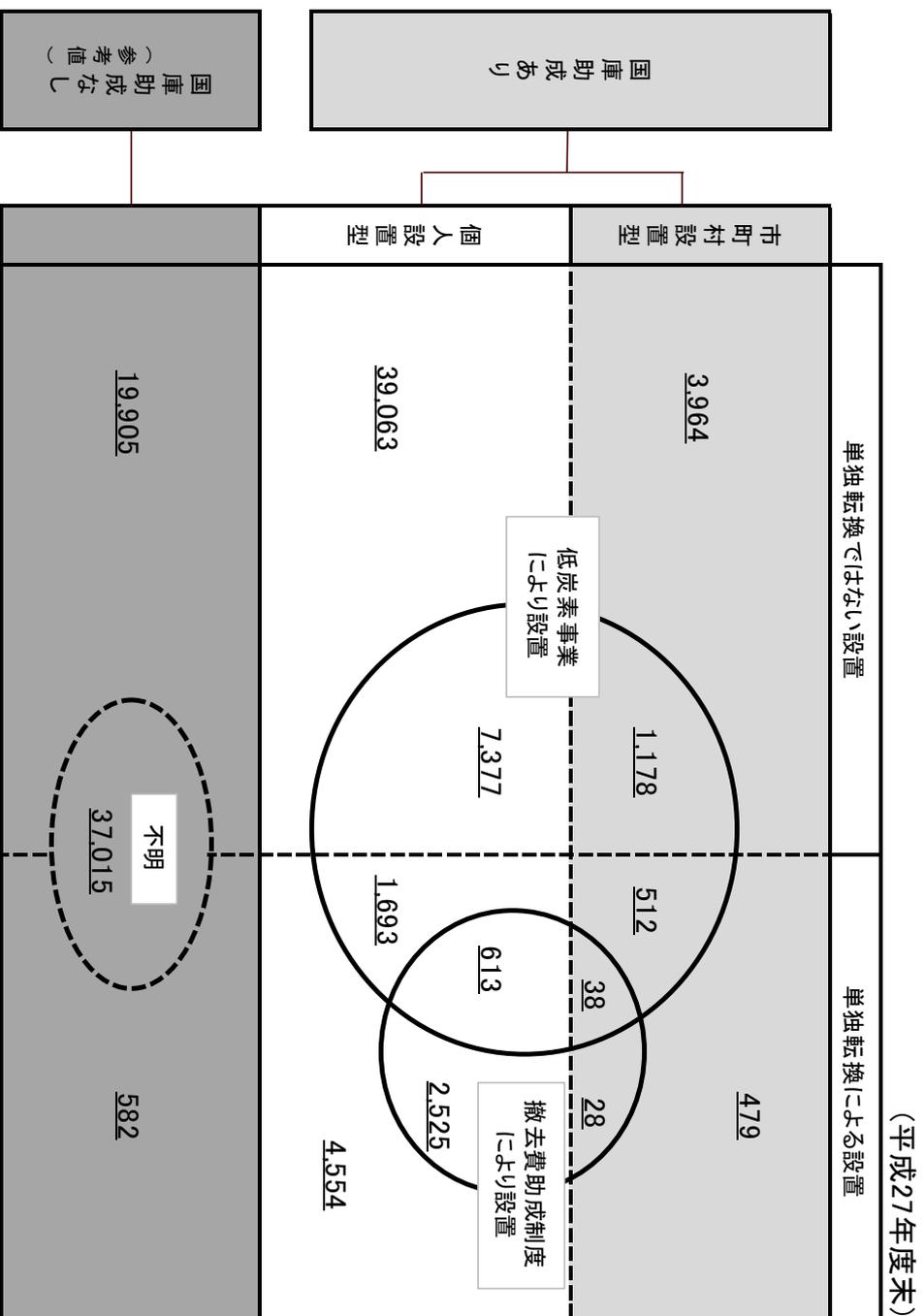
※ 「国庫助成」は循環型社会形成推進交付金、污水处理施設整備交付金及び東日本大震災復興交付金によるもの。

都道府県名	平成27年度 国庫助成による新設基数						
	市町村設置型				個人設置型		
	うち単独転換		うち撤去費 助成あり		うち単独転換		うち撤去費 助成あり
北海道	725	88	1	1	637	8	8
青森県	492	48	6	0	444	116	2
岩手県	1,817	473	0	0	1,344	2	0
宮城県	1,904	629	3	0	1,275	3	0
秋田県	759	51	0	0	708	5	0
山形県	531	207	28	2	324	49	0
福島県	2,215	220	19	4	1,995	308	98
茨城県	2,603	177	34	0	2,426	546	0
栃木県	1,868	53	0	0	1,815	463	74
群馬県	2,786	272	132	10	2,514	588	0
埼玉県	1,435	370	120	0	1,065	857	155
千葉県	1,146	23	9	1	1,123	472	25
東京都	105	67	18	6	38	9	0
神奈川県	173	92	35	0	81	38	11
新潟県	496	85	3	0	411	62	54
富山県	132	0	0	0	132	0	0
石川県	222	137	34	7	85	60	45
福井県	256	2	0	0	254	42	35
山梨県	653	58	16	0	595	48	9
長野県	1,045	60	0	0	985	37	5
岐阜県	1,429	38	7	0	1,391	259	201
静岡県	4,539	184	156	2	4,355	913	59
愛知県	1,379	0	0	0	1,379	299	170
三重県	2,279	299	50	21	1,980	277	261
滋賀県	108	0	0	0	108	1	0
京都府	266	121	1	0	145	16	0
大阪府	149	79	19	0	70	3	1
兵庫県	550	0	0	0	550	53	46
奈良県	341	22	0	0	319	40	15
和歌山県	2,266	0	0	0	2,266	75	33
鳥取県	69	10	0	0	59	8	1
島根県	818	285	21	0	533	10	1
岡山県	2,206	34	0	0	2,172	80	20
広島県	1,463	199	12	0	1,264	101	64
山口県	1,002	9	0	0	993	42	28
徳島県	1,623	106	29	0	1,517	320	13
香川県	2,306	0	0	0	2,306	331	156
愛媛県	1,530	134	12	9	1,396	183	61
高知県	1,009	26	0	0	983	70	13
福岡県	2,568	252	7	2	2,316	33	0
佐賀県	1,101	698	194	1	403	1	0
長崎県	1,692	2	0	0	1,690	42	42
熊本県	1,754	185	30	0	1,569	261	137
大分県	1,588	72	17	0	1,516	539	53
宮崎県	1,793	242	30	0	1,551	476	107
鹿児島県	4,787	90	14	0	4,697	1,239	1,135
沖縄県	46	0	0	0	46	0	0
合計	62,024	6,199	1,057	66	55,825	9,385	3,138

18. 国庫助成による浄化槽整備実績

※「国庫助成」は循環型社会形成推進交付金、污水处理施設整備交付金及び東日本大震災復興交付金によるもの。

(全体イメージ図)



- 国庫助成あり 62,024 基
- うち市町村設置型 6,199 基
- うち個人設置型 55,825 基
- うち低炭素事業により設置 11,411 基
- うち撤去費助成制度により設置 3,204 基
- 国庫助成なし※ (参考値) 57,502 基
- うち単独転換による設置 582 基
- うち単独転換ではない設置 19,905 基
- うち不明 37,015 基

※「国庫助成なし」については、「3. 浄化槽新設基数」より算出

19. 浄化槽設置整備事業実施の区域の別

(平成27年度)

【区域の区分】

- ① 各市町村において定める浄化槽整備区域
- ② 各市町村において定める下水道計画区域であって「③以外」の区域
- ③ 下水道法第4条第2項又は同法第25条の11第2項に基づく事業計画の協議済み区域
- ④ その他（①～③の区域以外で事業により浄化槽を設置した場合。）

都道府県名	対象市町村数	①	②	③	④	①②	①③	①④	②③	②④	③④	①②③	①②④	①③④	②③④	①②③④
北海道	70	57	7	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	25	14	1	0	3	5	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
岩手県	32	19	3	0	1	6	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0
宮城県	15	8	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
秋田県	17	8	2	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
山形県	25	15	1	0	0	7	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
福島県	45	27	2	0	2	10	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0
茨城県	40	11	1	0	2	14	2	0	1	0	0	7	1	0	0	1
栃木県	26	7	1	1	2	11	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
群馬県	28	17	1	1	1	5	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0
埼玉県	45	26	2	0	2	10	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0
千葉県	50	29	2	1	6	2	0	1	2	2	1	1	0	0	0	3
東京都	7	4	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	24	6	7	0	2	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
新潟県	17	7	1	1	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
富山県	10	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	6	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	12	9	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
山梨県	19	6	0	0	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	52	39	0	1	5	5	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県	40	11	3	1	0	5	0	1	0	0	0	1	0	0	0	18
静岡県	29	10	1	0	3	12	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0
愛知県	41	20	5	1	7	3	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0
三重県	24	12	2	0	0	7	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0
滋賀県	9	2	2	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
京都府	16	11	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	11	1	3	0	0	5	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
兵庫県	20	15	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
奈良県	18	11	1	0	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
和歌山県	29	16	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	10	7	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	13	7	2	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
岡山県	21	6	3	0	3	5	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0
広島県	22	14	1	0	4	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
山口県	17	9	0	0	0	6	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
徳島県	23	13	0	0	0	8	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
香川県	17	10	0	0	0	5	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
愛媛県	15	8	0	0	1	3	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0
高知県	33	25	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	46	28	5	0	3	5	1	0	1	1	0	0	1	0	0	1
佐賀県	17	8	1	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	19	10	0	1	3	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
熊本県	34	24	3	1	2	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
大分県	17	9	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
宮崎県	26	14	2	0	5	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	37	35	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	10	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1
合計	1,179	661	72	14	78	227	12	6	7	8	2	43	13	0	4	32

20. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況 (法令)

(平成28年3月末現在)

都道府県名	移譲の有無	移譲先	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	その他
			第5条第1項	第5条第2項	第5条第4項	第7条第2項	第7条の2第1項	第7条の2第2項	第7条の2第3項	第10条の2第1項	第10条の2第2項	第10条の2第3項	第11条第2項	第11条の2	第12条第1項	第12条の2第2項	第12条の2第3項	第53条第1項	第53条第2項			
北海道	有	市町村 一部市町村 (移譲に同意した市町村)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
青森県	無																					
岩手県	有	一部市町村 (移譲を希望した市町村)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	有	全市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
秋田県	有	一部市町村 (移譲に同意した市町村)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山形県	有	市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福島県	有	市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
茨城県	有	全市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
栃木県	有	一部市町村																				
群馬県	有	市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	無																					
東京都	無																					
神奈川県	無																					
新潟県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
富山県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
石川県	無																					
福井県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山梨県	有	全市町村 一部市町村 (移譲を希望した市町村)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
長野県	有	市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岐阜県	有	市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
静岡県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	無																					

○届出等の受理事務に係るものに限る。

○届出等の受理事務に係るものに限る。

20. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況 (法令)

(平成28年3月末現在)

都道府県名	移譲の有無	移譲先	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	その他
			第5条第1項	第5条第2項	第5条第4項	第7条第2項	第7条の2第1項	第7条の2第2項	第7条の2第3項	第10条の2第1項	第10条の2第2項	第10条の2第3項	第11条第2項	第11条の2	第12条第1項	第12条第2項	第12条の2第1項	第12条の2第2項	第12条の2第3項	第53条第1項	第53条第2項	
三重県	有	市町村 一部市町村	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
滋賀県	有	市町村 市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
京都府	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兵庫県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	有	市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ○浄化槽工事業者に対する必要 な指示(第32条第1項)
鳥取県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	無																					
岡山県	無																					
広島県	有	市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
徳島県	無																					
香川県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	無																					
佐賀県	有	一部市町村	○	○	○					○												
長崎県	無																					
熊本県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大分県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
宮崎県	無																					
鹿児島県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

20. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)

(平成28年3月末現在)

都道府県名	市町村数	該当する市町村名	移譲する場合の条件
北海道	179	①、②、⑧、⑨、⑩、⑬、⑭、⑯、⑰：全市町村(法定移譲：4市、特例条例移譲175市町村) ④、⑤、⑥、⑦、⑪、⑫、⑮、⑯、⑰：174市町村(法定移譲：4市、特例条例移譲170市町村) (室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、登別市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、夕張市、網走市、伊達市、当別町、新篠津村、松前町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、上ノ国町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、共和町、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、北見市、美幌町、津別町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部町、雄武町、訓子府町、豊浦町、壮瞥町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、白老町、様似町、新ひだか町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、福島町、安平町、江差町、倶知安町、大空町、清里町、小清水町、置戸町) ③：173市町村(法定移譲：4市、特例条例移譲：169市町村) (夕張市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、平取町、様似町、新ひだか町、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、士別市、名寄市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、愛別町、上富良野町、南富良野町、占冠町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、留萌市、増毛町、小平町、初山別村、遠別町、天塩町、稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、北見市、紋別市、遠軽町、雄武町、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、更別村、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、二セコ町、真狩村、積丹町、歌志内市、月形町、富良野市、比布町、上川町、東川町、美瑛町、中富良野町、苫前町、羽幌町、美幌町、津別町、訓子府町、佐呂間町、湧別町、安平町、えりも町、網走市、斜里町、清里町、小清水町、置戸町、興部町、西興部町、陸別町)	移譲を承諾した市町村へ順次移譲
青森県	0	-	-
岩手県	6	宮古市、花巻市、遠野市、一関市、奥州市、九戸村	特段の条件は設定しておらず、浄化槽の設置状況の把握及び汚水処理計画の推進等に資すること等を目的として、権限移譲を希望する市町村に対して移譲している。
宮城県	35	仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町(全市町村)	-
秋田県	14	能代市、大館市、鹿角市、湯上市、にかほ市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、八峰町、五城目町、美郷町、羽後町、東成瀬村	県で定めた権限移譲対象事務のうち、市町村の長が同意したものについて移譲する。中核市(秋田市)を除く県内全市町村が対象。
山形県	35	県下全市町村	-
福島県	57	郡山市及びいわき市を除く全市町村	-
茨城県	44	①、②、③：全市町村 ⑧、⑨、⑩、⑫：日立市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町	・権限移譲を希望する市町村に順次移譲 ・特例条例に基づき交付金を交付 ・届出、報告書は写しを県に送付
栃木県	25	県下全市町	-
群馬県	5	伊勢崎市、太田市、桐生市、沼田市、館林市	特定行政庁又は限定特定行政庁であり、事務の移譲に同意した市町村
埼玉県	55	移譲項目全て：熊谷市、秩父市、飯能市、加須市、東松山市、草加市、戸田市、志木市、和光市、新座市、久喜市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、嵐山町、吉見町、鳩山町、松伏町、美里町、上里町 ③を除く全て：北本市、三芳町 ①～③⑧～⑩⑫：川口市、行田市、所沢市、本庄市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、三郷市、朝霞市、八潮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、滑川町、小川町、川島町、ときがわ町、横瀬町、小鹿野町、神川町、寄居町、宮代町、杉戸町、毛呂山町、越生町、東秩父村 ①②⑧～⑩⑫：桶川市	移譲を希望した市町村
千葉県	0	-	-
東京都	0	-	-
神奈川県	0	-	-
新潟県	11	長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、湯沢町、阿賀町	希望のあった市町村
富山県	1	高岡市	特定行政庁である市町村
石川県	0	-	-
福井県	2	高浜町、若狭町	移譲を希望した市町村

20. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（市町村）

（平成28年3月末現在）

都道府県名	市町村数	該当する市町村名	移譲する場合の条件
山梨県	8	甲府市、南アルプス市、甲斐市、甲州市、忍野村、道志村、中央市、市川三郷町	希望のあった市町村
長野県	76	①②③⑧⑨⑩⑫⑬⑭⑮：県下全市町村 ※長野市は、保健所設置市のため除外	-
岐阜県	41	県下全市町	-
静岡県	2	沼津市、富士市	-
愛知県	0	-	-
三重県	5	松阪市 多気町 大台町 大紀町 四日市市	権限移譲を希望する町 保健所政令市
滋賀県	19	県下全市町	-
京都府	25	①②③⑧⑨⑩⑫⑬⑭⑮⑯：京都市を除く全市町村 ①～⑯：福知山市、舞鶴市、久御山町、伊根町、与謝野町	-
大阪府	12	岸和田市、吹田市、貝塚市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、和泉市、摂津市、 四條畷市、交野市、阪南市、	移譲を希望した市町村
兵庫県	8	芦屋市、宝塚市、川西市、加古川市、高砂市、明石市、三田市、伊丹市	建築基準法上の特定行政庁 （政令市を除く）
奈良県	3	生駒市、曽爾村、御杖村	移譲を希望した市町村
和歌山県	29	海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、 かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良 町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地 町、古座川町、北山村、串本町	-
鳥取県	12	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴 浦町、北栄町、日野町	同意のあった市町村
島根県	0	-	-
岡山県	0	-	-
広島県	20	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、大竹市、庄原市、東広島市、廿日市市、 安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大 崎上島町、世羅町、神石高原町	-
山口県	4	萩市、長門市、山口市、周南市	権限移譲を希望した市町
徳島県	0	-	-
香川県	1	善通寺市	希望のあった市町
愛媛県	12	19年4月1日移譲済…八幡浜市、上島町、愛南町 20年4月1日移譲済…宇和島市 21年4月1日移譲済…今治市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、鬼北町 22年4月1日移譲済…伊予市、松野町 ※松山市は、保健所設置市のため除外。	権限移譲を希望した市町
高知県	5	安芸市、宿毛市、本山町、土佐町、津野町	移譲希望の申し出のあった市町村
福岡県	0	-	-
佐賀県	1	佐賀市	移譲を希望した市町
長崎県	0	-	-
熊本県	38	人吉市、玉名市、山鹿市、宇土市、上天草市、合志市、大津町、菊陽町、御船町、嘉 島町、益城町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、甲佐町、山 都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、 相良村、五木村、山江村、球磨村、玉東町、和水町、南関町、長洲町、苓北町、荒尾 市、天草市	移譲を希望した市町村
大分県	7	日田市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、姫島村	移譲を希望した市町村
宮崎県	0	-	-
鹿児島県	23	阿久根市、垂水市、指宿市、三島村、十島村、東串良町、錦江町、南大隅町、中種子 町、大和村、宇検村、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、いちき串木野市、伊佐 市、大崎町、南種子町、日置市、南九州市、喜界町、龍郷町	移譲を希望した市町村に対して移譲
沖縄県	1	伊是名村	-
合計	821		

20. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(3) 権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課題等)

(平成28年3月末現在)

都道府県名	移譲元の理由による	移譲先の財政的理由による	移譲先の組織・体制的理由(人員・知識や技術の不足等)による	移譲先の地域の実情(浄化槽が少ない・首長の方針等)による	移譲元等と移譲先の情報提供等の課題による	権限移譲の必要がない	その他
北海道			○	○			
青森県							権限移譲を希望する市町村がない
岩手県		○	○				
宮城県							
秋田県			○		○		
山形県							
福島県							
茨城県							未移譲5市村のうち、4市村はH28.4.1付け移譲済み。 残り1市は中核市移行により移譲予定。
栃木県							
群馬県			○				
埼玉県			○				
千葉県	○		○				
東京都							浄化槽設置数が少ないまたは設置されていない市町村が多く、全都的にも、特定市町村に限定しても、議論をする機会がなかった。
神奈川県							事務処理の特例条例で希望自治体を募っているが受け手がない
新潟県			○	○		○	
富山県		○	○				
石川県	○		○				市町村の人員が不足しているため、法律上は、都道府県の業務としている浄化槽行政について、市町村が実施する余力がないため
福井県	○		○	○		○	
山梨県		○	○	○			
長野県			○				市町村へ継続的に意向調査を行っているが、移譲を希望する市町村が少ないため。
岐阜県		○	○		○		
静岡県		○	○				
愛知県		○	○				権限移譲を希望する市町村がない
三重県	○		○				
滋賀県							
京都府			○				
大阪府		○	○				
兵庫県			○				
奈良県		○	○				
和歌山県							
鳥取県	○		○	○			
島根県			○				
岡山県			○			○	
広島県							
山口県			○				
徳島県	○		○				
香川県		○	○	○			
愛媛県		○	○				
高知県		○	○				
福岡県	○		○				
佐賀県		○	○				
長崎県		○	○				
熊本県	○		○				市町村が移譲を希望していない
大分県	○	○	○	○	○		
宮崎県		○	○				
鹿児島県		○	○		○		
沖縄県	○	○	○				

21. 既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

(1) 都道府県による補助制度の概要

(平成28年3月末現在)

都道府県名	都道府県による補助の有無	補助対象	補助対象区域	補助金額その他概要
北海道	無			
青森県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国の基準額の特例に準じ、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額としている。現行の基準額を超える額は9万円まで。補助金は補助基本額の1/6以内の額。
岩手県	無			
宮城県	無			
秋田県	無			
山形県	無			
福島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	<p>その他（下記のとおり）</p> <p>(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域であって、次のアからキのいずれかに該当する地域であること。</p> <p>ア湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域</p> <p>イ水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域</p> <p>ウ水道水源の流域</p> <p>エ水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域</p> <p>オ水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域</p> <p>カ自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等</p> <p>クすぐれた自然環境を有する地域</p> <p>キその他人口増加が著しい等上記地域と同等以上に生活排水対策を促進する必要があると知事が認める地域</p> <p>(2) 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、次のア又はイのいずれかに該当する地域であること。</p> <p>ア湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する指定地域</p> <p>イ水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域</p> <p>(3) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）第5条の規定に基づく県計画に定められた浄化槽の整備地域</p>	<p>1基あたり3万円（定額）</p> <p>※福島県浄化槽設置整備事業（個人設置型事業）のみ実施</p>
		汲み取り便槽の撤去	同上	同上
茨城県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	すべて	<p>補助要件：単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（霞ヶ浦流域は、高度処理型浄化槽）に転換する場合</p> <p>補助基準額：9万円</p> <p>補助率：10/10（国庫補助対象の場合は2/3）</p>
栃木県	無			
群馬県	有	既設単独処理浄化槽の撤去（撤去しなくても、雨水貯留槽への再利用でも可）	すべて	<p>個人設置型については、転換が適正にされる浄化槽の市町村補助額が県基準額を超える額に対して上限10万円の補助率2分の1（国の撤去費特例の助成を受ける場合はその額を除いた2分の1）を補助する。市町村設置型については、単独処理浄化槽等を撤去等する費用に対して、県基準額の10万円を上限に補助率2分の1を補助する。</p>
		汲み取り便槽の撤去	同上	同上
埼玉県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	<p>補助金額</p> <p>個人設置型：1基6万円（補助率10/10）</p> <p>市町村整備型：1基10万円（補助率10/10）</p> <p>概要</p> <p>既存単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を処分する費用（清掃、消毒、汚泥処理、撤去（掘り起こし）及び処理する費用（運搬、中間処理及び最終処理））。</p> <p>市町村整備型においては、市町村が浄化槽を設置する対象者に対し処分費を補助する場合。</p>
		汲み取り便槽の撤去	同上	同上

21. 既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

(1) 都道府県による補助制度の概要

(平成28年3月末現在)

都道府県名	都道府県による補助の有無	補助対象	補助対象区域	補助金額その他概要
千葉県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	全域	<p><補助対象額> 単独処理浄化槽からの転換：1基あたり180千円</p> <p><補助割合> 1/2</p> <p>※国助成対象となる場合は国助成額を引いた額の1/2</p>
		汲み取り便槽の撤去	全域	<p><補助対象額> 汲み取り便所からの転換：1基あたり100千円</p> <p><補助割合> 1/2</p> <p>※国助成対象となる場合は国助成額を引いた額の1/2</p>
東京都	有	既設単独処理浄化槽の撤去	公共下水道事業計画の認可を受けた地域を除く市の区域内全域	循環型社会形成交付金取扱要領別表4の基準額の特例が適用される場合、補助対象額から国庫補助対象額を控除した金額に二分の一を乗じて得た額。それ以外の場合は補助対象が国二分の一を乗じて得た額。
神奈川県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用について90,000円を上限として補助。(補助率1/3)
新潟県	無			
富山県	無			
石川県	無			
福井県	無			
山梨県	無			
長野県	無			
岐阜県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	すべて	国の補助対象、基準額と同様
静岡県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業の事業対象地域	<p>(国の単独処理浄化槽撤去費助成制度活用)</p> <p>国が撤去費相当分(上限9万円)として認める額の1/3×補正係数(財政力指数県未満1.0、財政力指数県以上0.5)</p> <p>(一般付け増し)</p> <p>単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替える者に乗せ補助している市町に対し、市町助成額と国庫補助基本額との差額の1/2以下を県費により上乗せ補助している。国庫補助基本額の1/8×補正係数(財政力指数県未満1.0、財政力指数県以上0.5)を補助の上限とする。</p>
愛知県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	すべて	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換整備の際に発生する単独処理浄化槽撤去について90,000円を上限とし費用の1/5を補助。
三重県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	環境省が実施する浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の対象区域と同様	既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用について90,000円を上限として補助。(補助率1/3)
滋賀県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象区域と同様	<p>補助制度名称：滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金制度概要：浄化槽の設置に単独処理浄化槽の撤去が必要な場合、撤去費を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準額 90,000円(上限) 補助率1/3 ・条件 環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象である場合に限る
京都府	無			
大阪府	無			
兵庫県	無			
奈良県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国庫交付金にあわせて合併浄化槽の設置に伴う単独浄化槽の撤去費用に最大3万円助成。
和歌山県	有	単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	撤去に要する費用(上限9万円)の3分の1(但し財政力指数により調整有り。)
鳥取県	無			
島根県	無			
岡山県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	撤去に要する費用(上限9万円)の3分の1
広島県	無			
山口県	無			
徳島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	撤去に要する費用(上限9万円)の6分の1(但し市町村の負担率が1/6を下回る場合はその率とする。)
		汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域	撤去に要する費用(上限10万円)の6分の1(但し市町村の負担率が1/6を下回る場合はその率とする。)

21. 既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

(1) 都道府県による補助制度の概要

(平成28年3月末現在)

都道府県名	都道府県による補助の有無	補助対象	補助対象区域	補助金額その他概要
香川県	有	既設単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な撤去費を助成する事業に対し助成 基準額：国の基準額(90千円)と同じ 補助率：交付金の位置要件に合致するもの 1/3 (低炭素型社会対応型浄化槽整備推進事業は1/4) 交付金の位置要件に合致しないもの 1/2
愛媛県	有	既設単独処理浄化槽の撤去 汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域 同上	国の補助対象基準額と同じ 国の対象に加えて、条件あり 条件(10人槽以下に限る。) 同上
高知県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業(国庫助成事業、個人型)実施区域	国の補助対象基準額、対象浄化槽と同じ 補助割合 1/3
福岡県	無			
佐賀県	無			
長崎県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国の補助対象基準額と同じ
熊本県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	①下水道認可区域外であること。 ②下水道認可区域であっても、下水道整備が当分の間(原則として7年以上)見込まれない地域で、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域であること。 ③農業集落排水事業採択区域外であること。 ④その他の集合排水処理施設整備予定地域外であること。	国の補助金額と同じ
大分県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国庫助成事業と同様の基準額への上乘せ
宮崎県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	県内全域	既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を整備する場合、単独処理浄化槽の撤去に要する費用について90,000円を上限として補助。(補助率1/3:財政力指数による減額調整あり)
鹿児島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	基準額の特例 浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が生じる場合には、9万円を上限として加算できる。(国の補助対象及び基準額と同じ)
沖縄県	無			

2 1. 既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

(2) 補助制度がある市町村

(平成28年3月末現在)

都道府県名	市町村数	市町村名
北海道	18	小樽市、旭川市、釧路市、苫小牧市、紋別市、根室市、大広島市、福島町、神恵内村、上富良野町、南富良野町、占冠村、剣淵町、壮瞥町、釧路町、厚岸町、白糠町、標津町
青森県	3	八戸市、東通村、佐井村
岩手県	1	二戸市
宮城県	4	名取市、栗原市、大河原町、亘理町
秋田県	1	八郎潟町
山形県	9	寒河江市、東根市、西川町、朝日町、大江町、金山町、最上町、高島町、小国町
福島県	48	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、広野町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯館村、楡葉町
茨城県	42	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町
栃木県	11	宇都宮市、足利市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、市貝町、芳賀町、那須町
群馬県	18	桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、みどり市、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、板倉町、明和町、大泉町
埼玉県	12	さいたま市、熊谷市、川口市、東松山市、三郷市、坂戸市、越生町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
千葉県	46	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	4	青梅市、昭島市、あきる野市、八丈町
神奈川県	20	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、小田原市、逗子市、秦野市、伊勢原市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、中井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町
新潟県	6	長岡市、新発田市、小千谷市、五泉市、上越市、佐渡市
富山県	2	氷見市、小矢部市
石川県	5	金沢市、小松市、輪島市、加賀市、白山市
福井県	1	越前市
山梨県	4	上野原市、身延町、富士川町、鳴沢村
長野県	4	上田市、中野市、大町市、御代田町
岐阜県	14	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、本巣市、養老町、関ヶ原町、大野町、白川町、東白川村
静岡県	15	静岡市、沼津市、三島市、島田市、富士市、掛川市、藤枝市、下田市、裾野市、湖西市、賀茂郡松崎町、西伊豆町、田方郡函南町、長泉町、森町
愛知県	13	豊橋市、春日井市、碧南市、豊田市、安城市、江南市、小牧市、稲沢市、知立市、清須市、あま市、南知多町、知多郡美浜町
三重県	17	四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、菟野町、明和町、度会町、大紀町、紀北町、紀宝町
滋賀県	3	彦根市、高島市、日野町
京都府	0	
大阪府	6	堺市、池田市、和泉市、摂津市、高石市、阪南市
兵庫県	5	洲本市、加古川市、播磨町、福崎町、上郡町
奈良県	5	生駒市、吉野町、大淀町、川上村、東吉野村
和歌山県	6	和歌山市、有田市、田辺市、紀の川市、広川町、印南町
鳥取県	1	境港市
島根県	3	松江市、奥出雲町、川本町
岡山県	2	倉敷市、備前市
広島県	6	福山市、庄原市、東広島市、熊野町、北広島町、大崎上島町
山口県	3	下関市、山口市、下松市
徳島県	9	徳島市、鳴門市、小松島市、三好市、勝浦町、上勝町、石井町、那賀町、海陽町
香川県	14	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、多度津町
愛媛県	1	愛南町
高知県	7	高知市、室戸市、安芸市、本山町、いの町、日高村、四万十町
福岡県	12	大牟田市、柳川市、宗像市、篠栗町、遠賀町、鞍手町、大木町、香春町、添田町、川崎町、赤村、苅田町
佐賀県	3	唐津市、基山町、玄海町
長崎県	6	長崎市、佐世保市、島原市、対馬市、五島市、南島原市
熊本県	23	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、宇土市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、西原村、御船町、甲佐町、芦北町、津奈木町、錦町、湯前町、相良村、五木村、あさぎり町
大分県	1	九重町
宮崎県	13	延岡市、日南市、串間市、西都市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	34	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、与論町
沖縄県	3	那覇市、豊見城市、大宜味村
合計	484	

2.2. 国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について

・浄化槽（国庫助成による設置）の法定検査実施状況を把握している市町村（平成24年度設置分）（平成28年3月末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
北海道	87	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、北見市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、稚内市、芦別市、江別市、紋別市、三笠市、根室市、富良野市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、七飯町、八雲町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、島牧村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、新十津川町、雨竜町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、礼文町、利尻町、利尻富士町、小清水町、置戸町、佐呂間町、滝上町、大空町、白老町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、中札内村、豊頃町、足寄町、浜中町、鶴居村、別海町、標津町、羅臼町
青森県	21	青森市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、板柳町、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、五戸町、子田町、南部町、大鰐町
岩手県	26	盛岡市、宮古市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、西和賀町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、岩泉町、軽米町、野田村、洋野町、一戸町、九戸村
宮城県	24	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、加美町、涌谷町、美里町
秋田県	15	秋田市、能代市、横手市、大館市、鹿角市、由利本荘市、北秋田市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、美郷町、羽後町、東成瀬村
山形県	32	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町
福島県	50	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、川内村、大熊町、新地町、飯館村、郡山市、いわき市
茨城県	34	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎町、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、城里町、東海村、大子町、美浦村、河内町、八千代町、境町、利根町
栃木県	25	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	29	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、みどり市、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
埼玉県	51	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	52	千葉市、船橋市、柏市、銚子市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	12	八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町
神奈川県	18	相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、中井町、松田町、山北町、真鶴町、愛川町
新潟県	17	新潟市、長岡市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、南魚沼市、田上町、阿賀町
富山県	11	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、上市町、立山町、朝日町 (該当のない4市町村は27年度の国庫補助事業実績なし)
石川県	12	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、津幡町、志賀町、穴水町、能登町
福井県	9	福井市、小浜市、大野市、勝山市、越前市、南越前町、越前町、高浜町、おおい町
山梨県	22	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	53	松本市、上田市、飯田市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町、生坂村、筑北村、白馬村、小谷村、坂城町、信濃町、小川村、飯綱町、栄村
岐阜県	34	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、神戸町、安八町、揖斐川町、池田町、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
静岡県	31	静岡市、浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	33	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、西尾市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、豊山町、扶桑町、蟹江町、飛島村、南知多町、知多郡武豊町、設楽町、東栄町、豊根村

2.2. 国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について

・浄化槽（国庫助成による設置）の法定検査実施状況を把握している市町村（平成24年度設置分）（平成28年3月末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
三重県	23	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、菟野町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	10	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、甲賀市、高島市、東近江市、竜王町、多賀町
京都府	17	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、宇治市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
大阪府	11	高槻市、貝塚市、和泉市、阪南市、富田林市、河内長野市、柏原市、島本町、熊取町、河南町、岬町
兵庫県	15	神戸市、姫路市、加古川市、宝塚市、小野市、三田市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、加東市、多可町、神河町、佐用町
奈良県	14	奈良市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市、宇陀市、山添村、高取町、吉野町、大淀町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村
和歌山県	30	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	16	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、琴浦町、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
島根県	10	浜田市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、吉賀町
岡山県	21	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町
広島県	20	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	17	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	23	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香川県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	20	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	32	高知市、室戸市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	46	福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐賀県	16	佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、神埼市、基山町、玄海町、みやき町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町
長崎県	17	長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町
熊本県	38	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、小国町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
大分県	17	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
宮崎県	26	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	36	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、十島村、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、知名町、与論町
沖縄県	10	那覇市、浦添市、宮古島市、南城市、国頭村、恩納村、伊江村、中城村、西原町、北大東村
合計	1,200	

2.3. 浄化槽台帳の整備状況

(2) 市町村の台帳整備状況

(平成28年3月末現在)

都道府県名	浄化槽台帳の 所有 市町村数	都道府県等所有 の台帳との一 夕共有市町村数	台帳で管理（あるいはリソング）している項目														台帳電子化状況				GIS情報整備状況	
			設置届	使用 開始届	廃止届	保守 点検	清掃	法定 検査	住民基本 台帳	休止届	その他	台帳情報の 精査を行っ ている	電子化（データベース化） しているか		浄化槽台帳を しているか		台帳情報を電子地図上で 整理しているか	いいえ 今後導入 を検討中				
													システム 管理	はい	いいえ	いいえ			いいえ			
北海道	175	71	129	125	86	109	106	101	76	117	70	152	31	99	17	52	7	4	171	34		
青森県	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1					1	1		
岩手県	24	22	21	19	16	17	16	11	15	17	12	18	10	15		2		7	1			
宮城県	33	12	32	32	24	21	20	19	15	24	11	28	7	18	5	12	2	4	29	8		
秋田県	14	3	14	14	14	4	3	9	5	5	1	9	4	10	2	2			14	1		
山形県	35	35	33	30	35	12	11	13	11	16	6	26	1	34	1	4	1	2	33	3		
福島県	58	52	58	55	57	26	23	47	3	27	1	20	35	21	2	4	1	2	56	2		
茨城県	24	7	23	17	21	1	1	7	3	20	3	12	7	15	1	7		3	21	1		
栃木県	15	7	13	12	10	9	5	10	3	8	3	6	3	9	4	4		2	13	1		
群馬県	9	2	9	9	7	9	9	8	5	9	4	9	4	5	1	7		2	7	3		
埼玉県	62	27	56	52	54	27	33	33	3	7	5	42	37	21	1	7		4	58	3		
千葉県	13	1	11	7	7	8	8	4	5	6	5	9	7	8	1	1		1	12	3		
東京都	39	4	22	18	28	7	24	12	2	5	8	14	9	21	6	12		2	37	1		
神奈川県	11	5	8	6	6	3	5	7	1	3	1	7	3	7	2	1		1	10	4		
新潟県	22	12	20	20	21	6	5	14		14	3	9	7	10	5	5		4	18			
富山県	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	2	1	1			1	1	1		
石川県	3	2	3	2	3	2	3	2				2	2	2		1		1	2	1		
福井県	2		2	2	2			2				1	1			1		2	2	1		
山梨県	27	3	25	16	19	5	4	10	3	3	1	7	4	13	3	10	3	4	23	4		
長野県	69	48	66	66	62	46	42	37	32	52	15	57	25	47	9	6		9	60	17		
岐阜県	23	7	21	10	21	9	10	7	5	7	5	13	4	12	1	10		3	20	1		
静岡県	12	6	8	9	7	7	9	6	5	7	5	8	8	4	1	1		5	7	1		
愛知県	4	3	4	3	4	3	4	3	2	1	1	4	3	3	1	1		1	4	3		
三重県	17	5	13	8	8	6	7	10	2	4		6	7	6	4			3	14	1		
滋賀県	19	3	19	9	18	8	9	13	2	6		17	6	14	2	2		1	18	4		
京都府	25	22	23	22	21	21	21	18	12	18	9	22	3	17	1	8		1	24	3		
大阪府	18	17	16	15	16	7	9	13	3	6	3	16	12	6	1	1		1	17	3		
兵庫県	21	13	19	16	15	12	16	12	2	7	6	12	3	15	2	4		1	20	2		
奈良県	6	1	3	2	1	1	2	2	1	2	1	4	2	2	2	2		6	6	2		
和歌山県	30	13	28	29	30	11	11	15	8	30	5	19	9	19	1	2		27	1			
鳥取県	12	10	11	11	10	11	10	8	7	11	6	12	3	10	1	5		1	11	1		
島根県	15		11	12	10	8	9	6	1	8	1	6	3	7	2	5		4	11	4		
岡山県	2		2	1	2		8	6	1	2	1	2	1	1	1	1		1	1	1		
広島県	23	19	22	22	22	16	15	12	8	20	9	22	14	11	1	2		3	20	6		
山口県	5		5	5	4	2	2	2	1	5		3	1	5	2			5	5	1		
徳島県	14	11	11	9	3	1	1	5	1	1	1	5	4	6	1	5		1	14	1		
香川県	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	1	2	2	2	1	1		1	1	1		
愛媛県	17	13	17	15	15	12	10	12	1	10	2	10	10	6	1	1		5	12	1		
高知県	6	1	5	5	5	5	5	5	1	4	2	2	2	4	4			1	5	2		
福岡県	39	10	29	21	16	23	20	23	11	12	19	19	10	21	1	10	1	6	33	8		
佐賀県	18	13	17	18	15	10	10	3	7	13	6	10	4	10	1	4		3	15	3		
長崎県	19	5	18	9	15	8	6	11	3	8	3	6	7	8	1	4		2	17	1		
熊本県	43	37	43	43	43	42	42	40	26	33	18	31	24	17	3	7		4	39	15		
大分県	3		3	3	3	3	3	3	2	3	2	3	2	1	1			1	2	2		
宮崎県	16	8	10	2	4	2	2	8	3	2	3	7	7	9	2	1		2	14	3		
鹿児島県	24	2	24	24	24	24	24	24	1	6	1	24	9	15	2	1		2	24	3		
沖縄県	3		2	2	1	2	3	1		2		2	1	1		1		3	3	1		
合計	1,073	535	933	831	809	569	580	612	299	564	256	717	358	583	70	202	18	105	969	157		

(注)「市町村設置型のみ台帳整備している場合を含む。」
 (注)「台帳電子化状況」では「表計算等管理」と「システム管理」に、「GIS情報整備状況」では「はい」と「いいえ」に重複の場合がある。

24. 維持管理組織の整備状況

(1) 維持管理組織を有する市町村

(平成28年3月末現在)

都道府県名	市町村数	維持管理組織を有する市町村名（一部事務組合を含む）
北海道	14	北見市、秩父別町、鷹栖町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、浜頓別町、大空町、中札内村、豊頃町、別海町
青森県	4	十和田市、平内町、田舎館村、大鰐町
岩手県	0	
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	1	最上町
福島県	2	喜多方市、南会津町
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	1	飯能市
千葉県	2	成田市、長柄町
東京都	2	青梅市、昭島市
神奈川県	2	相模原市、小田原市
新潟県	0	
富山県	1	高岡市（旧福岡町）
石川県	0	
福井県	2	大野市、越前市
山梨県	4	甲府市、南アルプス市、甲斐市、富士川町
長野県	35	上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、佐久市、東御市、南牧村、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿智村、根羽村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、南木曾町、小谷村、飯綱町
岐阜県	1	東白川村
静岡県	1	湖西市
愛知県	0	
三重県	0	
滋賀県	7	大津市、彦根市、近江八幡市、甲賀市、東近江市、高島市、日野町
京都府	2	福知山市、南丹市
大阪府	0	
兵庫県	6	三田市、丹波市、宍粟市（旧山崎町、旧一宮町、旧波賀町の区域）、猪名川町、多可町（旧加美町、旧八千代町の区域）、市川町
奈良県	2	山添村、十津川村
和歌山県	2	高野町、日高川町
鳥取県	1	岩美町
島根県	2	出雲市、雲南市
岡山県	1	勝央町
広島県	1	北広島町
山口県	1	下関市
徳島県	0	
香川県	1	さぬき市
愛媛県	4	松山市、砥部町、西予市、愛南町
高知県	0	
福岡県	3	朝倉市、東峰村、大木町
佐賀県	2	唐津市、吉野ヶ里町
長崎県	0	
熊本県	1	南小国町
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	108	

2.4. 維持管理組織の整備状況

(2) 維持管理組織の概要(参考事例)

(平成28年3月末現在)

都道府県名	市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
北海道	北見市	住民 市町村	住民指導・啓発 手続き等の代行(法定検査)	・合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進 ・合併処理浄化槽維持管理状況の把握
	秩父別町	住民 市町村	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査) 住民指導	登録されている住民の法定検査、保守点検を管理できる。
	鷹栖町	住民 市町村 工事業者(個別) 保守点検業者(個別)	手続き等の代行(法定検査) 啓発	
	比布町	住民 市町村	維持管理費補助 (町から組織経由による交付) 啓発・周知 手続き等の代行(設置届出)	地域ごとに代表者で構成されており、各地域において啓蒙・周知活動を実施
	愛別町	住民 市町村	補助申請の受付 住民指導・啓発 その他(町への維持管理補助金の請求及び受領)	①浄化槽設置整備事業の推進 ②情報収集及び提供 ③組合員の資質向上 ④浄化槽の適正な維持管理
	東川町	住民 市町村 工事業者(個別) 保守点検業者(個別)	手続き等の代行(法定検査) 補助申請の受付	・合併処理浄化槽の普及促進及び保守管理の推進。 ・補助申請受付事務の簡素化
	美瑛町	住民 保守点検業者(個別)	手続き等の代行 (補助金請求、負担金徴収、支払)	町への補助金請求を維持管理組合が一括して手続きできる
	和寒町	住民 市町村 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	手続き等の代行(保守点検、清掃、法定点検) 住民指導・啓発	
	剣淵町	住民、市町村	合併処理浄化槽の普及促進及び適正な維持管理推進、 合併処理浄化槽の保守点検、清掃業者との契約及び指定 検査機関に対する法定検査の依頼	登録されている住民の法定検査、清掃、保守点検を管理できる。
	浜頓別町	住民 市町村 工事業者(個別) 保守点検業者(個別)	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃) 住民指導・啓発 設置・維持管理状況の把握 維持管理助成	
	大空町	住民 市町村	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	登録されている住民の法定検査、保守点検を管理できる。
	中札内村	住民	契約 手続き等の代行 住民指導・啓発	・合併処理浄化槽の普及促進及び保守管理の推進 ・浄化槽保守点検業者及び清掃業者との契約並びに指定検査機関に対する 法定検査の依頼の代行
	豊頃町	住民 市町村	契約 手続き等の代行 (設置届出・保守点検、法定検査)	・合併処理浄化槽の普及促進及び保守管理の推進
別海町	工事業者、保守点検業者	契約 手続き代行 (設置届出、工事、保守点検、法定検査) 住民指導・啓発		
青森県	十和田市	工事業者(団体) 保守点検業者(団体)	契約 手続き等の代行(設置届出・工事・保守点検・清掃・ 法定検査) 住民指導	PF1事業者が工事前から維持管理まですべてを行うため、経費が節減される。
	平内町	保守点検並びに清掃業者 (団体)	保守点検、清掃	保守点検:6回/年、清掃:年1回
	田舎館村	市町村	保守点検	農業集落排水処理場の維持管理
	大鰐町	保守点検並びに清掃業者 (団体) 指定検査機関	保守点検、清掃 法定検査	法定検査:3~4回/年、清掃:1回/年、7条及び11条法定検査 専門管理者による委託なので安心。
山形県	最上町	保守点検業者(団体) 清掃業者(団体) ※PF1事業に伴うSPC 事業者	手続き等の代行(保守点検・清掃)	
福島県	喜多方市	市民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	年一回の総会 保守点検や清掃など技術的な研修会の実施 浄化槽管理者との一括契約の推進
埼玉県	飯能市	住民 市町村 工事業者(個別) 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	契約 手続き等の代行 (工事・保守点検・清掃・法定検査) 啓発	公共下水道処理区域外の設置者は加入することが出来る(加入は毎年3月、途中加入はできない)。加入すると、市から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
千葉県	成田市	保守点検業者(団体) 清掃業者(団体)	維持管理補助金の申請	個人下水道管理協会により、代行で補助金申請を行うので、契約者(住民)の手間が省ける。
	長柄町	工事業者(個別)	契約 手続き等の代行(設置届出・保守点検) 住民指導・啓発	浄化槽設置にあたって、現地調査(測量等)をしたり、設置後の保守点検をしている。
東京都	青梅市	市町村	保守・点検、清掃、法定検査	公設浄化槽の維持管理に関し必要な事項を定めることにより、生活排水の適正な処理の促進を図り、もって生活環境の向上と河川等の水質保全に資する
	昭島市	清掃業者(団体)	清掃	維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
神奈川県	相模原市	市町村 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別) 指定検査機関	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	市町村設置型のみ
	小田原市	市町村 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別) 県	住民指導・啓発	
富山県	高岡市 (福岡町合併処理 浄化槽維持管理 組合)	地区単位 (合併前の福岡町地区)	住民指導・啓発	
福井県	大野市	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	維持管理組合設立補助金を交付している。(浄化槽1基につき200千円)
	越前市	市 工事業者(個別) 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別) 浄化槽メーカー	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査) 住民指導・啓発	法令に遵守した維持管理が実施でき、公共水域の水質保全に寄与することができる。 浄化槽設置者が保守点検・清掃・水質検査業務に対し、それぞれ個別で契約する煩わしさを回避できる。
	甲府市	住民	契約 手続き等の代行 補助申請の受付 住民指導・啓発	
山梨県	南アルプス市	住民	契約 手続き等の代行 保守点検料の徴収	
	甲斐市	各自治会内の希望住民	浄化槽管理組合長による清掃及び保守・点検手続きの 代行や定期総会等	個人管理に比べ清掃及び保守・点検の漏れも減少し、金額も安価で済む (発注件数が多い為、1件あたりの単価が安価となる。)
	富士川町	保守点検業者・住民	住民指導および啓発 理事会および定期総会の開催 保守点検料の徴収	

2.4. 維持管理組織の整備状況

(2) 維持管理組織の概要（参考事例）

（平成28年3月末現在）

都道府県名	市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
長野県	上田市	住民、市町村、保守点検業者	契約 手続き等の代行（保守点検）	上田・真田地域…代行管理（保守点検の実施） ・一括で維持管理をすることにより、維持管理費を安くすることができ、管理状況も把握することが出来る。
	飯田市	住民 市町村 工事業者（団体） 保守点検業者（団体） 清掃業者（団体）	手続き等の代行 （設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査） 住民指導・啓発	・浄化槽巡回点検（飯田市全域各地区数力所 H27年度36箇所） ・組合定期総会 ・飯田市内に設置されている浄化槽を、他の管理業者の視点から見るとして、改善点などを話し合い、維持管理に生かせる。
	諏訪市	市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	住民指導・啓発 法定検査手数料の補助	諏訪市、岡谷市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村を中心に浄化槽の適正な施工、及び維持管理を推進する組織 会報の発行、浄化槽設置者への研修会実施。 11条検査を受けた場合、浄化槽1基あたり3,000円を補助する。一人当たり5基まで。交付は1基につき3回まで。
	小諸市	住民 市町村 工事業者（団体） 保守点検業者（団体） 清掃業者（団体） 地区自治会	補助申請の受付 住民指導・啓発	維持管理補助（保守点検・清掃・法定検査費用）の申請・交付事務を行いながら、個別の浄化槽の維持管理状況を把握し、管理状況が悪い場合は改善等の指導を実施。
	伊那市	住民 市町村 維持管理・清掃業者（3者）	維持管理の指導、啓発 水質検査と補助	・組合定期総会、会報の発効 ・先進地視察研修、又は講習会の実施 ・浄化槽一斉点検の実施 ・11条検査費用の補助（下水道等区域以外）、及び11条検査未実施箇所における水質検査の実施と費用の補助（補助は下水道等区域以外） ・新規加入者に「浄化槽の維持管理に関する綴り」を配付。
	駒ヶ根市	住民 市町村 保守点検業者（個別）	住民指導・啓発	全体役員会、浄化槽の相互点検、啓発資料配布
	大町市	管理者 清掃業者	手続き等の代行（保守点検） 住民指導・啓発	浄化槽相談員を組合内におき、設置、維持管理に対する啓発や指導を行っている。 また、組合独自の巡回点検等も行い、浄化槽の保守管理状況の把握にも努めている。
	佐久市	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃） 住民指導・啓発、研修会 水質検査	浄化槽管理者は、保守点検費用・清掃費用の一部、水質検査費用、事務費を協会に納入。 協会は、管理者の浄化槽保守点検を業者に依頼。点検報告に基づき清掃を業者に依頼。保守点検費用・清掃費の一部を業者に支払う。協会加入者の浄化槽放流水の水質検査（BOD、SS）を年1回実施し、管理者および保守点検業者に報告。協会加入者を対象とした研修会の開催。 管理者は料金単価の統一が図られ、業者は集金に係る経費が抑えられる。 市が協会事務局であることから、協会加入者の浄化槽の適正管理を把握でき、不適正について改善指導が行える。
	東御市	住民 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	住民指導・啓発	保守点検・清掃料金を協会統一価格とし、市内の下水道使用者の負担と同程度の負担としている。
	立科町	住民 市町村 工事業者（団体） 保守点検業者（団体） 清掃業者（団体）	住民指導・啓発	組合独自の点検巡回を実施。 啓発活動の実施 研修会への参加
	青木村	青木村、浄化槽組合員	維持管理指導、啓発活動、維持管理等への財政支援	浄化槽の設置の推進、維持管理の適正化
	長和町	住民 市町村 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	住民指導・啓発	浄化槽維持管理（清掃等）の完全実施の推進 浄化槽法定検査の推進 浄化槽設置の促進啓発活動及び組合員の加入促進
	下諏訪町	住民、市町村、工事業者（個別）、保守点検業者（個別）、清掃業者（個別）	補助申請の受付 住民指導・啓発	
	富士見町	住民、市町村、保守点検業者、清掃業者等	住民指導・啓発 助成申請の受付	・会報の発行や浄化槽設置者研修を行い、浄化槽の正しい知識の普及啓発を行う。 ・浄化槽一斉点検や法定検査手数料の補助を行い、浄化槽の適正な施工・維持管理の推進に努める。
	辰野町	市町村 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別） 住民	住民指導・啓発	研修会への参加、浄化槽の普及・啓発、清掃・点検の推進
	飯島町	工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	住民指導・啓発	・保守点検票・清掃記録票の発行・配布 ・維持管理補助金・啓発活動の連絡の円滑化
	南箕輪村	住民 保守点検業者	住民指導・啓発	研修会への参加、浄化槽の相互点検、啓発資料、浄化槽管理マニュアル・管理品等の配布
	中川村	名称：中川村浄化槽維持管理組合 構成員：住民（浄化槽設置者）、維持管理業者	浄化槽の維持管理に関する適正な保守点検及び清掃の完全実施の推進 ・浄化槽の維持管理に関する調査、研究、相互点検の実施及び講習会の開催	・年1回、浄化槽パトロールと先進地視察を開催
	根羽村	住民	住民指導・啓発	・定期総会の実施 設置検査時に保守点検業者を同行し、維持管理について啓発を行う 個別の浄化槽の維持管理状況を把握し、管理状況が悪い場合は改善等の指導を実施。
	泰阜村	住民 市町村	住民指導・啓発	保守点検・清掃料金を組合統一価格とし、下水道使用者の負担と同程度の負担としている。
	豊丘村	住民	住民指導・啓発	町管理浄化槽を一括で維持管理することにより、維持管理費を抑え適正な維持管理を行うことができる。
	南木曾町	市町村 保守点検業者（個別）	町で一括維持管理	
	小谷村	住民	啓発	
飯綱町	住民 市町村	浄化槽パトロールの実施	浄化槽設置者宅を訪問し、維持管理に対する啓発を行っている。	
静岡県	湖西市	市町村 清掃業者（個別）	住民指導・啓発	浄化槽パトロールの実施、浄化槽講習会の開催、日常の清掃業務の中で啓発パンフレットの配布等。
滋賀県	大津市	住民	契約 手続き等の代行 （保守点検・清掃・法定検査） 維持補助金の申請	
	彦根市	清掃業者団体	住民指導・啓発	
	近江八幡市	住民	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査） 住民指導・啓発	
	甲賀市	住民	契約 維持管理補助金の申請	集中浄化槽の維持管理を行っている。 個別浄化槽の面的整備事業を実施している組合へ交付する維持管理補助金の交付要件に法定検査の受検と保守点検、清掃の実施を条件としているため、地域ぐるみで適切な維持管理が行われている。
	高島市	住民	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査）	
	東近江市	住民	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査） 補助申請の受付	維持管理費の交付条件に法定検査の受検を条件としているため、維持管理組合組織がある地域では受検率が水準である。
日野町	住民	補助申請の受付		

24. 維持管理組織の整備状況

(2) 維持管理組織の概要(参考事例)

(平成28年3月末現在)

都道府県名	市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
京都府	福知山市	住民	契約 手続き等の代行(法定検査) 補助申請の受付	
	南丹市	住民	住民指導	区域毎で管理を分けることによる確実性の向上
兵庫県	三田市	住民	契約 手続き等の代行 補助申請の受付 住民指導 啓発	集合処理事業の予定がない地域において、概ね自治区ごとに合併処理浄化槽使用者により構成される維持管理組合を設立。点検清掃業者との一括契約等の状況は、組合の主体性に任せており各々異なる。 年度ごとに、組合は市に対し維持管理補助金を申請し受給している。 現在設立組合数=59組合
	丹波市	住民	契約(保守点検、清掃、法定検査) 住民指導・啓発 薬剤補給 機器の修理	対象:浄化槽整備区域内の浄化槽管理者 活動内容:法定検査、保守点検、清掃の一括契約 (組合からの発注、実施、支払) 消毒薬品の巡回補充。ブロー、ポンプ、槽本体、付属機器の補修 メリット:法定検査受検率、保守点検実施率の向上、適正な清掃の実施。 薬剤切れの防止。故障のスピーディーな対応。 デメリット:浄化槽管理者の維持管理意識の低下 (浄化槽管理者としての責任意識の低下。)
	猪名川町	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	下水道区域内と比較して維持管理費用が多額となるため、住民組織で保守管理に必要な額と一般的な下水道区域内の方との差額を算定し、町からその補助金を出すことにより、維持管理の徹底と維持管理費の低減が図れる。
	多可町	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	平成28年4月1日より旧町ごとの加美区・八千代区の組合を統合し多可町小型合併浄化槽維持管理組合とした。通常の維持管理を清掃業者に委託し法定検査についても100%の受検率を可能にしている。組合費についても組合が徴収を行い、町から組合員数に応じて合併浄化槽維持管理組合育成補助金の受け入れをしている。
	市川町	住民	契約 手続き等の代行 啓発	保守点検、清掃の実施、法定検査受検等の維持管理を適切に行える。
奈良県	山添村	市町村	保守点検・清掃 法定検査	保守点検:3回/年 清掃:1回/年
	十津川村	工事業者(個別、団体)	手続き等の代行(設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査)	
鳥取県	岩美町	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	修繕費用(ブローの故障修理等)の補助(上限15,000円)
島根県	雲南市	保守点検業者 清掃業者	手続き等の代行(設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査)	委託管理契約を結んで維持管理をしている
岡山県	勝央町	住民 市町村	保守点検 清掃 修繕の補助	勝央町合併処理浄化槽設置整備事業推進協議会(役員:9名+事務局)は、町内の生活雑排水処理において、合併処理浄化槽設置対象家屋(集合処理で対応できない家屋)に対し、合併処理浄化槽から放流先までの設置費、維持管理費の補助を行い設置整備の推進を行う。ただし、設置者は集合処理地域と同様に入会金(受益者負担金)、会費(下水道使用料)を協議会へ支払う。
広島県	北広島町	住民 市町村	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃)	(大朝地区)北広島町大朝地区小型合併処理浄化槽推進協議会 (芸北地区)北広島町芸北地区生活排水対策推進協議会 浄化槽の保守点検及び清掃業務に係る事務的業務の受委託・分担金徴収
山口県	下関市	保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	市管理浄化槽の維持管理	
香川県	さぬき市	住民	契約 手続き等の代行 (保守点検・清掃・法定検査) 機器の修理	さぬき市浄化槽管理協議会(さぬき市寒川地区) メリット:点検・清掃費用を業者等にそれぞれ支払うなど、煩わしい手続きは協議会で行う。
愛媛県	松山市	松山市浄化槽維持管理推進連絡協議会 (愛媛県、公益社団法人愛媛県浄化槽協会、同松山支部、中予浄化槽管理協同組合、松山衛生事業協同組合、松山市)	浄化槽の維持管理の推進及び合併処理浄化槽の普及拡大を目的に年2回の実態調査やイベントの実施、パンフレット等の作成を行う。	実態調査やイベント等を実施することで、より効果的な啓発活動ができる。また、現状の課題等を協議会内のワーキンググループ等で議論することができ、迅速な課題解決が図れる。
	愛南町	PFI事業者	手続き等の代行 補助申請の受付 住民指導・啓発	
福岡県	朝倉市	工事業者(個別) 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	契約 手続き等の代行 (保守点検・清掃・法定検査) 住民指導・啓発	
	東峰村	各地区の公民館等	助成申請の受付	
	大木町	住民 市町村 その他(町議会・町環境衛生協議会)	契約、手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査) 住民指導・啓発	保守点検・清掃業者との一括契約による費用低減を図り、また、適切な維持管理が期待できる。
佐賀県	唐津市	維持管理業者	保守点検 法定検査 清掃	窓口が一本化することによる良質で低廉なサービスの提供。
	吉野ヶ里町	市町村 保守点検業者	契約 手続き等の代行 (工事・保守点検・清掃・法定検査)	
熊本県	南小国町	住民 保守点検業者	保守点検・清掃 修繕の補助	登録されている住民の保守点検、清掃を管理できる。

25. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(1) 一括契約の推進に積極的に取り組んでいる地方自治体

(平成28年3月末現在)

都道府県名	市町村数	一括契約の推進に積極的に取り組んでいる地方自治体名
北海道	17	旭川市、釧路市、恵庭市、長万部町、島牧村、上富良野町、南富良野町（個人設置）、釧路町、美深町、佐呂間町（個人設置）、壮瞥町、厚真町、中札内村、大樹町、豊頃町、標茶町（個人設置）、鶴居村
青森県	5	十和田市、平川市、佐井村、平内町（市町村設置）、大鱈町（市町村設置）
岩手県	7	宮古市（市町村設置）、二戸市、奥州市、岩手町、紫波町（市町村設置）、洋野町、一戸町（市町村設置）
宮城県	4	登米市、大崎市、大衡村、加美町
秋田県	0	
山形県	1	最上町
福島県	9	会津若松市、白河市（市町村設置）、喜多方市、二本松市、南相馬市、伊達市、下郷町、昭和村、金山町
茨城県	0	茨城県
栃木県	16	栃木市、佐野市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那珂川町
群馬県	2	群馬県、前橋市、高崎市
埼玉県	4	埼玉県、熊谷市、美里町、神川町、松伏町
千葉県	11	千葉市、船橋市、銚子市、成田市、市原市（個人設置）、鴨川市、印西市、富里市、山武市、栄町、九十九里町
東京都	3	八王子市（市町村設置）、小笠原村（市町村設置）、八丈町（市町村設置）
神奈川県	0	
新潟県	11	新潟市（市町村設置）、長岡市（市町村設置）、加茂市（個人設置）、十日町市（市町村設置）、糸魚川市、五泉市（個人設置）、佐渡市（個人設置）、南魚沼市（市町村設置）、田上町、出雲崎町、刈羽村
富山県	2	黒部市（個人設置）、砺波市（市町村設置）
石川県	1	輪島市
福井県	1	南越前町
山梨県	0	
長野県	5	松本市（市町村設置）、高森町（個人設置）、阿智村（個人設置）、豊丘村（個人設置）、麻績村（市町村設置）
岐阜県	0	岐阜県
静岡県	0	
愛知県	1	一宮市（個人設置）
三重県	4	松阪市（市町村設置）、多気町、大台町、大紀町
滋賀県	3	彦根市（個人設置）、近江八幡市、甲賀市
京都府	0	
大阪府	8	高槻市、枚方市（市町村設置）、茨木市、富田林市、和泉市、大東市（市町村設置）、柏原市、豊能町
兵庫県	6	神戸市、尼崎市、丹波市（個人設置）、宍粟市（旧山崎町・旧一宮町・旧波賀町の区域）、多可町（旧加美町・旧八千代町の区域）、佐用町
奈良県	0	
和歌山県	1	高野町（市町村設置）
鳥取県	0	
島根県	3	松江市、奥出雲町、海士町
岡山県	27	岡山県及び県内市町村
広島県	2	安芸高田市（市町村設置及び移管浄化槽）、北広島町（個人設置）
山口県	1	萩市（市町村設置）
徳島県	11	小松島市（個人設置）、美馬市（個人設置）、三好市（市町村設置）、勝浦町（個人設置）、上勝町（個人設置）、神山町（個人設置）、那賀町（個人設置）、牟岐町（個人設置）、美波町（個人設置）、海陽町（個人設置）、つるぎ町（個人設置）
香川県	1	三豊市
愛媛県	5	松山市、伊予市、久万高原町、松前町、愛南町（市町村設置）
高知県	2	土佐町（市町村設置型及び町に寄付された浄化槽）、津野町（市町村設置）
福岡県	20	大牟田市（個人設置）、久留米市、柳川市、豊前市、中間市（個人設置）、小郡市（個人設置）、筑紫野市、うきは市（市町村設置）、朝倉市（市町村設置）、みやま市（市町村設置）、那珂川町（市町村設置）、水巻町、遠賀町（個人設置）、鞍手町（個人設置）、桂川町、大木町（個人設置）、広川町（個人設置）、添田町、川崎町、上毛町（個人設置）
佐賀県	1	唐津市（市町村）
長崎県	3	諫早市（市町村設置型）、西海市（市町村設置型）、雲仙市（市町村設置型）
熊本県	9	熊本市、玉名市（市町村設置）、南関町、長洲町（市町村設置）、和水町、甲佐町、氷川町、五木村、芦北町（市町村設置）
大分県	0	
宮崎県	6	宮崎市、綾町、国富町（個人設置）、小林市（個人設置）、えびの市（個人設置）、高原町（個人設置）
鹿児島県	3	三島村、瀬戸内町、天城町
沖縄県	0	
合計	216	

25. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（平成28年3月末現在）

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要
北海道	旭川市	設置工事 保守点検 清掃 法定点検（7条のみ）	補助事業完了報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	
	釧路市	設置工事 保守点検 清掃 法定点検（7条のみ）	補助事業完了報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	実態の把握と、適切な維持管理が期待できる。
	恵庭市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	業務委託契約の締結（市町村設置） （業務ごとに委託）	コストの軽減
	島牧村	設置工事	交付金事業による設置工事を一括して入札により契約	事業費用の軽減等
	長万部町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	設置届出、使用開始届出時に口頭にて説明	把握がしやすい
	上富良野町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	補助事業に係る工事完了届出書に、保守点検・清掃委託契約書の写し及び法定検査依頼書の添付を義務づけている。	適切な維持管理が期待できる。
	南富良野町	設備工業 保守点検掃除 法定検査	補助事業に係る工事完了届出書に、保守点検・清掃委託契約書の写し及び法定検査依頼書の添付を義務づけている。	適切な維持管理が期待できる。
	剣淵町	保守点検 清掃 法定検査	補助金の交付条件に維持管理組合の加入を条件	設置者の事務手続きなど負担軽減
	美深町	保守点検 清掃	設置届時に提出者へ伝える	経費の節減及び管理状況の把握
	佐呂間町	保守点検 清掃 法定検査	補助事業実績報告書に、保守点検・清掃委託契約書、法定検査依頼書の写しの添付を義務化している。	設置者の事務手続きの負担軽減及び浄化槽管理状況の把握。
	壮瞥町	保守点検、清掃	PFI事業のSPCと一発契約	技術レベルの向上
	厚真町	保守点検、清掃	市町村整備事業及び個別排水処理施設整備事業、寄付を受けた浄化槽に対して一括契約している	町で一括契約する事によって個人管理よりこまめな維持管理ができる。維持管理請負者、使用者においてのトラブルが軽減できる。請負者の事務手続きの軽減
	中札内村	保守点検 清掃 法定検査	維持管理組合への加入を条件	保守点検と清掃を一括一業者に委託することで、適切な清掃時期及び浄化槽の稼働状況の把握ができる。
	大樹町	保守点検 清掃		管理状況の把握がしやすい
	豊頃町	保守点検 清掃 法定検査	維持管理協議会への加入を条件	・保守点検と清掃を一括一業者に委託することで、適切な清掃時期及び浄化槽の稼働状況の把握ができる。
	標茶町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	補助事業に係る工事完了届出書に、保守点検・清掃委託契約書の写し及び法定検査依頼書の添付を義務づけている。	適切な維持管理が期待できる。
鶴居村	保守点検 清掃 法定検査	設置整備事業補助（規則）において、事業完了届の添付書類として保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書（写）、法定検査依頼書（写）の提出を求めている。		
青森県	十和田市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査 事務手続き 事業説明 普及促進	PFI法に基づき事業者と事業契約を締結しており、年度協定も締結している。	PFI事業者が、工事から維持管理まで行うので経費が削減される。
	平川市	保守点検 清掃	保守点検・清掃の一括契約	一括で発注することにより、保守点検や清掃業務を効率よく行うことができ、経費の削減等にもつながる。
	平内町	保守点検 清掃 汚泥搬出	保守点検・清掃・汚泥搬出業務を一括契約することにより、事務処理の簡略化につながっている。	保守点検・清掃・汚泥搬出業務を一括契約することにより、事務処理の簡略化につながっている。
	佐井村	保守点検 清掃 法定検査	村内に、法定検査等ができる業者が1社しかないため、随意契約としている。	一括契約することで、経費が削減できる。
	大鰐町	保守点検 清掃	設置工事は排水設備工事業者で入札、保守点検・清掃は専門の管理業者で入札、法定検査は法定検査機関で実施	市町村設置型により処理水の管理の徹底化
岩手県	二戸市	保守点検 清掃	指名競争入札による委託契約。	効率的な維持管理の推進を図ることができる。
	岩手町	保守点検 清掃	市町村設置型で設置する浄化槽について、保守点検、清掃ごとに年間委託契約。	適正な維持管理が図られる。
	紫波町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	PFI	適正かつ効率的な維持管理が図られる
	宮古市	設置工事 保守点検 清掃	PFI法に基づいて事業者と契約を締結している	適正な維持管理の推進が図られる。
	一戸町	保守点検 清掃	保守点検と清掃を一括して年度ごとに委託契約。	清掃時期の判断を任せられることから管理面の効率が良い。
	奥州市	保守点検 清掃 法定検査 その他（修繕含む）	PFI（水沢区のみ）	契約業者が一括して維持管理を行うため効率的である。
	洋野町	保守点検 清掃 法定検査		競争入札の実施により契約を締結していることから、発注コストの低減や受注業者の技術向上が図られる。

25. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（平成28年3月末現在）

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要
宮城県	登米市	保守点検 清掃		保守業務の判断で清掃ができる事や一括にする事で業者間でのやりとりが無いため事務の簡素化ができる。
	大崎市	保守点検 清掃 法定検査	保守点検は月1回あたりの単価・清掃は1m3あたりの単価・法定検査は手数料の単価契約としており、清掃の時期や法定検査の時期は点検業者の判断に任せている。 合併前の古川市を3地区に分割・合併前の6町はそれぞれの区域で、大崎市9地区に分けて入札により業者決定している。	保守点検業者の判断で清掃ができるので、適切な管理がしやすい。
	大衡村	保守点検 清掃	一括発注により推進している。	適期に清掃を実施することにより、放流水質の安定が図られる。
	加美町	保守点検 清掃 法定検査	保守点検（年12回）業務・汲取清掃（年1回）業務を一括し、法定検査費用を上乗せし委託契約を締結している。	経費の縮減。
山形県	最上町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	PFI事業にて、SPCと設置及び維持管理の契約を締結している。	
福島県	会津若松市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	一般競争入札による工事契約及び指名競争入札による委託契約。	浄化槽の総合的な維持管理及び、トラブルに迅速な対応ができる。
	白河市	保守点検 清掃	年度ごとに「保守点検1回の金額」及び「清掃2㎡の金額」を入札で決定し、単価契約により既設及び新設の浄化槽の保守点検・清掃を委託している。	事務の省略化。
	喜多方市	保守点検 清掃 法定検査	市内の保守点検業者等で構成する推進協議会を平成24年7月に設立。	浄化槽の総合的な維持管理及び、トラブルに迅速な対応ができる。
	二本松市	保守点検 清掃 法定検査	市の浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で実績報告書提出の際、一括契約に関する書類添付を条件としている。	浄化槽設置後の保守点検、清掃（年1回）、法定検査の実施について確約される。
	南相馬市	保守点検 清掃 法定検査	個人設置の一般家庭用合併処理浄化槽については保守点検・清掃業者主導で保守点検・清掃・検査の一括契約の促進。	浄化槽設置後の保守点検、清掃（年1回）、法定検査の実施について確約される。
	伊達市	保守点検 清掃 法定検査	市の浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で実績報告書提出の際、一括契約に関する書類添付を条件としている。	浄化槽設置後の保守点検、清掃（年1回）、法定検査の実施について確約される。
	下郷町	保守点検 清掃 法定検査	合併処理浄化槽設置整備事業補助金の実績報告の際、保守点検・清掃の契約書（写）と法定検査申込書（写）の添付を条件としている。 竣工検査の際に、町、補助申請者、施工業者、維持管理業者で立会いを行っている。	浄化槽設置後の保守点検、清掃（年1回）、法定検査の実施について確約される。
	金山町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	指名競争入札による委託契約。	一括契約により、費用の軽減が図られ、管理状況が容易に確認できる。
	昭和村	保守点検 清掃	村指定業者による見積契約	対象浄化槽の確認・把握のしやすさ、必要業務漏れの防止等
茨城県	—	保守点検、清掃、法定検査	・標準契約書の様式を定め、設置届出に写しを添付 ・補助の要件とする ・契約仲介業者への手数料値上げ	・法定検査受検が確保される ・管理者による申込み手続きの負担軽減 ※反面、契約をした自覚がない管理者が見受けられる
栃木県	県内市町村（栃木市、佐野市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那珂川町）	保守点検 法定検査	記載なし	
群馬県	群馬県	保守点検 清掃 法定検査	本県の場合、効率化11条検査を導入しており、保守点検契約時に、清掃の契約と法定検査の申込みも併せてお願いしている。したがって、保守点検業者が清掃の契約と法定検査の窓口も兼ねている。	3つの契約を1回で済ませることができる。保守点検の契約をすることで法定検査と清掃が担保できる。
	前橋市	保守点検 清掃 法定検査	保守点検契約時に、清掃の契約と法定検査への協力も併せてお願いしている。	3つの契約を1回で済ませることができる。保守点検の契約をすることで法定検査と清掃が担保できる。
	高崎市	保守点検 清掃 法定検査	本市の場合、効率化11条検査を導入しており、保守点検契約時に、清掃の契約と法定検査の申込みも併せてお願いしている。したがって、保守点検業者が清掃の契約と法定検査の窓口も兼ねている。	3つの契約を1回で済ませることができる。保守点検の契約をすることで法定検査と清掃が担保できる。
埼玉県	埼玉県	—	各市町村の一括契約導入に関する広報補助	・使用者の契約の手間が省ける。・維持管理経費の削減。 ・保守点検、清掃、法定検査の実施徹底につながる。
	熊谷市	保守点検 清掃 法定検査	・市報への掲載。 ・ホームページへの掲載。	・使用者の契約の手間が省ける。・維持管理経費の削減。 ・保守点検、清掃、法定検査の実施徹底につながる。
	美里町	保守点検 清掃 法定検査	・町広報への掲載。 ・埼玉県によるチラシ配布	・使用者の契約の手間が省ける。 ・保守点検、清掃、法定検査の実施徹底につながる。
	神川町	清掃・保守点検・法定検査	町広報紙やホームページ等を活用	適正な維持管理の確保
	松伏町	保守点検、清掃 法定検査	・広報への掲載	・使用者の契約の手間が省ける。

25. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（平成28年3月末現在）

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要
千葉県	千葉市	保守点検 清掃	来庁する業者に対し、リーフレットの活用等による一括契約の推進を依頼している。	検査率の向上による浄化槽の適正な維持管理が期待できる。
	船橋市	保守点検、清掃、法定検査の受検手続き代行	浄化槽設置補助申請の際は、一括契約書を添付させる。市、ホームページや広報に掲載し周知を図る。	浄化槽の適正な維持管理が期待でき、管理状況を行政が確実に把握できる。
	銚子市	保守点検 清掃 法定検査受検手続	補助金申請時に説明	適正な維持管理
	成田市	保守点検 清掃 法定検査の受検手続 維持管理補助金の申請代行	契約の形態：浄化槽管理者、協同組合成田市個人下水道管理協会、成田市浄化槽清掃許可業者、この三者間の合併処理浄化槽維持管理業務契約です。 ※協同組合成田市個人下水道管理協会は市の呼びかけにより設立されましたが、成田市とは独立した民間法人であり、運営上も独立しています。	・浄化槽の適正な維持管理が期待できる。 ・個人下水道管理協会により、代行で補助金申請を行うので、契約者（住民）の手間が省ける。
	市原市	保守点検 清掃 法定検査の受検手続	合併処理浄化槽設置に対する補助金申請の際に、一括契約を義務付けることで推進している。	浄化槽の適正な維持管理が期待できる。
	鴨川市	保守点検 清掃	市で許可する浄化槽清掃業者は、浄化槽清掃技術者に併せて浄化槽管理士の有資格者を置くよう指導し、保守点検と清掃業務を一体的に行える体制を整えさせている。	浄化槽の適正な維持管理が期待できる。
	印西市	保守点検 清掃 法定検査	浄化槽補助金の書類として、一括契約（本人、保守点検業者、清掃業者）の書類を添付させている。	浄化槽の適正な維持管理が期待できる。
	山武市	保守点検 清掃 法定検査の一括契約	浄化槽の設置補助にあたっては一括契約の締結をしていることを交付要件としている	浄化槽の適正な維持管理が期待できる。
	九十九里町	保守点検 清掃 法定検査の受検手続	補助金交付の要件としている	浄化槽の適正な維持管理が期待できる。
東京都	八王子市	保守点検 清掃 法定検査	市設置型浄化槽の維持管理については、保守点検、清掃、法定検査それぞれ年間委託契約（単価契約）	市が保守点検や清掃、法定検査を委託することで、維持管理が適正に行える。
	八丈町	保守点検 清掃 法定検査	市町村設置管理事業において町管理の浄化槽について、保守点検、清掃、法定検査をそれぞれ年間契約	保守点検、清掃、法定検査を確実に実施することが可能。
	小笠原村	保守点検 清掃	コミュニティプラントの維持管理と浄化槽保守点検、清掃を一括して委託契約を締結している。	保守点検、清掃を確実に実施するとともに、使用料を統一することにより住民負担の公平性を確保している。
新潟県	新潟市	保守点検 清掃 法定検査	維持管理費に相当する料金を徴収	
	長岡市	保守点検 清掃 法定検査	保守点検、清掃ができる業者を選定し、入札により年間の維持管理委託契約を締結。	同一業者が全般的な維持管理を行うことにより、浄化槽の状況がリアルタイムで把握可能となり、迅速で適切なメンテナンスを行うことが可能。
	加茂市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	実績報告の際、維持管理契約書を添付してもらう	
	十日町市	保守点検 清掃 法定検査	市町村設置型で整備した浄化槽について、保守点検、清掃、法定検査(7条・11条)業務を、一括して委託契約している。	効率的な維持管理、及び故障等への迅速な対応
	糸魚川市	保守点検 清掃 法定検査	30人槽以下の保守点検と清掃は、単価契約による委託。31人槽以上の保守点検は入札による契約。	管理業者が個々の浄化槽の状態、使用状況を把握。法定検査受検の徹底化。
	五泉市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	実績報告書を提出時に左記契約書を添付させている	契約後、保守点検業者が毎年、点検、清掃することになる。
	佐渡市	保守点検 清掃 法定検査	補助金申請の際に、法定検査・清掃を含んだ保守点検業務の委託契約書を必ず添付させる。また、7条検査申込ハガキの写しも同様に添付させている。	補助対象者の未受検・未管理を無くすため。
	南魚沼市	保守点検 清掃 法定検査	保守点検、清掃、法定検査をできる業者を対象に入札にて契約。	一元的に維持管理を行うことによって、1基当たりの費用を抑え、適切な維持管理を効率的に行うことができる。
	田上町	保守点検 清掃 法定検査	実績報告の際、維持管理契約書を添付してもらう	
	出雲崎町	保守点検 清掃 法定検査	記載なし	使用者の手間を軽減し、維持管理業務を円滑に行える。
富山県	刈羽村	保守点検 清掃 法定検査	村で設置した合併処理浄化槽（50人槽以下）について、年間契約による維持管理を実施。	維持管理業務の一元化。
	黒部市	保守点検 清掃 法定検査	保守点検・清掃・法定検査業務を一括契約することにより、事務処理の簡略化につながっている。	保守点検・清掃・汚泥搬出業務を一括契約することにより、経費節減及び事務処理の簡略化につながっている。
石川県	砺波市	保守点検 清掃 法定検査	保守点検・清掃はそれぞれ入札、法定検査は法定検査機関へ一括して手続きを行っている。	それぞれ一括契約することにより、事務処理の効率化につながっている。
	輪島市	保守点検 清掃 法定検査	市町村整備浄化槽については、全て市が委託等を行っている。	・使用者の契約の手間が省ける。 ・保守点検、清掃、法定検査の実施徹底につながる。
福井県	南越前町	保守点検 清掃 法定検査	補助事業（個人設置型）で設置する浄化槽について、町に寄付する形で管理者権限を移譲し、個人は下水道料金相当分を町に支払うことで、町が保守点検・清掃・法定検査の管理を行う。	個人は維持管理に関する煩わしい契約事務の負担が減り、また、下水道料金との格差も是正される。

25. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（平成28年3月末現在）

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要
長野県	松本市	保守点検 清掃	市町村設置型浄化槽の保守点検及び清掃を一括で委託している。	委託料の低価格化
	高森町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査 維持管理誓約 汚泥搬出誓約	施工業者が代行し設計概要書、設置届出書の提出、書類提出時に契約書の写し等を添付してもらう。	施工前に施主に法的な義務が有ることを理解してもらえる。
	豊丘村	保守点検 清掃	豊丘村排水処理管理組合（任意団体）への加入。	保守点検料・汚泥汲取り料の低価格化。
岐阜県	岐阜県	保守点検 清掃 法定検査	「岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会」（構成員：保守点検業組合、清掃業組合、施工業組合、指定検査機関）が一括契約を実施。保守点検の営業時間等に一括契約を締結。	法定検査率の向上、その他浄化槽管理の適正化が図られる。
愛知県	一宮市	保守点検 清掃 法定検査	実績報告書に、保守点検、清掃、法定検査の契約書（写）を添付する。	浄化槽設置後の保守点検、法定検査は未実施となる場合があるため、契約書（写）を添付させ実施させる。
三重県	松阪市	保守点検 清掃 法定検査 飯南、飯高管内（市町村設置型）		
	多気町	保守点検 清掃	記載なし	対象は、町管理の浄化槽のみ
	大台町	保守点検 清掃		対象は、町管理の浄化槽のみ
滋賀県	大紀町	設置工事 保守点検 清掃	記載なし	
	彦根市	保守点検 清掃 法定検査	維持管理組織によるPR 市広報によるPR	11条検査の受検率向上
	近江八幡市	保守点検 清掃 法定検査	維持管理組織によるPR	11条検査の受検率向上
大阪府	甲賀市	保守点検 清掃 法定検査	効率化11条検査により実施	法定検査の受検率が上昇した。
	高槻市	保守点検 清掃	指名競争入札により、保守点検・清掃を一括して委託している。	1社が維持管理することにより住民への対応がスムーズに行える。 問題発生時において責任の所在が明確となり速やかな対応が可能である。
	枚方市	保守点検 清掃 法定検査	一般競争入札により、保守点検・清掃・法定検査（申し込み）を一括して委託している。	1社が維持管理することにより住民への対応がスムーズに行える。 問題発生時において責任の所在が明確となり速やかな対応が可能である。
	茨木市	保守点検 清掃	指名競争入札により、保守点検・清掃を一括して委託している。	同一業者が行うことにより、浄化槽の状態を継続的に把握でき、適正な維持管理が可能。 大量発注と同等の効果で、設置費用を節減できる。また職員の事務経費を大幅に軽減できる。 業者による住民サービスと営業力により、整備事業の進捗速度が上がる。 PF1事業者の選定時に機種を特定することで、適切な保守点検を効率的に実施できる。 PF1や包括民間委託とすることで、業者提案による保守サービスを受受できる。
	富田林市	設置工事 保守点検 法定検査 軽微な補修	設置工事はPF1方式による市設置型浄化槽整備推進事業。保守点検（軽微な補修を含む）と法定検査はPF方式（第2期）I及び包括民間委託方式（第1期）。清掃は、年間単価契約。	事業者が、設置工事から維持管理（清掃を除く）まで全てを行うため、効率よく業務を進めることができ、職員の事務量及び経費を削減することができる。
	和泉市	設置工事 保守点検 法定検査 軽微な補修	PF1方式による市設置型浄化槽整備推進を実施。	事業者が、設置工事から維持管理（清掃を除く）まで全てを行うため、効率よく業務を進めることができ、職員の事務量及び経費を削減することができる。
	豊能町	保守点検 清掃	指名競争入札により、保守点検・清掃を一括して委託している。	1社が維持管理することにより住民への対応がスムーズに行える。 問題発生時において責任の所在が明確となり速やかな対応が可能である。
	柏原市	設置工事 保守点検 法定検査 軽微な修繕	PF1方式による市設置型浄化槽整備推進を実施。	事業者が、設置工事から維持管理（清掃を除く）まで全てを行うため、効率よく業務を進めることができ、職員の事務量及び経費を削減することができる。
大東市	保守点検 清掃	「戸別浄化槽施設維持管理業務委託」として大東市清掃業組合（浄化槽維持管理業者で組合を設立）と業務委託契約を締結し、保守点検・清掃を確実に行うようになっている。	一括契約により、適正な維持管理ができる。	

25. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（平成28年3月末現在）

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推 進 の 方 法	メ リ ッ ト 等 概 要
兵 庫 県	神 戸 市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	神戸市浄化槽指導要綱に基づく指導 浄化槽設置者に対し、建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の計画の通知をしようとするとき、確認申請書又は計画通知書に、設置及び管理の契約業者（浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、浄化槽保守管理業者）を記入させた浄化槽管理等届及び指定検査機関の使用開始検査等承諾書の写しを添付させることとしている。 また、浄化槽法第5条第1項の設置届に対しても同様に指導している。	浄化槽設置者に対し浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査の必要性を認識させるとともに、保守点検、清掃及び7条検査の確実な実施に寄与している。
	尼 崎 市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	浄化槽法第5条第1項の設置届及び建築基準法第6条第1項の確認の申請を受けるときに、設置及び管理の委託契約書（浄化槽工事業者、清掃業者、保守点検業者の法人名・代表者名の記入及び捺印がされた契約書）及び指定検査機関への使用開始検査申込書の写しを添付させることとしている。	保守点検、清掃及び7条検査の確実な実施に寄与している。
	丹 波 市	保守点検 清掃 法定検査 薬剤補充 槽本体・機器補修	管理組合を組織し、浄化槽管理者が契約対象業務の実施を組合に委託。受託した組合が指定検査機関・関係業者と一括契約を締結。	法定検査受検率、保守点検実施率の向上及び適正な清掃実施。
	宍 粟 市	保守点検 清掃 法定検査	特になし。	適切な保守点検、清掃の実施 法定検査受検率の向上 効果的な薬剤補充とプロローの修理 不適切業者の排除
	多 可 町	保守点検 清掃 法定検査 修繕	多可町合併浄化槽維持管理組合が清掃及び法定検査を一括発注し浄化槽の適正な維持管理を図っている。	組合員からの料金と町からの浄化槽維持管理組合育成補助金を受け入れ浄化槽の維持管理費を賄い、組合員の浄化槽維持の負担軽減に努めている。
	佐 用 町	保守点検 清掃 法定検査	浄化槽管理者と保守点検・清掃業務につき年間契約、指定検査機関である（社）兵庫県水質保全センターと法定検査について年間契約を締結。	年間を通じ計画的に作業を実施でき、実施漏れがなくなる。
島 根 県	松 江 市	保守点検 清掃	保守点検・清掃を一括契約することにより、事務処理の簡略化につながっている。	一括で発注することにより、保守点検や清掃業務を効率よく行うことができ、経費の削減等にもつながる。
	奥 出 雲 町	保守点検 清掃		一括契約により、経費の削減となる。
	海 士 町	保守点検 清掃 汚泥処理	町内に保守点検等ができる業者は1社のみであり随意契約	事務処理の簡略と経費の削減につながる
広 島 県	安 芸 高 田 市	保守点検 清掃	市町村設置型及び移管浄化槽を対象とし、保守点検と清掃について年間委託契約。	適正な維持管理が図られる。
	北 広 島 町	保守点検 清掃	町内2地区（旧2町）について、協議会が業者と一括契約を行う	適切な維持管理の推進を図ることができる
山 口 県	萩 市	保守点検 清掃		契約事務の簡素化
徳 島 県	小 松 島 市	保守点検 清掃 法定検査	市、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	美 馬 市	保守点検 清掃 法定検査	市、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	三 好 市	保守点検 清掃 法定検査	市町村設置型浄化槽整備により設置された浄化槽をPFI方式にて管理する	適正な維持管理が図られる。
	勝 浦 町	保守点検 清掃 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	「保守点検・清掃・法定検査」が同時に契約できる。不具合が発見された時には、業者と検査機関の連携によって迅速な対応ができる。
	上 勝 町	保守点検 清掃 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	神 山 町	保守点検 清掃 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	一括契約をすると、個別で契約するより保守点検、清掃料金が使用人員等を考慮して安価になる場合がある。
	那 賀 町	保守点検 清掃 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	契約の簡素化・料金の割安・一連管理の適正な実施
	牟 岐 町	保守点検 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	美 波 町	保守点検 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	海 陽 町	保守点検 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	つ り ぎ 町	保守点検 清掃 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
香 川 県	三 豊 市	保守点検 清掃 法定検査	一括契約は、組合（保守点検業者と清掃業者）の啓発活動事業として行っている。	浄化槽の維持管理の3点セットが確実に実施される。 年間の維持管理費用が明確になる。

25. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（平成28年3月末現在）

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要
愛媛県	松山市	保守点検 清掃	保守点検の団体及び清掃の団体それぞれが主体となって、一括契約の推進、拡大を図っている。	対象浄化槽：50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：保守点検、清掃が一括して契約ができ、個々に契約する煩わしさがなくなる。年間の費用が明確になる。またトラブル等に迅速な対応が取れ安心して浄化槽が使用できる。 保守点検、清掃が確実に実施される。
	伊予市	保守点検 清掃 法定検査	保守点検業者（管理協同組合）が主体となって、市町の協力のもと一括契約の推進を図っている。	対象浄化槽：50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：保守点検、清掃、法定検査が一括して契約ができ、個々に契約する煩わしさがなくなる。年間の費用が明確になる。またトラブル等に迅速な対応が取れ安心して浄化槽が使用できる。 保守点検、清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査で総合的な検査が行える。 11条検査の実施率が向上する。
	久万高原町	保守点検 清掃 法定検査	保守点検業者（管理協同組合）と町が主体となって一括契約の推進を図っている。	対象浄化槽：市町村整備推進事業で設置された50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：同左
	松前町	保守点検 清掃 法定検査	保守点検業者（管理協同組合）が主体となって、市町の協力のもと一括契約の推進を図っている。	対象浄化槽：50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：保守点検、清掃、法定検査が一括して契約ができ、個々に契約する煩わしさがなくなる。年間の費用が明確になる。またトラブル等に迅速な対応が取れ安心して浄化槽が使用できる。 保守点検、清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査で総合的な検査が行える。 11条検査の実施率が向上する。
	愛南町	設置工事 保守点検 法定検査 「PFI」方式により行う町営浄化槽整備推進事業	推進事業の事業を目的とする特別目的会社（SPC）が主体となり、法定検査業務の一括推進を図っている。	対象浄化槽：50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：設置工事、保守点検、清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査が総合的に行える。 11条検査が確実に実施でき、受検率の向上につながる。
高知県	土佐町	保守点検 清掃 法定検査	記載なし	契約事務の簡素化
	津野町	保守点検 清掃	管理主体が町	事務の簡素化
福岡県	大牟田市	保守点検 清掃 法定検査	①維持管理委託業者へ一括契約を指導、②補助申請時に設置者へ説明、③設置計画書受理書交付時に設置者へ説明	一括契約なので保守点検、清掃、法定検査が確実に実施される
	久留米市	保守点検 清掃 法定検査	実績報告書提出時に、浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）の写し及び領収書の写し、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを添付書類としている	適正な維持管理の推進
	柳川市	保守点検 清掃 法定検査	実績報告書提出時に、浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）の写し及び領収書の写し、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを添付書類としている	適正な維持管理の推進
	豊前市	保守点検 清掃 法定検査	補助金実績報告書の提出時に、浄化槽保守点検及び清掃業務委託契約書の写しを添付させている	適正な維持管理の推進
	中間市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	補助設置の場合、維持管理契約書写しの添付を義務付けている。	法定検査受検の促進になる
	小郡市	保守点検 清掃 法定検査	完了報告書に浄化槽維持管理契約書（写）の添付を義務付けている	適正な維持管理の推進
	筑紫野市	保守点検 清掃 法定検査	実績報告書提出時に、浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）及び領収書の写し、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを添付書類としている	適正な維持管理の推進
	うきは市	保守点検 清掃 法定検査		適切な維持管理が期待できる
	朝倉市	保守点検 清掃 法定検査		
	みやま市	保守点検 清掃 法定検査	市町村設置型の事業を開始前に、みやま市内浄化槽維持管理業者と協議を行い、事業の理解と協力をお願いした。	概要：市町村設置型区域内のみやま市内の業者で地域割りをしている。 メリット：浄化槽の適正な管理が可能。
	那珂川町	保守点検 清掃 法定検査		自治体で管理している浄化槽の維持管理を委託する契約。内容は、保守点検、清掃、法定検査の手続きの代行等。
	水巻町	保守点検 清掃 法定検査	補助をうける浄化槽設置の場合、法定検査手数料領収書の写し、浄化槽保守点検清掃業務委託契約書の写しを添付させている	法定検査受検の促進になる
	遠賀町	保守点検 清掃 法定検査	実績報告書の提出時に法定検査手数料領収書の写し、浄化槽保守点検清掃業務委託契約書の写しを添付させている	適正な維持管理の推進
	鞍手町	保守点検 清掃 法定検査	補助をうける浄化槽設置の場合、維持管理契約書を提出させている	法定検査受検の促進になる
	桂川町	保守点検 清掃 法定検査	実績報告書の添付書類として ○浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）及び領収書の写し ○浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し の添付を義務付けている	適正な維持管理の推進
	大木町	保守点検 清掃 法定検査	広報による周知、未加入者への電話勧誘やチラシ送付による加入促進	適切な維持管理が期待できる。
広川町	保守点検 清掃 法定検査		適正な維持管理の推進	

25. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（平成28年3月末現在）

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要
福岡県 （続き）	添田町	保守点検 清掃 法定検査	実績報告書の提出時に法定検査手数料領収書の写し、浄化槽保守点検清掃業務委託契約書の写しを添付させている	適正な維持管理の推進
	川崎町	保守点検 清掃 法定検査	浄化槽設置整備事業補助金申請の実績報告書提出時に浄化槽保守点検業者及び清掃運搬業者との委託契約書の写しを添付させている	適正な維持管理の推進
	上毛町	保守点検 清掃 法定検査	補助金実績報告書の提出時に、浄化槽保守点検及び清掃業務委託契約書の写しを添付させている	適正な維持管理の推進
佐賀県	唐津市	設置工事（手続を含む） 保守点検 清掃 法定検査	市町村設置型で整備を行う浄化槽について、設置工事（手続を含む）・保守点検・清掃・法定検査等を含んだ特定事業契約を締結している。	一括契約により業務量を削減することができる。
長崎県	諫早市	保守点検 清掃	特になし。	事務の簡素化、経費節減
	西海市	保守点検 清掃	特になし。	事務の簡素化、および現場対応等維持管理が効率的に実施できる。
	雲仙市	保守点検 清掃	市町村設置型で整備した浄化槽について、保守点検・清掃委託業務契約を結んでいる。	一括契約により、適正な維持管理や事務が効率的に実施できる。
熊本県	熊本市	保守点検 清掃 法定検査	維持管理一括契約書（浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、浄化槽協会の四者で行われる契約）の写しを浄化槽設置計画書または届出書の添付書類としている。	浄化槽管理者が浄化槽設置後の維持管理の内容とそれに伴う費用を認識できる。
	玉名市	保守点検 清掃	同業者に年契約として一括契約	定期的な点検・清掃を実施している。
	南関町	保守点検 清掃	清掃業者が1社しかないため、保守点検・清掃を年間契約としている。	
	長洲町	保守点検 清掃	年間委託による。	定期的な点検・清掃を実施している。
	和水町	保守点検 清掃	町内では、清掃の許可業者が1社しかないため、保守点検と清掃と一括契約を実施している。（市町村設置型）	契約金額が一括で契約しているので単価が安くなる。
	甲佐町	保守点検 清掃 法定検査	許可業者と連携を図り、保守点検、清掃の維持管理契約に、新たに法定検査まで含めた維持管理契約を浄化槽設置者と締結していただいている。	確実に保守点検・清掃・法定検査を行ってもらえる。
	氷川町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	氷川町浄化槽設置整備事業補助金要綱に基づく推進	確実に保守点検・清掃・法定検査を行ってもらえる。
	芦北町	保守点検 清掃 修繕	指名競争入札による保守点検、清掃及び修繕の一括契約	一括契約するので、維持管理費単価が安くなる。
	五木村	保守点検 清掃 法定検査	本村における浄化槽清掃及び点検の許可業者が1件のみであるため、設置届出等の際は許可業者との契約及び法定検査機関へ連絡しているかの確認を行っている。	
宮崎県	宮崎市	保守点検 清掃 法定検査	チラシを作成し、浄化槽管理者へ配付	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上
	小林市	保守点検 清掃 法定検査	チラシを作成し、浄化槽管理者へ配付	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上
	えびの市	保守点検 清掃 法定検査	チラシを作成し、浄化槽管理者へ配付	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上
	高原町	保守点検 清掃 法定検査	チラシを作成し、浄化槽管理者へ配付	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上
	国富町	保守点検 清掃 法定検査	チラシを作成し、浄化槽管理者へ配付	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上
	綾町	保守点検 清掃 法定検査	チラシを作成し、浄化槽管理者へ配付	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上
鹿児島県	三島村	保守点検 清掃 法定検査	市町村設置型のため特になし。	住民の経済的負担が軽減される。
	瀬戸内町	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	実績報告書に契約の対象業務に関する生類の添付を義務付けている	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上
	天城町	保守点検 清掃 法定検査	補助事業の実績報告書に保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し、法定検査依頼書の写しの添付を義務付けている。	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上

26. 浄化槽管理者講習会の実施状況

(平成28年3月末現在)

都道府県名	講習会の開催		開催回数	講習会の対象者	講習会の内容	講習会の名称	開始年	主催者等		備考
	実施	未実施						都道府県	都道府県以外	
北海道		○								
青森県		○								
岩手県		○								
宮城県		○								
秋田県	○		年1回	新規設置者 既設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組み・構造について 使用上の注意について	浄化槽セミナー	H18	○	市町村 指定検査機関	浄化槽設置整備事業を 実施している市町村の中 で設置基数の多い市 町村を選定し実施。
山形県	○		地区ごとに年1回	新規設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組み・構造について 使用上の注意について	浄化槽新規設置者講習会	S56		市町村 指定検査機関	
福島県	○		41回	新規設置者等	管理者の義務について 必要な手続きについて 浄化槽の仕組み・構造について 日常の維持管理について	浄化槽設置講習会ほか	H12		市町村	5市町において実施
茨城県		○								
栃木県		○								
群馬県	○		地区ごとに年3回 ～10回	新規設置者等	管理者の義務について 使用方法について	浄化槽教室		○		
埼玉県	○		一部の市町で年1 回程度	使用者等	浄化槽の仕組み・構造について 管理者の義務について 日常の維持管理について	浄化槽管理者講習会等	H18等		市町	市の一部で実施
千葉県	○		3回(平成27年 度)	浄化槽管理者等	浄化槽の仕組み・働き 浄化槽の管理・清掃 法定検査 水質測定実習	浄化槽講習会	H21	○	NPO法人 指定検査機関 維持管理業団体	開催地市町村に協力依頼 NPO法人環境カウンセ ラー千葉県協議会に講 師依頼
東京都		○								
神奈川県		○								
新潟県		○								
富山県		○								
石川県		○								
福井県	○		地区ごとに開催 全体で年15回程 度	新規設置者 法定検査C判定者	日常の維持管理について 使用上の注意について	浄化槽設置者講習会	S58		県以外の機関	県浄化槽協会へ委託
山梨県	○		県内5地区で地区 ごとに年3回開催 (1地区は年6回 のため、合計で年 18回開催)	新規設置者設置者	浄化槽の維持管理、清掃、法定検査 について	浄化槽設置者講習会	H23	○	権限を移譲した 市	
長野県	○		市町村において年 1回～12回	新規設置者等	浄化槽の維持管理について等	浄化槽設置者講習会	—		市町村、維持管 理組合等	開催していない市町村 も有り
岐阜県	○		地区事務所ごと に年2、3回	浄化槽設置者等	浄化槽の仕組み・構造について 管理者の義務について 日常の維持管理について	浄化槽設置者講習会	S60	○		
静岡県	○		各市町年1回以上	浄化槽新規設置者	浄化槽管理者の義務について 浄化槽の仕組みと使用方法について 保守点検及び清掃の必要性について 法定検査の内容と申込手続きにつ いて	浄化槽新規設置者講習 会	H20	○	市町、浄化槽協 会、指定検査機 関	浄化槽関係業務基本方 針に策定した年 (講習会はH20以前から 実施しているが詳細な 時期は不明)
愛知県		○								
三重県		○								
滋賀県	○		年間3回(他随 時) 随時	国庫補助対象浄化 槽管理者	浄化槽の維持管理について 法定検査の受検について 補助金申請の手続きについて	浄化槽講習会 管理者に対して個別に 窓口などで説明	H13年度 不明		彦根市 近江八幡市	
京都府		○								
大阪府		○								
兵庫県		○								
奈良県		○								
和歌山県	○		市町村ごとに開催 26回(H27実 績)	新規設置者 既設管理者 浄化槽関係者	管理者の義務について 浄化槽の仕組み・構造について 日常の維持管理について	浄化槽管理講習会	H18		市町村 和歌山県法定検 査推進協議会	14市町において実施
鳥取県	○		地区ごとに年1回	新規設置者	管理者の義務について 使用上の注意について	浄化槽設置者講習会	S62	○	権限移譲市町 県浄化槽協会	
島根県	○		保健所管内ごと に開催	新規設置者	浄化槽法について 浄化槽の仕組み・構造について	新設浄化槽ユーザー講 習会	H24		指定検査機関、 (一社)島根県 浄化槽協会	指定検査機関と浄化槽 協会が独自事業として 共催
岡山県	○		年3回	過去1年間に新規 設置した設置者及 び11条検査不適 正浄化槽管理者	浄化槽法のあらまし 生活排水対策について 浄化槽の構造・正しい使い方	浄化槽設置者(管理 者)講習会	H19年度		倉敷市 (後援) 倉敷市環境衛生 協議会 (公社)倉敷環 境検査センター	(公社)倉敷環境検査 センターに業務委託
広島県	○		①三原市:1回 ②東広島市:1回	①新規設置者(2カ 年分) ②7条検査対象者	①浄化槽の適正な維持管理について ②浄化槽のしくみ、使用方法、適正 管理、法定検査について	①浄化槽設置者(管理 者)講習会 ②浄化槽維持管理講習 会	①H23年 度 ②H22年 度		①三原市 ②広島県環境保 全センターとの 共催	
山口県	○		5県保健所:24 回 下関市:8回 山口市:6回 周南市:2回	浄化槽設置者	浄化槽のしくみや維持管理の重要 性、浄化槽を使用する上での注意事 項など	浄化槽設置者講習会	県:S63 下関 市:H20 山口 市:H23 周南 市:H27	○	下関市 山口市 周南市	

26. 浄化槽管理者講習会の実施状況

(平成28年3月末現在)

都道府県名	講習会の開催		開催回数	講習会の対象者	講習会の内容	講習会の名称	開始年	主催者等		備考
	実施	未実施						都道府県	都道府県以外	
徳島県	○		総合県民局・保健所・検査機関で開催 年間約50回	新規設置者・転換設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組・構造について 日常の維持管理について	浄化槽教室	—		指定検査機関	指定検査機関に委託
香川県	○		年13回(年度予定)	新規設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組・構造について 浄化槽の普及状況について	浄化槽設置届出者講習会	H9	○		指定検査機関に委託
愛媛県		○								
高知県	○		保健所ごとに年1回	浄化槽管理者等県民	管理者の義務について 浄化槽の仕組・構造について 浄化槽の普及状況について	浄化槽適正管理講習会	H15		指定検査機関	指定検査機関に委託
福岡県		○								
佐賀県	○		旧保健所地区ごとに月9回 年間108回	浄化槽管理者(使用者) 浄化槽設置直前の住民	必要な手続きについて 日常の維持管理について	浄化槽設置者講習会	H4	○	県と次の3者などで4者共催 ・(一財)佐賀県浄化槽協会 ・(一財)佐賀県環境科学検査協会 ・佐賀県浄化槽普及促進協議会	
長崎県		○								
熊本県		○								
大分県	○		若干	新規設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組・構造について 日常の維持管理について 公共用水域の現状について	浄化槽管理者講習会	H17	○		
宮崎県	○		県内12会場で開催 計138回	新規設置者	管理者の義務について 日常の維持管理について 使用上の注意について	浄化槽設置者講習会	H16	○		
鹿児島県		○								
沖縄県	○		各保健所にて月1回 計60回 那覇市は随時	新規設置者	管理者の義務について 法定検査について	浄化槽設置者講習会	H13	○	那覇市	保健所職員による実施

都道府県名	①公共用水域に放流する場合		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
北海道	12	札幌市開発行為等における汚水放流の指導要綱 帯広市普通河川管理条例 士別市普通河川管理条例 砂川市個別排水処理施設条例施行規則 伊達市浄化槽指導指針 森町普通河川管理条例 初山別村個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例 津別町普通河川管理条例 洞爺湖町し尿浄化槽指導指針 むかわ町普通河川管理条例 羅臼町家庭雑排水処理指導要綱 倶知安町普通河川管理条例	①条件付き放流(浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項遵守等) ②管理者の許可 ③管理者への届出等
青森県	3		放流にあたっては、法令等での規制は無いが、管理者に対し放流の許可を得ることを条件としている。 法令等の規制は無いが、道路側溝での扱いに準じ接続は認めず、宅地内での浸透樹設置で対応している。
岩手県	○	河川法第24条	管理者の許可
宮城県	7	広瀬川の清流を守る条例 仙台市開発指導要綱 白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱 角田市浄化槽の設置に関する事前協議要綱 多賀城市開発指導要綱第14条第3項及び第4項 多賀城市公共物管理条例第4条第1項5号 村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱 柴田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱 南三陸町生活排水の処理に関する条例	日排水量により水質規制がかかる。 環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等 環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等 水利組合の同意 市長の許可 環境衛生上及び利水上支障のない場所であること等 環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等 管理者の許可 放流水BOD20mg/l以下
秋田県	1	河川法第24	管理者の同意
山形県	1		管理者の同意
山形県	0		
福島県	18	各市町村の浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等
茨城県	○	①茨城県浄化槽指導要綱第3 ②茨城県霞ヶ浦水質保全条例第21条の6 ③法定外公共物管理条例(市町村) 他	①浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。 ②霞ヶ浦流域内において生活排水を処理する者は、次に掲げるところにより、生活排水を適正に処理しなければならない。 ③合併処理浄化槽を設置するときは、窒素又はりんを除去する性能を有する合併処理浄化槽(規則で定めるものに限る。第21条の9において「高度処理型浄化槽」という。)を設置すること。 ③管理者の許可
栃木県	6	足利市法定外公共物の管理に関する条例第5条 栃木市法定外公共物管理条例第5条 佐野市公共物管理条例第4条 真岡市法定外公共物管理条例第4条 下野市法定外公共物管理条例第4条 芳賀町法定外公共物管理条例第4条	管理者の同意、利害関係人の同意 管理者の許可 市町の許可 管理者の許可 占有許可、利害関係人の同意 管理者の同意、利害関係人の同意
埼玉県	39	埼玉県浄化槽設置指導要綱	管理者の許可・協議(必要な場合)
	22	さいたま市浄化槽取扱指導要綱 など	管理者の許可、同意・管理者との協議など (川越市は放流先のない場合は浄化槽の設置を認めない)
	1	吉川市環境保全条例	規則で定める浄化装置を設置する
	1	河川法	(占有規制) 管理者の許可 (その他) コンクリート整備されている場合に放流可(崩れる恐れのある場合は不可)
千葉県	12	千葉県水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例 船橋市環境保全条例 柏市法定外公共物管理条例 茂原市法定外公共物管理条例 茂原市法定外公共物管理条例施行規則 八街市法定外公共物管理条例 印西市法定外公共物管理条例 印西市法定外公共物管理条例 富里市法定外公共物管理条例 道路法 香取市法定外公共物管理条例 いすみ市法定外公共物管理条例 栄町法定外公共物管理条例 横芝光町法定外公共物管理条例	条例が適用となる浄化槽については条例で定める排水基準を満たすこと。 条例が適用となる浄化槽については条例で定める排水基準を満たすこと。 管理者の許可・同意 管理者の許可 利害関係者の同意 管理者の許可・同意 管理者の許可・同意 土地改良区の同意 管理者の許可、条件付き放流など 管理者の許可、条件付き放流など 管理者の許可・同意 管理者の許可・同意 管理者の許可・同意 管理者の許可
東京都	○	水質汚濁防止法 東京都生活排水対策指導要綱	特定施設・指定地域特定施設に該当する浄化槽は、条例に基づく上のせ基準を適用 BOD・COD・全窒素・全リンの上のせ指導
神奈川県	○	(神奈川県による規制) 浄化槽指導要綱 (市町村独自) 川崎市浄化槽指導要綱 茅ヶ崎市水路に関する条例 第4条 (4) 茅ヶ崎市水路に関する条例施行規則 第6条 2 平塚市水路に関する条例 第4条	(神奈川県による規制) ア 河川水が滞留していない場所であること。 イ 原則として直下に飲料水の取水がない場所であること。 ウ 浄化槽の位置と放流先河川の位置に高低差があるような場合、放流水が近隣に飛散しないよう水面に近い位置で放流を行えるような構造であること。 (市町村独自) 【川崎市】放流水の水質 【茅ヶ崎市】管理者の許可 【平塚市】管理者の許可 【寒川町】 ・公共下水道処理開始区域外であること。 ・道路管理者の許可を要し、浄化槽の基準については、浄化槽法に基づく型式認定浄化槽、建築基準法に基づく型式適合認定浄化槽に該当すること。
新潟県	1	不明	放流先水路の管理者の許可・同意を得ることを指導している(同意書等の添付は義務付けていない)。
石川県	3	浄化槽法施行規則第一条の二 宝達志水町個別排水処理施設条例第3条第2項	放流水の生物化学的酸素要求量がーリットルにつき二十ミリグラム以下 生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合が九十パーセント以上 放流水の生物化学的酸素要求量がーリットルにつき二十ミリグラム以下 生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合が九十パーセント以上

2.7. 放流水域に対する規制について

(平成28年3月末現在)

都道府県名	①公共用水域に放流する場合		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
福井県	1	勝山市公害防止条例第18条の(2)	市職員による確認、許可が必要。 ア 放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であって、市長が支障なしと認めたところ イ 放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能ないように設置された暗渠であって、当該暗渠が前に掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合
山梨県	2	中央市公共物管理条例 忍野村浄化槽要綱	管理者の許可
長野県	7	松本市浄化槽施行規則 他	・法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には法令上の手続きが行われていること。 ・放流水を公共用水域に放流する場合は、放流水による環境衛生上の支障がないこと及び滞留していないこと。 ・所定の処理水質を満足していること
静岡県	7	河川法24条 浜松市普通河川条例 三島市普通河川条例 富士宮市河川法施行条例、富士宮市普通河川条例、 富士宮市都市下水路条例 御殿場市河川管理条例4条 裾野市普通河川条例 清水町普通河川条例 長泉町普通河川条例	管理者の許可
静岡県	○	静岡県浄化槽取扱指導要綱	(1) 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ浄化槽の放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。ただし、適当な放流先がなく、やむを得ず放流水を地下浸透させるときにあって、次により生活環境の保全及び公衆衛生上支障がないよう措置するときは、この限りではない。 ア 放流水が停滞しない程度の浸透能力を有する装置(以下「浸透装置」という。)を設けること。 イ 浸透装置を設置する場所は、雨水等の流入のおそれなく、かつ隣地に影響を及ぼさない場所であること。 ウ 浸透装置の点検及び清掃が容易に行えるものであること。 (2) 飲料用井戸等の水源を汚染するおそれのないこと。
愛知県	5	春日井市公共物管理条例	管理者の許可又は管理者との協議
		江南市公共物の管理に関する条例、及び施行令 江南市準用河川管理条例	土地改良区への排水同意書の提出が必要
		道水路管理者内規	管理者の許可又は管理者との協議
		大口町公共物の管理に関する条例 大口町公共物の管理に関する条例	排水放流に関する経過報告書 管理者の許可又は管理者との協議
三重県	3	志摩市浄化槽指導要綱	(浄化槽排水が英虞湾又は伊勢湾に流入する場合) 指導基準値 処理対象人員11人~100人 BOD10mg/l以下 処理対象人員101人以上 BOD5mg/l以下 窒素又はリンの除去能力を有する浄化槽の設置に努めるものとする。 ただし、あくまで指導要綱の強制力はない。
		木曾岬町汚水処理に関する指導要領	(1) 早い時期に下水道に加入する旨の確約書(別記様式)の提出 (2) 浄化槽法第7条、第10条及び第11条の規定を遵守し、合併浄化槽を維持管理する。 (3) 浄化槽法第11条の定期検査書の写しの提出 (4) 浄化槽法の改正などによって、施設の改善が必要となったとき或いは施設の維持管理などに問題が発生したときは、設置者の責務において処置すること。
		なし	放流先の管理区長との協議報告書の提出を求める。
滋賀県	○	滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第1号および第2号 市町浄化槽取扱要綱第4条第1号、第2号 市法定外公共物管理条例第5条 河川法第26条第1項(工作物の新築等の許可)	【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条】 設置する浄化槽は、次の各号に適合するものとする。 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【市町浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【市法定外公共物管理条例第5条第1項および第2項】 次に掲げる行為(以下「占有等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為については、この限りではない。 (1) 法定外公共物の敷地を占有すること。 (2) 法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、または除去すること。 【河川法第26条第1項】 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。
京都府	○	・京都府浄化槽の設置等に関する要綱 他(各市町村も同様の運用)	・同要綱第8条第1号: 浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路等を有すること。 ・同要綱第5条: 放流水が公共用水域に流入するまで、水が停滞しない場所 ・BOD20ppm以下
大阪府	5	枚方市公害防止条例第3条	工場又は事業場から排出する場合は、枚方市公害防止条例施行規則第2条に定める排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。 関係水利組合と協議 用水に使用している場合は、関係水利組合と協議 河川管理者と協議 関係水利組合と協議
兵庫県	○	水質汚濁防止法	排水量による規制基準がある。
	37	瀬戸内海環境保全特別措置法	排水量による規制基準がある。
奈良県	○	神戸市浄化槽指導要綱	次の表に定める水域及び処理対象人員の区分に応じ、同表に定める排水基準に適合する性能を有する浄化槽を設置しなければならない。備考: 単位は、BOD mg/l日間平均値
		淡路市浄化槽設置指導要綱	生物化学的酸素要求量除去率90パーセント以上、放流水10当たりのBOD20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有する浄化槽を設置しなければならない。
和歌山県	○	水質汚濁防止法	排水量による規制基準がある。
	33	瀬戸内海環境保全特別措置法	排水量による規制基準がある。
	○	奈良県環境保全条例	大型浄化槽の場合に、処理対象人員別、水域別に排水基準がある。
和歌山県	○	水質汚濁防止法	排水量による規制基準がある。

都道府県名	①公共用水域に放流する場合		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
鳥取県	1	鳥取県通知「浄化槽に係る事務の取扱いについて」	原則として、水源から5メートル以上離れていること。 放流先は、一般的に生活排水を放流している河川、下水路等であって、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないものであること。
島根県	2	松江市普通河川道路管理条例 奥出雲町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例 施行規則 奥出雲町普通河川道路等管理条例	管理者の許可 条件付放流等 管理者の許可
岡山県	○	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針(岡山市、倉敷市も同様の指針有り)	浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
広島県	3	府中市浄化槽取扱指導要綱	放流先は、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。
		大竹市浄化槽指導要綱 東広島市浄化槽取扱指導要綱	放流水の放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所とする。 浄化槽から公共用水域等に放流される水の放流先の要件は、原則として環境衛生上又は利水上支障がない場所であることとする。
徳島県	3	鳴門市法定外公共物管理条例第4条	条件付放流
		松茂町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	①条件付放流 ②第一次放流機関の承認
		水質汚濁防止法14条	条件付放流
愛媛県	3	西予市：西予市法定外公共物管理条例 内子町浄化槽設置指導要綱第4条第1項 愛南町法定外公共物管理条例	管理者の許可 当該地区の住民代表と協議 管理者の許可
福岡県	2	水質汚濁防止法 第5条第1項	一定規模以上の施設には市長への届出及び排水規制適用
		瀬戸内海環境保全特別措置法 第5条第1項	排水量が一定以上の施設には法第2条に定める水域において市長の許可及び排水規制適用
佐賀県	3	伊万里市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	管理者(例：伊万里市が管理する河川へ放流する場合は伊万里市に放流許可を得ること)に放流許可を得ること。
		河川法第24条(市以外の水域)	河川法第24条の規定に基づく許可申請
		神崎市法定外公共物の管理に関する条例施行規則	神崎市「法定外公共物(道路法及び河川法が適用されない土地)占用等の許可等」污水放流許可申請書 規制・根拠などはないが、使用者が施設管理者と協議を行うよう指導は行っている。
長崎県	2	長崎市(長崎市浄化槽指導要領) 佐世保市(佐世保市浄化槽取扱要領) 新上五島町(新上五島町普通河川等管理条例)	長崎市(管理者又は所有者の許可又は承諾〔都市下水道、河川、私設水路等〕) 佐世保市(放流先は、次によること。 (1) 原則として、都市下水道、河川等その他適当な放流先があること。 (2) 下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を得ること。 (3) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (4) 放流水の地下浸透方式は、原則として認めないものとする。ただし、都市下水道等の適当な放流水路が無く、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できる。) 新上五島町(管理者の許可、条件付き放流)
熊本県	44	熊本県浄化槽取扱要項第15条 他(各市町村も同様の運用)	・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	1	錦町浄化槽取扱要項第15条 他	・放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。 ・浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。
大分県	○	水質汚濁防止法第5条 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条	水質汚濁防止法第5条の規定に基づく設置届 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定に基づく許可
宮崎県	○	宮崎県浄化槽指導要領	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 第4条 浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 (2) 設置場所及び放流先の基準 イ 放流先の基準は、おおむね次によること。 (7) 環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (4) 放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
鹿児島県	○	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 第2節 設置場所等 浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 2 放流先 (1) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2) 放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。

注)「○」は都道府県として規制、(数字)は規制している市町村数

2.7. 放流水域に対する規制について

(平成28年3月末現在)

都道府県名	②農業用水路に放流する場合		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
北海道	9	札幌市開発行為等における汚水放流の指導要綱 砂川市個別排水処理施設条例施行規則 伊達市浄化槽指導指針 初山別村個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例 土地改良財産管理規程 洞爺湖町し尿浄化槽指導指針 等	①条件付き放流(浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項遵守等) ②管理者の許可 ③施設管理者協議 ④管理者への届出 ⑤目的外使用に当たる為許可していない 等
青森県	4	稲生川土地改良区多目的使用規程 十和田土地改良区多目的使用規程 等	管理者の許可(多目的使用規程により使用料などの賦課あり) 独自での規制はないが、土地改良区による規制はあると思われる 法令等の規制はないが、道路側溝での扱いに準じ接続は認めず、宅地内での浸透槽設置で対応している。
岩手県	2	土地改良区管理施設及び土地使用許可に関する規程等	管理者の許可、条件付き放流
宮城県	5	白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等
		角田市浄化槽の設置に関する事前協議要綱 多賀城市開発指導要綱第14条第3項及び第4項 多賀城市公共物管理条例第4条第1項5号 村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱 柴田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等、管理者等の承諾 環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等 管理者の許可
秋田県	4	土地改良区水路管理規程及び管理施設等許可規程等	管理者の許可 管理者の同意
福島県	10	土地改良法第56条	土地改良区との協議 自治会等の同意
	4	浄化槽事務処理要領	放流先の水利権等がある場合は、あらかじめ当該水利権者等の同意を得るなどして将来に紛争を生じないようにすること。
茨城県	○	①土地改良法第56条 ②茨城県浄化槽指導要綱第3 ③法定外公共物管理条例(市町村)他	①管理者の許可 ②浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。 ③管理者の許可
栃木県	7	足利市法定外公共物の管理に関する条例第5条 栃木市法定外公共物管理条例第5条 民法 下野市法定外公共物管理条例第4条 上三川町土地改良区施設他目的使用規程 茂木町法定外公共物管理条例第4条 芳賀町法定外公共物管理条例	管理者の同意、利害関係人の同意 管理者の許可 水利組合(水路管理者)の同意 占用許可、利害関係人の同意 排水放流同意書の交付願、同意書、土地改良区施設他目的使用契約書(東部地区のみ該当、他は町の管轄外) 水利組合等または利害関係人の同意 管理者の同意、利害関係人の同意
群馬県	○	群馬県浄化槽指導要綱 前橋市浄化槽指導要綱 高崎市浄化槽指導要綱	所有者又は管理者と協議を行うこと
埼玉県	39	埼玉県浄化槽設置指導要綱	管理者との協議
	23	さいたま市浄化槽取扱指導要綱 等	管理者の許可・管理者との協議 (川越市は放流先のない場合は浄化槽の設置を認めない)
	1	本庄市(根拠法令なし)	農業用水路に放流する場合、浄化槽の放流水の基準を満たした上で用排水組合の同意が必要となる。
千葉県	6	千葉県干潟土地改良区土地改良施設他目的使用に関する規程 千葉県大根土地改良区施設管理規則 勝浦市土地改良施設他目的使用規程 匝瑳市法令外公共物の占用等に関する条例 香取市法定外公共物管理条例 多古町法定外公共物管理条例 横芝光町法定外公共物管理条例	管理者の許可・同意 管理者の許可・同意 管理者の許可 管理者の許可・承諾 管理者の許可・土地改良区の同意 管理者の許可・同意 管理者の許可
神奈川県	○	(神奈川県による規制) 浄化槽指導要綱 (市町村独自) 川崎市浄化槽指導要綱 平塚市水路に関する条例 第4条 茅ヶ崎市水路に関する条例 第4条(4) 茅ヶ崎市水路に関する条例施行規則 第6条 2	(神奈川県による規制) 必要に応じて放流先の管理者に意見を求めること (市町村独自) 【川崎市】放流水の水質 【平塚市】管理者の許可、地元生産組合(または水利組合)及び自治会長の同意 【茅ヶ崎市】管理者の許可、地元生産組合の同意 【厚木市】管理者の許可、地元生産組合の同意 【寒川町】 ・公共下水道処理開始区域外であること。 ・道路管理者の許可を要し、浄化槽の基準については、浄化槽法に基づく型式認定浄化槽、建築基準法に基づく型式適合認定浄化槽に該当すること。 【中井町】水利組合に要相談
新潟県	5	不明	管理者(土地改良区)の許可 特定の地区だけが、農区長の同意が必要。市としては義務付けてはいない。 土地改良区に確認するよう指導している。 管理者(土地改良)に申請書を提出し、許可を得る。 管理者(土地改良区等)の同意を得るよう指導している(同意書等の添付は義務付けていない)。
石川県	2	宝達志水町個別排水処理施設条例第3条第2項	放流水の生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下 生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合が九十パーセント以上 規制はないが、農業関係者等への同意が必要な場合あり 市職員による確認、許可が必要。
福井県	1	勝山市公害防止条例第18条の(2)	ア 放流先の水量が放流水の量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であって、市長が支障なしと認めたところ イ 放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能ないように設置された暗渠であって、当該暗渠がアに掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合
山梨県	2	中央市公共物管理条例 忍野村浄化槽要綱	管理者の許可
長野県	6	松本市浄化槽施行規則 他	法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には法令上の手続きが行われていること。 放流水を水路に放流する場合は、放流水による環境衛生上の支障がないこと及び滞留していないこと。 所定の処理水質を満足していること
岐阜県	10	多目的使用並び手数料徴収規約 可児市開発協議要綱 44条 瑞穂市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱に係る設計指導基準 羽島用水土地改良区施設利用規定第3条 土地改良区施設利用規程第8条の規定 川辺町木曾川右岸用水土地改良区維持管理規定	管理者の許可又は同意 管理者の許可 放流先水域の関係者と事前に協議を行い、当該管理者等の了解を得ること 羽島用水土地改良区による施設利用許可が必要 管理者の許可 用水路への生活雑排水等の放流は原則として認めない。(※排水路への放流は規制無し)

2.7. 放流水域に対する規制について

(平成28年3月末現在)

都道府県名	②農業用水路に放流する場合		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
静岡県	4	浜松市浄化槽取扱要綱	(1) 環境衛生上支障がなく、かつ、放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。 (2) 水道の水源等を汚染するおそれのないこと。 (3) 農業用の水路でないこと。 ただし、当該水路の管理者の承諾を得た場合は、この限りではない。
		富士宮市普通河川条例	管理者の許可
		御殿場市河川管理条例4条(1)	(1) 河川占用許可を受ける。 合併浄化槽の排水をする場合には、通常の河川占用のみ。(H25～承諾書等は違法。) 単独浄化槽の排水をする場合については、河川占用及び水利権者・部農会等の協議を行い承諾書の提出を行う。
静岡県	○	裾野市普通河川条例	管理者の許可
		静岡県浄化槽取扱指導要綱	(1) 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ浄化槽の放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。ただし、適当な放流先がなく、やむを得ず放流水を地下浸透させるときにあって、次により生活環境の保全及び公衆衛生上支障がないよう措置するときは、この限りではない。 ア 放流水が停滞しない程度の浸透能力を有する装置(以下「浸透装置」という。)を設けること。 イ 浸透装置を設置する場所は、雨水等の流入のおそれなく、かつ隣地に影響を及ぼさない場所であること。 ウ 浸透装置の点検及び清掃が容易に行えるものであること。 (2) 飲料用井戸等の水源を汚染するおそれのないこと。
愛知県	12	碧南市土地改良区多目的使用並びに手数料徴収規程	放流承諾願を理事長に提出し、その承諾を受けなければならない。
		江南市土地改良区定款	江南市土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受けなければならない。
		江南市土地改良区規約	
		江南市土地改良区管理施設他目的使用規程	
		丹羽用水土地改良区定款	丹羽用水土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受けなければならない。
		丹羽用水土地改良区規約	
		丹羽用水土地改良区管理施設他目的使用規程	
		昭和用排水土地改良区定款	昭和用排水土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受けなければならない。
		昭和用排水土地改良区規約	
		昭和用排水土地改良区管理施設他目的使用規程	
三重県	3	四日市市浄化槽指導要綱	放流先については、その施設に管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前の協議に努めること。 (1) 早い時期に下水道に加入する旨の確約書(別記様式)の提出 (2) 浄化槽法第7条、第10条及び第11条の規定を遵守し、合併浄化槽を維持管理する。 (3) 浄化槽法第11条の定期検査書の写しの提出 (4) 浄化槽法の改正などによって、施設の改善が必要となったとき或いは施設の維持管理などに問題が発生したときは、設置者の責務において処置すること。 放流先の管理区長との協議報告書の提出を求める。
		木曾岬町汚水処理に関する指導要領	
		など	
滋賀県	○	滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第1号および第2号	【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
		市町浄化槽取扱要綱第4条第1号および第2号	【市町浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
大阪府	8	松原市開発指導要綱	水利関係団体及び排水施設の管理者との協議
		枚方市公害防止条例第3条	工場又は事業場から排出する場合は、枚方市公害防止条例施行規則第2条に定める排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。
		阪南市開発指導要綱	水利関係団体及び排水施設の管理者との協議
兵庫県	1	淡路市浄化槽設置指導要綱	関係水利組合と協議
			生物化学的酸素要求量除去率90パーセント以上、放流水1ℓ当たりのBOD20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有する浄化槽を設置しなければならない。
島根県	2	松江市普通河川道路管理条例	管理者の許可
		奥出雲町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則	条件付放流等
岡山県	○	土地改良法に基づく奥出雲町土地改良施設管理規程	管理者の許可
		岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針(岡山市、倉敷市も同様の指針有り)	浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
広島県	2	呉市浄化槽指導要綱	事前に水路を利用している水利組合に相談しておくよう指導。
		大竹市浄化槽指導要綱	放流水の放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所とする。
徳島県	7	管理者の管理権限	農業用水路管理者(水利組合等)の排水同意
		松茂町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	農業用水路管理者(水利組合等)の排水同意
愛媛県	3	慣習(地元の取り決め)	水田に入る水路には放流できない。
		内子町浄化槽設置指導要綱第4条第1項	当該施設管理者と協議 当該施設管理者と協議
高知県	1	宿毛市:慣習(地元・水利組合の取り決め)	水田に入る水路には放流できない。
		大牟田市法定外公共物の管理に関する条例第4条、第5条、第7条	管理者の許可
福岡県	1	伊万里市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	地元区長、生産組合長の許可又は承諾
		神埼市法定外公共物の管理に関する条例	神埼市「法定外公共物(道路法及び河川法が適用されない土地)占用等の許可等」汚水放流許可申請書 規制、根拠などは無いが、使用者が施設管理者と協議を行うよう口頭で指導は行っている。
佐賀県	3		佐世保市(放流先は、次によること。 (1) 原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。 (2) 下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を得ること。 (3) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (4) 放流水の地下浸透方式は、原則として認めないものとする。ただし、都市下水路等の適当な放流水路が無く、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できる。)
		佐世保市(佐世保市浄化槽取扱要領)	

27. 放流水域に対する規制について

(平成28年3月末現在)

都道府県名	②農業用水路に放流する場合		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
熊本県	44	熊本県浄化槽取扱要項第15条 他(各市町村も同様の運用)	放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	1	錦町浄化槽取扱要項第15条 他	放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。 浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。
大分県	○	土地改良法56条	管理者との協議
宮崎県	○	宮崎県浄化槽指導要領	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 第4条 浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 (2)設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (7)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (4)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
鹿児島県	○	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。 第2節 設置場所等 浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 2 放流先 (1) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2) 放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。

注)「○」は都道府県として規制、(数字)は規制している市町村数

2.7. 放流水域に対する規制について

(平成28年3月末現在)

都道府県名	③道路側溝に放流する場合					
	規制の有無注)	根拠	規制条件			
北海道	15	札幌市開発行為等における汚水放流の指導要綱 札幌市浄化槽指導要綱 北見市道路占用規則 根室市道路占用規則 砂川市個別排水処理施設条例施行規則 伊達市浄化槽指導指針 伊達市道路占用規則 月形町道路管理規則 初山別村個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例 津別町道路占用料徴収条例 洞爺湖町し尿浄化槽指導指針 標茶町道路占用規則 等	管理者の許可 管理者との協議 管理者への届出 条件付き放流等（浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項遵守等） 目的外使用に当たる為許可していない 等			
青森県	4	十和田市道路側溝等への浄化槽処理水の放流に関する要綱 根拠法令なし 雨水の量見込んでいないため、側溝への放流不可	要綱に基づく管理者の許可 法令等の規制は無いが、道路側溝設置に際し、雨水排水のみの流量で見込んでいないため接続は認めず、宅地内での浸透樹設置で対応している。			
岩手県	○	岩手県県土整備部長通知	管理者の許可、条件付き放流			
宮城県	6	道路法第32条 角田市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	道路管理者の許可 環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等			
		道路法第32条 村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱 柴田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	道路管理者の許可 環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等 環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等 管理者の許可			
秋田県	1 2	道路法第32条	管理者の同意 管理者や自治会等の同意			
福島県	13	道路法・町下水道条例・市事務処理要領	管理者の許可、自治会等の同意			
茨城県	○	①道路法第32条 ②茨城県浄化槽指導要綱第3 ③道路管理及び道路の占用に関する規則（市町村） 他	①管理者の許可 ②浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。 ③管理者の許可			
		10 2	道路法第32条 合併処理浄化槽処理水の町管理側溝及び町道側溝への放流に係る道路占用の取り扱いについて 合併処理浄化槽処理水の町道側溝への放流に係る道路占用の取り扱いについて	管理者の許可・同意、利害関係人の同意 町道側溝以外に放流先がない場合であって、且つ側溝の雨水排水機能に支障を来さない場合に限り認める。 10人槽以下の合併処理浄化槽で、BODの除去率が90%以上でBOD濃度が20%以下であること 町道側溝に取り付けの排水管は、口径100mm以下のものとする 管理者の許可		
群馬県	○	平成13年3月12日土木部長通知（道維219号）	10人槽以下の合併処理浄化槽であること。 道路側溝が農業用水路と併用である場合は、用水管理者の承諾があること。			
埼玉県	33	埼玉県浄化槽設置指導要綱	管理者との協議			
	27	さいたま市浄化槽取扱指導要綱 等 深谷市道路占用規則 など	管理者との協議、道路占有の許可など （川越市は放流先のない場合は浄化槽の設置を認めない）			
	1	狭山市小型合併処理浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱い要綱等	道路管理者の許可があり、側溝に面した処理対象人員10人以下の小型合併処理浄化槽、流末まで道路側溝が整備され道路からの雨水等の排水を妨げない場合に限り、放流可とする			
	1 1	道路側溝等への排水基準等を定める規程 第4条及び第5条 寄居町道路占用規則（道路法32条）	管理者の許可 排水の水質基準 （道路占有規制）道路管理者の許可 （その他）U字溝などコンクリート整備されている場合に放流可（崩れる恐れのある場合は不可）			
千葉県	14	道路法 柏市道路占用規則 茂原市法定外公共物管理情勢施行規則 勝浦市道路占用料徴収条例 市原市道路占用規則 市原市法定外公共物管理条例 八街市道路占用規則 印西市道路占用規則 富里市法定外公共物管理条例 匝瑳市法令外公共物の占用等に関する条例 香取市道路占用条例 いすみ市道路占用規則 栄町法定外公共物管理条例 多古町法定外公共物管理条例 長柄町道路占用規則 長柄町法定外公共物の管理に関する条例 大多喜町道路占用規則	管理者の許可・承諾 管理者の許可・承諾 管理者の許可 管理者の許可 管理者の許可 管理者の許可・承諾 管理者の許可・承諾 管理者の許可・承諾 管理者の許可・承諾 管理者の許可・承諾 管理者の許可・承諾 管理者の許可・承諾 管理者の許可・承諾 管理者の許可・承諾 管理者の許可・承諾			
		○	(神奈川県による規制) 浄化槽指導要綱 (市町村独自) 川崎市浄化槽指導要綱 平塚市水路に関する条例 第4条 平塚市道路側溝接続基準書 相模原市道路占用許可基準要綱 19条 厚木市生活系排水の道路側溝接続取扱要綱	(神奈川県による規制) ア 原則として耐水材料で造られ、浄化槽放流水その他当該施設から排出される全ての排水を收容できる規模であること。 イ 側溝等は、河川等に流下するまでの間滞留していないこと。 (市町村独自) 【川崎市】放流水の水質 【平塚市】管理者の許可 【茅ヶ崎市】管理者の許可 【相模原市】管理者の許可、浄化槽の構造・放流水質、区域制限 【厚木市】 1. 接続管 内径100ミリメートルの硬質塩化ビニール管をいう。 2. 道路側溝 道路排水施設であるU字溝及びLU字溝をいう。 3. 合併処理浄化槽 し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上で、かつ、放流水のBOD日間平均値1リットルあたり20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。 道路側溝に接続する場合には、合併浄化槽から接続する道路側溝までの間に内径300ミリメートルの浸透樹を設置し接続管をコアクター等で開けた側溝の穴に接続し接着剤又はモルタルで固定すること。 【寒川町】 ・公共下水道処理開始区域外であること。 ・道路管理者の許可を要し、浄化槽の基準については、浄化槽法に基づく型式認定浄化槽、建築基準法に基づく型式適合認定浄化槽に該当すること。 【中井町】 まち整備課に要相談		
			・蕪市道路工事承認規則（平成18年3月20日規則第137号）（適用範囲）第2条、（工事の承認申請）第3条	放流するための道路側溝の工事についての承認申請		
			不明	道路管理者から施工承認を得る。		
			宝達志水町個別排水処理施設条例第3条第2項	道路管理者の同意を得るように指導している（同意書等の添付は義務付けていない） 放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき二十ミリグラム以下 生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合が九十パーセント以上 市職員による確認、許可が必要。		
			福井県	1	勝山市公害防止条例第18条の（2）	ア 放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であって、市長が支障なしと認めたところ イ 放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能なように設置された暗渠であって、当該暗渠が前アに掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合

27. 放流水域に対する規制について

(平成28年3月末現在)

都道府県名	③道路側溝に放流する場合		
	規制の有無注)	根拠	規制条件
山梨県	1	中央市公共物管理条例	管理者の許可
長野県	6	松本市浄化槽施行規則 他	・法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には法令上の手続きが行われていること。 ・放流水を側溝に放流する場合は、放流水による環境衛生上の支障がないこと及び滞留していないこと。
岐阜県	○	道路側溝は元来、雨水排除が目的で設置排水の流入は流量算定対象外 道路管理事務担当者会議質疑応答集(監修 建設省道路局路政課)	(県道) 道路側溝へは目的外の排水の流入は原則認めていない。
静岡県	4	浜松市浄化槽取扱要綱 道路法、富士宮市認定外塘路管理条例 道路法32条 裾野市道路占用規則	(1) 環境衛生上支障がなく、かつ、放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。 (2) 水道の水源等を汚染するおそれのないこと。 (3) 農業用の水路でないこと。 ただし、当該水路の管理者の承諾を得た場合は、この限りではない。 管理者の許可 管理者の許可 管理者の許可
	○	静岡県浄化槽取扱指導要綱	(1) 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ浄化槽の放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。ただし、適当な放流先がなく、やむを得ず放流水を地下浸透させるときにあって、次により生活環境の保全及び公衆衛生上支障がないよう措置するときは、この限りではない。 ア 放流水が停滞しない程度の浸透能力を有する装置(以下「浸透装置」という。)を設けること。 イ 浸透装置を設置する場所は、雨水等の流入のおそれなく、かつ隣地に影響を及ぼさない場所であること。 ウ 浸透装置の点検及び清掃が容易に行えるものであること。 (2) 飲料用井戸等の水源を汚染するおそれのないこと。 管理者の許可又は管理者との協議
愛知県	6	江南市道路管理規則 道水路管理者内規 大口町道路管理規則	原則許可しない 管理者の許可又は管理者との協議 土地改良区等の管理者の許可、同意
三重県	2	木曾岬町汚水処理に関する指導要領 など	(1) 早い時期に下水道に加入する旨の確約書(別記様式)の提出 (2) 浄化槽法第7条、第10条及び第11条の規定を遵守し、合併浄化槽を維持管理する。 (3) 浄化槽法第11条の定期検査書の写しの提出 (4) 浄化槽法の改正などによって、施設の改善が必要となったとき又は施設の維持管理などに問題が発生したときは、設置者の責務において処置すること。 放流先の管理区長との協議報告書の提出を求める。
滋賀県	○	滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第1号、第2号 市町浄化槽取扱要綱第4条第1号、2号 道路法第24、32条 市法定外公共物管理条例第6条	【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【市町浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【道路法第24条】 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項又は第十九条から第二十二条までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。 【道路法第32条】 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 六 露店、商品置場その他これらに類する施設 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的 二 道路の占用の期間 三 道路の占用の場所 四 工作物、物件又は施設の構造 五 工事実施の方法 六 工事の時期 七 道路の復旧方法
大阪府	7	枚方市公害防止条例第3条 田尻町開発指導要綱 など	工場又は事業場から排出する場合は、枚方市公害防止条例施行規則第2条に定める排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。 田尻町土地改良区と協議 道路側溝管理者と協議 管理者の許可が必要 道路管理者と協議 管理者と協議 道路管理者と協議。また、用水に使用している場合は、関係水利組合と協議
兵庫県	2	南あわじ市道路占用規則 淡路市浄化槽設置指導要綱	水利権者の許可及び同意 生物化学的酸素要求量除去率90パーセント以上、放流水1ℓ当たりのBOD20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有する浄化槽を設置しなければならない。
鳥取県	1	鳥取県通知 「浄化槽に係る事務の取扱いについて」	原則として、水源から5メートル以上離れていること。 放流先は、一般的に生活排水を放流している河川、下水路等であって、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないものであること。
島根県	2	松江市道路占用料徴収条例 松江市道路占用規則 奥出雲町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則 道路法に基づく奥出雲町道路占用料徴収条例	管理者の許可 条件付放流等 管理者の許可
岡山県	○	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針(岡山市、倉敷市も同様の指針有り)	浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を動案し、生活環境の保全及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
広島県	1	大竹市浄化槽指導要綱	放流水の放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所とする。
徳島県	2	管理者の管理権限	①管理者への相談 ②下水排水設備等が整備されていない地域で、側溝以外に放流先がなく、側溝の雨水排水機能に支障をきたさない場合に限り
	1	①道路法 ②松茂町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	①原則認めない(県管理の道路についてのみ) ②自治会の承認 ③管理者への相談

27. 放流水域に対する規制について

(平成28年3月末現在)

③道路側溝に放流する場合

都道府県名	規制の有無注)	根拠	規制条件
愛媛県	3	道路法32条(道路の占用の許可)	道路管理者の許可 管理者への相談 原則認めない
高知県	1	宿毛市:道路法	原則認めない(国管理の道路についてのみ)
福岡県	1	大牟田市法定外公共物の管理に関する条例第4条、第5条、第7条	管理者の許可
佐賀県	3	伊万里市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	道路管理者(例:伊万里市が管理する道路側溝の場合は伊万里市)に放流許可を得ること。
		道路法32条(市以外の道路)	道路法第32条の規定に基づく占用申請
		神埼市道路法施行条例、神埼市道路占用規則	占用に関し利害関係者がある場合は、当該利害関係者と協議して占用規則に基づく占用申請 国道及び県道側溝への放流は行わないよう定めており、その他側溝へは使用者が道路管理者と協議を行うよう指導を行っている。
長崎県	3	佐世保市(浄化槽取扱要領) 長与町(長崎県道路関係例規集) 新上五島町(道路法第32条)	佐世保市(放流先は、次によること。 (1)原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。 (2)下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を得ること。 (3)環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (4)放流水の地下浸透方式は、原則として認めないものとする。ただし、都市下水路等の適当な放流水路が無く、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できる。) 長与町(管理者の許可) 新上五島町(管理者の許可 条件付き放流)
		熊本県浄化槽取扱要領第15条、熊本県道路占用許可基準要綱 他(各市町村も同様の運用)	○熊本県浄化槽取扱要領第15条 放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。 ○熊本県道路占用許可基準要綱 通常の使用状態において放流水質をBOD20PPM以下に処理することが可能な性能を有する浄化槽で処理した上で、外に適当な放流先がなく真にやむを得ない場合に限ること。 側溝への放流水量が側溝の設計流量の許容範囲内であること。 開発等に係る大規模な放流にあっては、必要に応じたため柵又は阻集器を設置させること。
熊本県	44	熊本県浄化槽取扱要領第15条、熊本県道路占用許可基準要綱 他(各市町村も同様の運用)	○熊本県浄化槽取扱要領第15条 放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。 浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。
	1	錦町浄化槽取扱要領第15条 他	放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。 浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。
大分県	○	道路法第32条	管理者の許可
宮崎県	○	宮崎県浄化槽指導要領 第4条 浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 (2)設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (7)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (4)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
		鹿児島県浄化槽事務取扱要領 第2節 設置場所等 浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 2 放流先 (1)環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2)放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。	環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
鹿児島県	○	鹿児島県浄化槽事務取扱要領 第2節 設置場所等 浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 2 放流先 (1)環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 (2)放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。	環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
沖縄県	○	道路法	管理者の許可

注)「○」は都道府県として規制、(数字)は規制している市町村数

2.7. 放流水域に対する規制について

(平成28年3月末現在)

都道府県名	④その他の放流方法			規制条件
	放流先	規制の有無注)	根拠	
北海道	地下浸透	5	(市町村独自) ○ 札幌市浄化槽指導要綱 (北海道による規制) ○ 「北海道浄化槽事務ガイドブック IV 第5 4	○ 条件付き放流 (北海道浄化槽事務ガイドブック より) 地下浸透放流は、浄化槽の処理水を公共用水域等に放流せず土壌に浸透させる放流の一形態で、これによる場合は、十分地下浸透能力を有する土壌に覆われており、生活環境保全上又は利水上支障を生ずる恐れがない場所で、かつ、次によること。井戸その他の飲料水源から3.0m以内は認めない。地下水位が1.5m以上深であること 等 放流にあたっては、法令等での規制は無いが、管理者に対し放流の許可を得ることを条件としている。 八戸環境管理事務所管内は敷地内の浸透槽で処理する事としている。
青森県	その他	2		
	海域	1		
岩手県	地下浸透	○	「浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要領」(県が届出等を受理する場合)	事前協議により、地下浸透に係る安全性の確認
	蒸発散	○	「浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要領」(県が届出等を受理する場合)	(規制条件) 事前協議により、地下浸透に係る安全性の確認
宮城県	その他	3	角田市浄化槽の設置に関する事前協議要綱 村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱 富谷町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等 環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等、小水域でないこと。 管理者の許可 環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等
秋田県	その他	1		管理者の同意
山形県	地下浸透	○	(市町村独自規制) 山形市生活排水処理対策指導要綱 (県による規制) 浄化槽市町村等事務処理マニュアル	(市町村独自) 地下浸透は認めていない (県による規制) 条件付き放流(基準に適合した設備であること)
	蒸発散	○	(市町村独自規制) 山形市生活排水処理対策指導要綱 (県による規制) 浄化槽市町村等事務処理マニュアル	(市町村独自) 蒸発散方式は認めていない (県による規制) 事前協議
福島県	その他	3	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	特定地域に放流する場合、高度処理型浄化槽を設置することを義務づけている。
		2	昭和三十二年下水道条例及び昭和三十二年戸別合併処理浄化槽設置条例 中島町浄化槽事務処理要領	国・県の定めた基準に準じる。 浄化槽の処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるとき場合に限る
栃木県	地下浸透	8	足利市浄化槽指導要綱第3条、足利市浄化槽法流水の敷地内処理に関する指導基準 栃木市浄化槽指導要綱第3条、浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準(内規) 佐野市浄化槽指導要綱第3条 真岡市浄化槽指導要綱第3条、浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準 浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準(上三川町) 茂木町浄化槽指導要綱第3条、浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準 芳賀町浄化槽指導要綱第3条、浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準 野木町浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	条件付き放流、敷地内処理装置の設置場所・構造・水質基準
		2	大田原市浄化槽法流水の敷地内処理に関する指導基準 益子町浄化槽指導要綱、浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	敷地内処理装置の設置場所・構造・水質基準 敷地内処理装置の設置場所、放流水の水質、井戸までの距離
	敷地内処理	3	鹿沼市浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準 那須塩原市浄化槽指導要綱 那須塩原市浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準 下野市浄化槽放流水の敷地内処理装置に関する指導基準	敷地内処理装置の設置場所・構造・放流水の水質基準
	蒸発散	○	群馬県浄化槽指導要綱	100人槽以下であること。地下浸透処理装置の構造は、昭和55年建設省告示1292号第5の構造に準ずること。地下浸透処理装置は、隣地境界線から3m以上離れていること。また、付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で30m以上離れていること。地下水位は年間の一審高きときで、地表面から1.5m以上の深さにあること。
埼玉県	地下浸透 蒸発散	50	埼玉県浄化槽設置指導要綱・埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準	原則認めない。地下浸透に限り、地下水位等が一定の条件下にある場合でのみ認める。
		5	さいたま市浄化槽取扱指導要綱 等	認めない
		1	日高市合併処理浄化槽設置指導要綱	地下浸透 転換の際に、放流先がなく高度処理浄化槽を設置する場合に限り認める。 蒸発散 放流先がなく、土壤浸潤トレンチを設置する場合は認める。
		1	嵐山町浄化槽設置指導要綱	一定条件下で認める
	地下浸透	2	秩父市浄化槽設置指導要綱 飯能市高度処理型合併処理浄化槽放流水地下浸透関係技術基準	要綱で定める基準に適合したとき 事前協議
	蒸発散	2	東松山市生活排水処理施設設置指導要綱 坂戸市浄化槽の設置及び排水処理等の指導要綱	設置の届出 認めない
	土壤浸潤トレンチ	1	鶴ヶ島市浄化槽設置指導要綱運用基準	適切な公共用水域への放流先の確保が困難であると認められる場合であって、指導要綱第2条第1号に規定されている浄化槽のうち、10人槽以下の浄化槽については関係各課との協議。また、50メートル以内に井戸がある場合は、所有者(使用者も含む)の了承を得る。
法定外公共用水路	1	寄居町法定外公共物管理条例	(占有規制) 管理者の許可 (その他) U字溝などコンクリート整備されている場合に放流可(崩れる恐れのある場合は不可)	
千葉県	地下浸透	○	千葉県浄化槽取扱指導要綱 千葉市浄化槽取扱指導要綱 船橋市浄化槽取扱指導要綱	適当な放流先を確保することが著しく困難な場合は、別に定める「ガイドライン」を参考に、放流水の処理を適切に行うこと。
	蒸発散	○	千葉県浄化槽取扱指導要綱 千葉市浄化槽取扱指導要綱 船橋市浄化槽取扱指導要綱	適当な放流先を確保することが著しく困難な場合は、別に定める「ガイドライン」を参考に、放流水の処理を適切に行うこと。
	その他	○	千葉県浄化槽取扱指導要綱 千葉市浄化槽取扱指導要綱 船橋市浄化槽取扱指導要綱 柏市浄化槽取扱指導要綱 放流先の管理者が定める規則等	(貯留方式) 適当な放流先を確保することが著しく困難な場合は、別に定める「ガイドライン」を参考に、放流水の処理を適切に行うこと。
東京都	地下浸透	○	東京都合併処理浄化槽放流の地下浸透に関する指導要綱	処理対象人員が50人以下であること。 浸透箇所から水平距離で30m以内に飲用井戸がないこと。 BOD10mg/L・全窒素10mg/L以下の処理能力を有する浄化槽で、大腸菌対策として都の指定基準に合致するもの

2.7. 放流水域に対する規制について

(平成28年3月末現在)

都道府県名	④その他の放流方法			
	放流先	規制の有無注)	根拠	規制条件
神奈川県	地下浸透	○	(神奈川県による規制) 浄化槽指導要綱 (市町村独自) 座間市開発等事業指導要綱	(神奈川県による規制) 浄化槽放流水をやむを得ず地下浸透処理する場合は、次によること。 ア 吸水性の良い土質であり、地下水等の浸出しにくい場所であること。 イ 処理装置は、浄化槽放流水その他地下浸透処理する全ての排水を処理できる規模であること。 ウ 飲用に用いる井戸との距離が5m以上あること。 エ 地下浸透に関して市町村の規制がある場合、関係行政機関の意見を聞くこと。 (市町村による規制) 【座間市】公共下水道が通っておらず、区域外流入接続を行わない場合、し尿その他生活に起因する汚水のみを排出する工場、事業所及び住宅については、次の基準に適合する合併処理浄化槽を設置する。排水量が100m ³ /日以下のものはBOD20mg/ℓ以下、排水量が100m ³ /日を超えるものはBOD15mg/ℓ以下。 放流先(雨水管、一般管等)がない場合、浄化槽放流水については敷地内処理すること。処理方法については、土壤浸透トレンチ方式などの重力浸透を防止した方法で行うよう努めること。 【中井町】まち整備課に要相談
	一般管等	○	(市町村独自) 座間市開発等事業指導要綱	(市町村独自) 【座間市】 公共下水道が通っておらず、区域外流入接続を行わない場合、し尿その他生活に起因する汚水のみを排出する工場、事業所及び住宅については、次の基準に適合する合併処理浄化槽を設置する。排水量が100m ³ /日以下のものはBOD20mg/ℓ以下、排水量が100m ³ /日を超えるものはBOD15mg/ℓ以下。ただし、公共下水道以外の市が管理する排水施設等への接続は、その施設管理者の許可を得ること。
	雨水幹線	○	(市町村独自)	(市町村独自) 【寒川町】 ・公共下水道処理開始区域外であること。 ・下水道管理者の許可を要し、浄化槽の基準については、浄化槽法に基づく型式認定浄化槽、建築基準法に基づく型式適合認定浄化槽に該当すること。
	その他	○	浄化槽指導要綱	必要に応じて放流先の管理者に意見を求めること。
新潟県	地下浸透	○	保健所長・土木事務所長あて部長通知 「浄化槽設置届出等の事務処理について」	条件付き放流 (トレンチの構造、周辺地下水との関係など)
富山県	地下浸透	○	建築基準法、富山県浄化槽事務取扱要領	原則として地下浸透は認めていない
福井県	地下浸透	○	建築基準法施行細則第12条の3	建築基準法施行細則第12条の3に規定する「特に知事が定めるもの」を定めておらず、全面禁止としている。 【建築基準法施行細則第12条の3】 建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する知事が衛生上特に支障があると認め指定する区域は、建築基準法第2条第35号の特定行政庁である市町長の統轄する区域、下水道法第2条第8号に規定する処理区域および同法第4条第1項の事業計画の認可を受けたを定めた区域で特に知事が定めるものを除く県内全域とする。
山梨県	地下浸透	○	山梨県浄化槽指導要綱第5条第2項	条件付き放流(条件は、下記のとおり) 付近に適当な放流先がなく、浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、次に掲げる基準に適合する処理装置を設置するものとする。 (1) トレンチ等により放流水を均等に散水できる構造であること。 (2) 浸透速度が早い場所に設置する場合は、重力浸透を防止するシート等を設けること。 (3) 日照、通風が良好で、雨水等の冠水のおそれがない場所に設置すること。 (4) 隣地境界線からおおむね1メートル以上離れた場所に設置すること。 (5) 地下水水位が地表面から1.5メートル以上深く、かつ、井戸その他の水源から水平距離で30メートル以上離れた場所に設置すること。
長野県	地下浸透	9	し尿浄化槽表流水の地下浸透に関する指導基準	・適正な地下浸透速度 ・地下浸透装置の構造 ・十分な地下浸透面積の確保 ・地下浸透装置の維持管理 ・所定の処理水質の満足
	その他	2	東御市浄化槽の設置に関する指導基準 伊那市浄化槽法関係事務処理要領	・法令に基づき管理者との手続きが必要な場合には法令上の手続きが行われていること。
岐阜県	地下浸透	7	現地機関あて通知 可児市開発協議要綱	原則認めていない。蒸発散も含め放流先が無いこと。現地機関による事前確認 管理者の許可
	蒸発散	7	現地機関あて通知 可児市開発協議要綱	放流先が無いこと。現地機関による事前確認 管理者の許可
	その他	1		管理者事前同意
静岡県	地下浸透	2	御前崎市浄化槽設置事業費補助金交付要綱 第16条 函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱	浄化槽設置に伴う排水先水路がない場合、浸透槽による排水をすることができるが、その場合は隣接する全ての地権者又は居住者の同意書を補助金交付申請書に添付しなければならない。 施行区域内の生活排水(し尿、雑排水)及び工場等の事業系排水は、浸透処理を行わないこととされている。ただし、合併処理浄化槽で処理した生活系排水で、浸透処理排水の基準に適合し、周囲に河川及び水路がなく、排水施設を接続することが困難で近隣の状況によりやむを得ないと認められ、かつ、有効な浸透処理施設を設置する場合は、この限りでない。
		○	静岡県浄化槽取扱指導要綱	(1) 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ浄化槽の放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。ただし、適当な放流先がなく、やむを得ず放流水を地下浸透させるときにあって、次により生活環境の保全及び公衆衛生上支障がないよう措置するときは、この限りではない。 ア 放流水が停滞しない程度の浸透能力を有する装置(以下「浸透装置」という。)を設けること。 イ 浸透装置を設置する場所は、雨水等の流入のおそれなく、かつ隣地に影響を及ぼさない場所であること。 ウ 浸透装置の点検及び清掃が容易に行えるものであること。 (2) 飲料用井戸等の水質を汚染するおそれのないこと。
愛知県	衣浦湾	1	碧南市公害防止指導基準	指導基準適用対象工場等のうち、臨海部の工業専用地域に工場等を新築、増築、改築等をする場合は指導基準に基づき公害防止計画書を作成し、碧南市と公害防止に関する協定を締結するものとする。
	ため池	1	なし	ため池施設管理団体の放流同意書の提出
	その他	3	道水路管理者内規 名古屋浄化槽指導要綱	原則許可しない 所有者又は管理者の同意 土地改良区への排水同意書の提出が必要

2.7. 放流水域に対する規制について

(平成28年3月末現在)

都道府県名	④その他の放流方法			
	放流先	規制の有無注)	根拠	規制条件
三重県	地下浸透	○	三重県浄化槽指導要綱	1 地下放流方式については、原則として次の各号に該当するものとする。 (1) 都市計画区域内にあっては、処理対象人員が50人以下のものであること。 (2) 構造承認を受けた浄化槽と、これからの放流水を土壌に均等に散水して浸透させる装置とを組合せた構造とすること。 (3) 地下浸透部分は、地下水位が地表面から1.5m以上深い地域に、かつ、土壌の厚さが1m以上の区域に設けること。また、井戸、その他の水源及び隣地境界から水平距離30m以内の位置並びに崩壊等の災害の生じる危険のある区域に設けないこと。 (4) 処理対象人員1人(50リットル/日)当りの浸透部分の面積は、一般の土壌の場合4m ² 以上とし、浸透の良くない土壌の場合は、浸透速度等により必要面積を算出すること。 (5) 一般の土壌の場合、散水管はトレンチに埋設し、トレンチ内に均等に散水できる構造とすること。トレンチの幅は50cm以上90cm以下、深さ60cm以上とし、トレンチの底部には15cm以上の砂をしき、その上部に10cm以上の砂利で囲った散水管を敷設し砂で埋戻すこと。砂で埋戻した上部は5cm以上の覆土を行うこと。 (6) 散水管相互の間隔は、2m以上とすること。散水管の流入口から末端までの距離は、20m以下とすること。 (7) 散水管の径は10cm以上の有孔管とし、孔は管底に設けて孔径は1cm程度とすること。 (8) 散水管の流入部と管末に水位点検孔を設けること。 (9) 浸透部分の能力に支障を生じた場合は、トレンチの砂等の交換を行うこと。 2 上記以外の方式で1と同等以上の性能があると認められるものとする。
	その他	○	三重県浄化槽指導要綱	(規制条件) 放流先として公共用水域がない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。ただし、放流水を上記の方法等により処理する場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りでない。
	全て	1	なし	放流先の管理区長との協議報告書の提出を求める。
滋賀県	地下浸透	○	滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第3号 市町浄化槽取扱要綱第4条第3号	【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条】浄化槽の放流水は、原則として地下浸透しないこと。 【市町浄化槽取扱要綱第4条】浄化槽の放流水は、原則として地下浸透しないこと。
	蒸発散	○	滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第4号 市町浄化槽取扱要綱第4条第4号	【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第4号】浄化槽の放流水を蒸発方式で処理する場合における蒸発面積は、汚水量50リットル当たり2m ² 以上とすること。 【市町浄化槽取扱要綱第4条第4号】浄化槽の放流水を蒸発方式で処理する場合における蒸発面積は、汚水量50リットル当たり2m ² 以上とすること。
	その他	2	滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第1号、第2号 市町浄化槽取扱要綱第4条第1号、第2号 民法第221条	【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【市町浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【民法第221条】 土地の所有者は、その所有地の水を通過させるため、高地又は低地の所有者が設けた工作物を使用することができる。 2 前項の場合には、他人の工作物を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。
京都府	地下浸透	○	京都府浄化槽の設置等に関する要綱他(各市長村も同様の運用)	同要綱第8条第1号：浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路等を有すること。
大阪府	地下浸透	2	枚方市公害防止条例第5条	事業部都市整備課と協議 工場又は事業場を設置している者は、有害物質を含むものとして枚方市公害防止条例施行規則第3条で定める要件に該当する水(枚方市公害防止条例施行規則第3条で定める法律又は大阪府の条例に規定する水を除く。)を地下に浸透させてはならない。
兵庫県	地下浸透	○	兵庫県浄化槽指導要綱	原則禁止。(土質等の関係から、放流水を地下浸透する以外適当な方法がない場合であって、公共用水域等の水質の保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに防災上支障がないと認められるときは、この限りでない。)
	地下浸透	3	神戸市浄化槽指導要綱 姫路市浄化槽指導要綱 淡路市浄化槽設置指導要綱	同要綱第4条第4項：浄化槽からの放流水を、原則として地下に浸透させてはならない。 同要綱第5条第2号：原則禁止 生物化学的酸素要求量除去率90パーセント以上、放流水10当たりのBOD20ミリグラム(日平均値)以下の機能を有する浄化槽を設置しなければならない。
	蒸発散	○	兵庫県浄化槽指導要綱	原則禁止。(土質、降雨量及び表面積の関係から、放流水を蒸発散する以外適当な方法がない場合であって、公共用水域等の水質の保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに防災上支障がないと認められるときは、この限りでない。)
奈良県	地下浸透	○	「奈良県浄化槽取扱いの手引き」で保健所等衛生部局と協議を行い承認を得ることとされているが、実質禁止。	全面禁止
	蒸発散	○	奈良県浄化槽取扱いの手引きで保健所等衛生部局と協議を行い承認を得ることとされているが、実質禁止。	全面禁止
和歌山県	地下浸透	○	建築基準法施行令第32条第2項の区域を指定していないため	全面禁止 【建築基準法施行令第32条】 2 特定行政庁が地下浸透方式により汚物(便所から排出する汚物をいい、これと併せて雑排水を処理する場合にあつては雑排水を含む。次項及び第三十五条第一項において同じ。)を処理することとしても衛生上支障がないと認められ指定する区域内に設ける当該方式に係る汚物処理性能に関する技術的基準は、前項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、次の表に定める性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。
	蒸発散	○	和歌山県浄化槽取扱要綱	全面禁止
鳥取県	地下浸透	1	鳥取県通知 「浄化槽に係る事務の取扱いについて」	原則として、水源から30メートル以上離れていること。 原則として、地下浸透処理装置は、隣地境界線から3メートル以上離れていること。 原則として、地下水位が放流口付近の地下1.5メートル以上の深さにあること。
島根県	その他	○	島根県浄化槽取扱指針	付近に下水路、公共溝渠その他適当な排水場所があること。 放流水により飲料水が汚染されるおそれのない場所
岡山県	地下浸透	○	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針(岡山市、倉敷市も同様の指針有り)	浄化槽の放流水の地下水への放流及び地下への浸透については、生活環境の保全上及び地下水の保全上の観点から、これを行わないこと。
	蒸発散	○	平成3年7月31日付け、県廃棄物対策室長から各保健所(支所)長あて事務連絡	放流同意等の取得できないもの(※当時)について、地下に浸透しない構造のもののみ認める。
広島県	地下浸透	1	(北広島町)浄化槽法第1条	地下水の保全の為、地下浸透は認めていない
山口県	地下浸透	○	山口県浄化槽の設置等に関する指導要綱	第5 放流水は、原則として地下に浸透させてはならないものとする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
	地下浸透	1	下関市浄化槽の設置等に関する指導要綱第9条	周辺に河川又は水路等の有効な放流先のない場合、放流水の地下浸透は、尿原浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年7月14日建設省告示第1292号。)第5の2によるもののみこれを認める。
	その他	○	山口県浄化槽の設置等に関する指導要綱	第4 浄化槽の放流水(以下「放流水」という。)は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならないものとする。 2 水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管放流先の確保が困難な場合、浄化槽放流水の地下浸透方式による処理に係る指針(ガイドライン)に基づき設置することとしている。
徳島県	地下浸透	○	徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領第6条第1項	浄化槽の構造に関する要領(香川県)
香川県	地下浸透	○	浄化槽の構造に関する要領(香川県)	地下浸透方式の浄化槽の設置は、できない。
高知県	地下浸透	29	高知県浄化槽指導要綱	付近に適当な放流先がない場合に限り、処理方法等が高知県浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準に適合するもの。
	地下浸透	1	安芸市浄化槽指導要綱	付近に適当な放流先がない場合に限り、処理方法等が安芸市浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準に適合するもの。
福岡県	地下浸透	1	大牟田市浄化槽指導要綱第5条	都市下水路、河川等適切な放流先があること
	地下浸透	56	(保健所設置市以外の市町村)福岡県浄化槽事務取扱要領	設置場所の要件として、適当な放流先があることとしている。
	その他	1	福岡市浄化槽事務取扱要領	原則として、都市下水路、河川等適切な放流先があること

2.7. 放流水域に対する規制について

(平成28年3月末現在)

④その他の放流方法

都道府県名	放流先	規制の有無(注)	根拠	規制条件
佐賀県	地下浸透	1	佐賀県浄化槽指導要綱	原則として公共用水域への放流すること(地下浸透方式の原則禁止)
	その他	1	神埼市開発行為指導要綱(19条)	放流先の利害関係者の同意を得、市長と協議し、措置の万全を期すること。(下水溝の施設設置)
長崎県	地下浸透	3	長崎市(長崎市浄化槽指導要綱) 佐世保市(佐世保市浄化槽取扱要領) 香崎市(浄化槽放流の地下浸透規定について) H14年4月19日14鹿対第44号、14建第214号	長崎市(適当な放流水路がなく、かつ衛生上支障がない場合) 佐世保市(放流水の地下浸透方式は、原則として認めないものとする。ただし、都市下水路等の適当な放流水路がなく、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できる。) 香崎市(放流水の浸透地点から水平距離30M以内に、飲用に供する井戸が無いこと等)
	その他	1	時津町(時津町浄化槽整備事業の実施に関する条例施行規則第2条条例第2条1項に規定する合併処理浄化槽とは、生物化学的酸素要求量(以下BODという)除去率90%以上、放流水のBODが日間平均値20ミリグラム/リットル以下の機能を有するものとする。ただし、水道水源の流域においては、放流水の総窒素濃度が20ミリグラム/リットル以下又は総磷濃度1ミリグラム/リットル以下の機能を有するものとする。)	水道水源の流域に放流する場合、高度処理型を設置することとしている。
熊本県	地下浸透	44	熊本県浄化槽取扱要項第15条 他(各市町村も同様の運用)	放流水は、地下浸透させないこと。ただし、知事が特別に認める場合を除く。
		1	錦町浄化槽取扱要項第15条 他	放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。 浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。
	蒸発散	44	熊本県浄化槽取扱要項第14条 他(各市町村も同様の運用)	蒸発散処理施設を設置するのに十分な敷地を有すること。 公衆衛生上支障がなく、有効な日照、通風等が得られる場所に設置すること。 蒸発散処理施設は、隣地境界から5メートル以上離れた場所に設置すること
その他	44	熊本県浄化槽取扱要項第15条 他(各市町村も同様の運用)	放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。	
大分県	地下浸透	○	大分県浄化槽指導要綱	環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は原則として浄化槽を設置しないこと。
宮崎県	地下浸透	○	宮崎県浄化槽指導要領	放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。 第4条 浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 (2)設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (7)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (4)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
	蒸発散	○	宮崎県浄化槽指導要領	放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。 第4条 浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 (2)設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (7)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (4)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
	その他	○	宮崎県浄化槽指導要領	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。 第4条 浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 (2)設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (7)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (4)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
鹿児島県	地下浸透	○	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	(7) 都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、地下浸透施設を設置するための十分な敷地を有すること。 (4) 浄化槽からの排水であること。 (9) 処理対象人員10人以下であること。 (2) 浸透性土壌であること。 (4) 飲用井戸から水平距離で30m以上離れ、かつ、これを汚染するおそれがないこと。 (6) 隣地から3m以上離れていること。 (4) 地域の実状に即した構造とすること。
	蒸発散	○	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	(7) 都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、蒸発散施設を設置するための十分な敷地を有すること。 (4) 浄化槽からの排水であること。 (9) 隣地から3m以上離れていること。 (2) 地域の実状に即した構造とすること。
沖縄県	地下浸透	○	沖縄県浄化槽取扱要綱	原則禁止。他の放流方法が無く、蒸発散による処理がでない場合などに、要件を満たす浄化槽、地下浸透処理装置を設置することにより認める。
	蒸発散	○	沖縄県浄化槽取扱要綱	他の放流方法がない場合。
	その他	○	沖縄県浄化槽取扱要綱	

注)「○」は都道府県として規制、(数字)は規制している市町村数

28. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体

(平成28年3月末現在)

都道府県名	市町村数	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体
北海道	44	北海道、札幌市、旭川市、釧路市、美瑛市、江別市、紋別市、士別市、名寄市、千歳市、登別市、伊達市、知内町、島牧村、蘭越町、南幌町、新十津川町、妹背牛町、鷹栖町、東神楽町、美瑛町、南富良野町、剣淵町、幌加内町、増毛町、小平町、初山別村、猿払村、中頓別町、幌延町、美幌町、津別町、置戸町、佐呂間町、豊浦町、厚真町、音更町、鹿追町、芽室町、更別村、池田町、浜中町、標茶町、別海町、羅臼町
青森県	4	青森市、十和田市、平内町、大鰐町
岩手県	10	岩手県、盛岡市、宮古市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、紫波町、西和賀町、洋野町、一戸町
宮城県	4	名取市、柴田町、川崎町、丸森町
秋田県	3	能代市、横手市、仙北市
山形県	15	鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、長井市、南陽市、中山町、河北町、大江町、最上町、舟形町、大蔵村、高島町、川西町、小国町
福島県	16	会津若松市、白河市、喜多方市、二本松市、田村市、伊達市、下郷町、南会津町、猪苗代町、会津坂下町、金山町、西郷村、矢吹町、玉川村、三春町、小野町
茨城県	0	茨城県
栃木県	25	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	2	群馬県（前橋、高崎を除く）、前橋市、高崎市
埼玉県	5	川越市、秩父市、越谷市、ときがわ町、小鹿野町
千葉県	3	千葉市、船橋市、柏市
東京都	1	八王子市（市町村設置）
神奈川県	3	横浜市、川崎市、山北町
新潟県	9	新潟県、新潟市、長岡市、新発田市、村上市、佐渡市、田上町、出雲崎町、湯沢町、刈羽村
富山県	0	富山県
石川県	5	金沢市、七尾市、輪島市、羽咋市、能登町
福井県	0	
山梨県	8	甲府市（市町村設置のみ）、山梨市、北杜市（市町村設置型のみ）、甲斐市（市町村設置型のみ）、甲州市（市町村設置型のみ）、早川町、身延町（市町村設置のみ）、道志村
長野県	32	松本市、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、千曲市、川上村、南牧村、南相木村、立科町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、阿智村、下條村、売木村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、木祖村、木曾町、麻績村、生坂村、坂城町、高山村、山ノ内町、栄村
岐阜県	1	岐阜市
静岡県	1	掛川市
愛知県	1	岡崎市
三重県	7	松阪市（市町村型）、大台町、多気町、南伊勢町、大紀町、伊賀市、紀宝町
滋賀県	2	近江八幡市、守山市
京都府	10	京都市、舞鶴市、綾部市、宮津市、向日市、京丹後市、南丹市、宇治市、京丹波町、与謝野町
大阪府	1	高槻市
兵庫県	4	伊丹市、丹波市、朝来市、佐用町
奈良県	5	奈良県、奈良市、生駒市、曽爾村、黒滝村、上北山村
和歌山県	29	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	8	鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、湯梨浜町、北栄町
島根県	8	松江市、浜田市、大田市、奥出雲町、飯南町、美郷町、津和野町、海士町
岡山県	2	岡山県、岡山市、倉敷市
広島県	18	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、安芸郡海田町、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	5	山口県、下関市、山口市、萩市、長門市、周南市
徳島県	1	徳島県、三好市
香川県	1	香川県、高松市
愛媛県	10	今治市、宇和島市、大洲市、伊予市、西予市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、鬼北町
高知県	2	高知県（28市町村）、高知市、安芸市
福岡県	7	北九州市、大牟田市、うきは市、朝倉市、みやま市、小竹町、春香町
佐賀県	4	佐賀県、佐賀市、唐津市、有田町、江北町
長崎県	0	長崎県（長崎市、佐世保市を除く19市町）
熊本県	12	玉名市、菊池市、美里町、南関町、長洲町、和水町、大津町、南小国町、南阿蘇村、山都町、水上村、苓北町
大分県	8	大分県、大分市、日田市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、姫島村
宮崎県	1	宮崎県、宮崎市
鹿児島県	0	鹿児島県
沖縄県	0	沖縄県
合計	337	

注) 都道府県数として定めているのは、19道県である。

28. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況

(平成28年3月末現在)

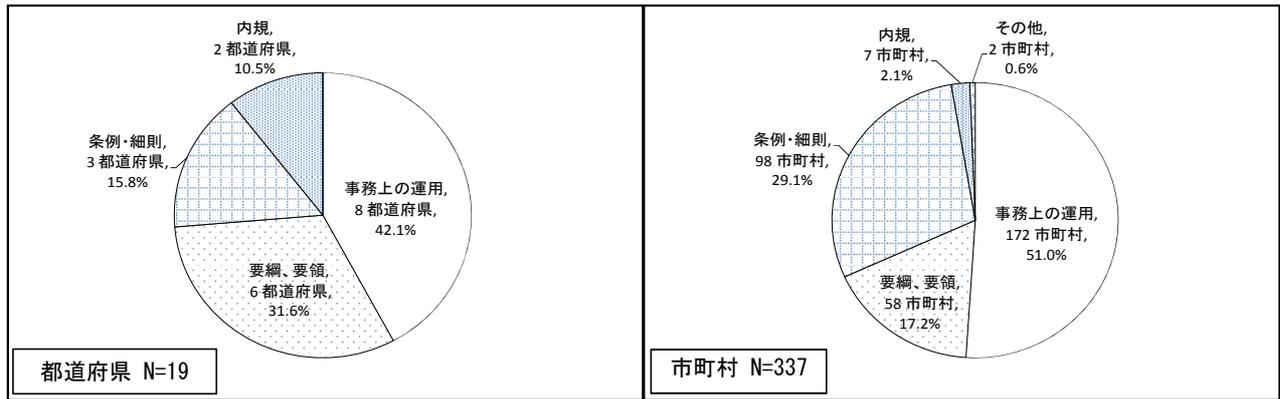


図1 根拠法令等

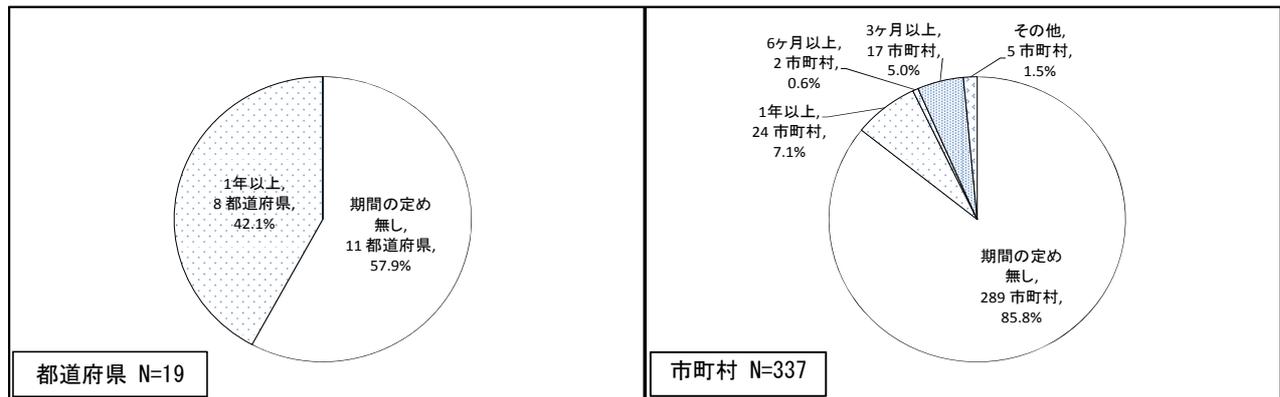


図2 使用しない期間について

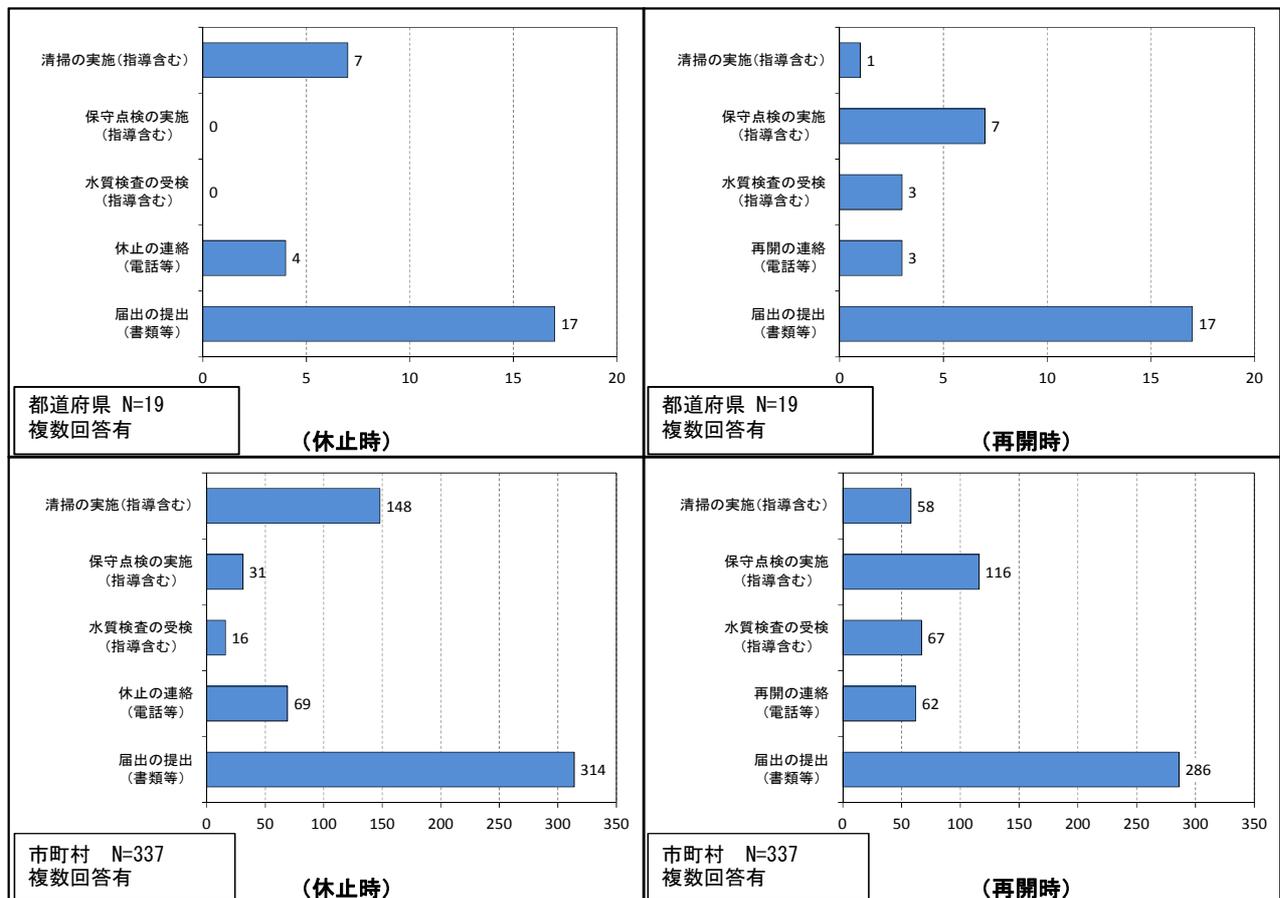


図3 休止時及び再開時の手続き、措置等

29. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(1) 地方公共団体が所有する浄化槽の基数

(平成28年3月末現在)

都道府県名	全浄化槽 (基)		合併処理浄化槽 (基)		単独処理浄化槽 (基)	
		うち防災拠点		うち防災拠点		うち防災拠点
北海道	12,492	556	11,152	331	1,340	225
青森県	2,659	442	1,730	205	929	237
岩手県	10,046	315	9,838	282	208	33
宮城県	7,801	222	7,554	180	247	42
秋田県	8,259	134	7,781	112	478	22
山形県	4,972	308	4,389	164	583	144
福島県	7,689	799	6,510	484	1,179	315
茨城県	5,909	1,016	4,987	654	922	362
栃木県	2,184	712	1,183	379	1,001	333
群馬県	10,157	821	8,139	408	2,018	413
埼玉県	4,907	807	3,958	618	949	189
千葉県	5,639	1,278	3,644	773	1,995	505
東京都	1,850	92	1,600	56	250	36
神奈川県	2,082	324	1,356	138	726	186
新潟県	5,001	170	3,835	95	1,166	75
富山県	938	101	614	41	324	60
石川県	3,759	151	3,238	93	521	58
福井県	1,322	58	1,115	34	207	24
山梨県	1,647	292	1,069	152	578	140
長野県	5,622	199	5,398	178	224	21
岐阜県	5,103	856	4,036	542	1,067	314
静岡県	5,636	672	3,747	352	1,889	320
愛知県	4,591	1,248	2,116	574	2,475	674
三重県	6,616	623	5,546	379	1,070	244
滋賀県	573	84	452	66	121	18
京都府	5,974	173	5,854	136	120	37
大阪府	1,772	147	1,298	88	474	59
兵庫県	1,297	44	1,012	26	285	18
奈良県	2,716	263	1,732	93	984	170
和歌山県	4,597	569	3,094	269	1,503	300
鳥取県	2,372	124	2,152	48	220	76
島根県	11,197	669	10,791	438	406	231
岡山県	4,656	302	4,059	151	597	151
広島県	9,934	848	7,649	536	2,285	312
山口県	2,826	442	1,889	200	937	242
徳島県	5,890	911	2,541	408	3,349	503
香川県	4,470	472	3,664	279	806	193
愛媛県	7,214	707	5,415	402	1,799	305
高知県	4,039	566	3,080	390	959	176
福岡県	9,904	442	9,343	247	561	195
佐賀県	8,640	260	8,325	176	315	84
長崎県	3,532	517	2,897	337	635	180
熊本県	6,500	218	5,461	121	1,039	97
大分県	5,166	511	4,183	304	983	207
宮崎県	4,727	485	3,742	271	985	214
鹿児島県	11,417	939	8,216	386	3,201	553
沖縄県	2,575	344	1,491	250	1,084	94
合計	248,869	22,233	202,875	12,846	45,994	9,387

29. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(2) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途

(平成28年3月末現在)

都道府県名	基 数	用途区分												
		住居等	学校教育施設	集会場等	庁舎等	保健所等	病院等	観光保養施設等	消防署警察署	廃棄物処理浄水施設等	公衆便所等	その他	不明	
北海道	1,340	289	254	227	71	11	14	81	10	60	181	136	6	
青森県	929	112	230	159	64	6	7	68	25	32	132	82	12	
岩手県	208	13	92	35	8	1	1	7	1	6	26	18	0	
宮城県	247	27	65	27	11	0	1	4	0	19	79	14	0	
秋田県	478	52	75	89	22	2	3	41	3	25	133	32	1	
山形県	583	54	134	71	35	0	0	39	13	7	153	75	2	
福島県	1,179	224	349	297	79	0	3	26	14	5	107	74	1	
茨城県	922	16	324	160	43	3	4	54	28	30	169	88	3	
栃木県	1,001	20	381	105	36	4	12	24	86	25	283	25	0	
群馬県	2,018	74	448	460	83	0	2	67	169	70	462	183	0	
埼玉県	949	49	243	156	46	2	1	6	54	70	296	26	0	
千葉県	1,995	117	721	264	345	0	14	21	101	24	384	4	0	
東京都	250	70	33	29	11	1	5	6	10	14	48	18	5	
神奈川県	726	24	166	71	50	0	2	20	81	26	163	108	15	
新潟県	1,166	119	280	141	74	0	5	57	47	26	288	128	1	
富山県	324	8	42	39	77	1	0	10	22	5	112	8	0	
石川県	521	31	93	92	32	1	1	18	42	25	156	28	2	
福井県	207	15	22	37	29	0	1	31	1	7	45	19	0	
山梨県	578	71	172	121	27	4	3	24	25	3	107	18	3	
長野県	224	33	25	14	12	1	1	32	0	9	85	12	0	
岐阜県	1,067	81	248	150	111	8	12	38	17	17	321	58	6	
静岡県	1,889	210	514	144	151	0	1	8	0	0	631	230	0	
愛知県	2,475	327	893	255	123	4	4	30	67	102	517	139	14	
三重県	1,070	95	267	213	85	2	20	25	42	66	218	37	0	
滋賀県	121	13	40	9	13	0	4	5	1	12	16	6	2	
京都府	120	0	36	23	10	0	1	3	5	7	21	14	0	
大阪府	474	42	130	70	36	0	5	2	34	35	36	80	4	
兵庫県	285	26	70	23	16	0	3	13	16	42	42	34	0	
奈良県	984	75	213	191	97	0	16	51	14	15	114	67	131	
和歌山県	1,503	360	377	317	97	15	18	14	66	35	133	71	0	
鳥取県	220	23	39	53	7	0	0	11	1	1	68	17	0	
島根県	406	42	128	73	19	0	2	2	19	17	90	14	0	
岡山県	597	88	144	152	36	0	6	24	9	24	74	40	0	
広島県	2,285	1,090	385	278	94	0	18	39	28	18	93	224	18	
山口県	937	139	281	148	62	1	7	17	39	21	151	69	2	
徳島県	3,349	1,558	536	464	46	2	12	55	125	47	195	188	121	
香川県	806	144	205	161	76	2	20	40	9	10	88	51	0	
愛媛県	1,799	296	358	517	92	0	32	23	50	2	298	131	0	
高知県	959	310	223	122	67	0	12	9	18	28	133	33	4	
福岡県	561	37	169	106	33	7	2	19	12	15	148	13	0	
佐賀県	315	39	85	51	29	0	0	5	28	5	40	32	1	
長崎県	635	64	169	80	48	0	8	14	2	12	184	53	1	
熊本県	1,039	155	285	169	45	1	22	25	15	4	276	39	3	
大分県	983	71	247	170	23	0	5	74	19	12	249	101	12	
宮崎県	985	185	197	134	41	2	4	28	49	23	258	64	0	
鹿児島県	3,201	1,080	777	434	167	4	22	74	51	11	269	285	27	
沖縄県	1,084	213	263	120	51	5	10	11	53	7	141	117	93	
合 計	45,994	8,181	11,428	7,221	2,830	90	346	1,295	1,521	1,076	8,213	3,303	490	

29. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(3) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分 (平成28年3月末現在)

都道府県名	基数	人槽区分						
		5~20	21~50	51~100	101~200	201~500	501~	不明
北海道	1,340	593	592	85	48	21	1	0
青森県	929	259	266	196	123	78	7	0
岩手県	208	34	99	41	17	14	0	3
宮城県	247	83	81	42	28	11	2	0
秋田県	478	125	189	106	38	19	1	0
山形県	583	220	242	75	31	15	0	0
福島県	1,179	427	516	140	56	33	7	0
茨城県	922	250	422	159	63	27	1	0
栃木県	1,001	338	358	178	78	45	2	2
群馬県	2,018	870	824	174	80	70	0	0
埼玉県	949	369	389	122	38	30	0	1
千葉県	1,995	605	765	299	174	143	9	0
東京都	250	89	114	26	16	5	0	0
神奈川県	726	260	250	112	51	37	2	14
新潟県	1,166	410	548	117	51	32	8	0
富山県	324	114	136	55	11	8	0	0
石川県	521	208	205	73	23	11	0	1
福井県	207	70	94	24	16	3	0	0
山梨県	578	198	237	77	34	18	2	12
長野県	224	49	63	58	30	16	2	6
岐阜県	1,067	296	505	185	47	28	6	0
静岡県	1,889	772	866	175	39	34	3	0
愛知県	2,475	855	1,043	359	121	91	1	5
三重県	1,070	301	457	208	56	39	9	0
滋賀県	121	39	54	18	5	5	0	0
京都府	120	28	55	23	5	5	0	4
大阪府	474	149	220	61	20	19	4	1
兵庫県	285	102	127	38	11	6	0	1
奈良県	984	281	365	172	77	35	8	46
和歌山県	1,503	483	423	272	170	126	8	21
鳥取県	220	73	103	26	8	9	1	0
島根県	406	152	198	45	5	6	0	0
岡山県	597	198	293	67	23	16	0	0
広島県	2,285	1,275	694	194	88	33	1	0
山口県	937	276	403	168	58	30	2	0
徳島県	3,349	2,196	709	249	139	25	3	28
香川県	806	310	409	78	6	3	0	0
愛媛県	1,799	706	845	195	46	7	0	0
高知県	959	388	331	147	57	34	0	2
福岡県	561	74	174	144	96	68	5	0
佐賀県	315	94	99	54	37	30	1	0
長崎県	635	119	261	128	86	38	3	0
熊本県	1,039	398	428	150	42	21	0	0
大分県	983	436	414	93	31	9	0	0
宮崎県	985	469	365	100	39	12	0	0
鹿児島県	3,201	1,496	1,011	408	184	101	1	0
沖縄県	1,084	462	476	113	2	4	2	25
合計	45,994	17,999	17,718	6,029	2,504	1,470	102	172